

目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成28年6月9日(木曜日)	5
3. 議事日程(第1号)	5
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	13
8. 日程第4 市長提出議案上程(議第56号から議第76号まで)	16
9. 日程第5 提案理由の説明	16
10. 日程第6 請願・陳情の報告(請第3号から請第5号まで、陳第6号)	21
11. 日程第7 意見書案上程(意見書案第5号)	22
12. 意見書案審議(質疑・討論・採決)(意見書案第5号)	22
13. 議案及び請願・陳情の委員会付託	23
14. 散 会	25
15. 平成27年6月20日(月曜日)	29
16. 議事日程(第2号)	29
17. 開 議	31
18. 日程第1 全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達	31
19. 日程第2 委員長報告	32
20. 総務委員長報告	33
21. 建設経済委員長報告	42
22. 文教厚生委員長報告	49
23. 日程第3 質疑・討論・採決(議第48号から議第53号まで、議第56号から 議第75号まで、請第2号から請第4号まで、陳第6号)	58
24. 日程第4 閉会中の継続審査の件	67
25. 日程第5 議案審議(質疑・討論・採決)(議第76号)	68
26. 日程第6 委員長報告	69
27. 公共施設等建設特別委員長報告	69
28. 日程第7 意見書案上程(意見書案第6号)	79
29. 日程第8 意見書案審議(質疑・討論・採決)(意見書案第6号)	80
30. 散 会	80

31. 平成28年6月27日（月曜日）	83
32. 議事日程（第3号）	83
33. 開 議	87
34. 日程第1 一般質問	87
35. 徳村登志郎議員 質問	87
36. 城戸 淳議員 質問	92
37. 田中英雄議員 質問	99
38. 松本憲二議員 質問	111
39. 前田正治議員 質問	129
40. 田畑久吉議員 質問	142
41. 閉 会	152

平成28年第3回玉名市議会定例会会期日程
 (会期 6月9日から6月27日までの19日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	9	木	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 請願・陳情の報告 意見書案上程 意見書案審議 議案及び請願・陳情の委員会付託
6	10	金	午前10時	委員会	総務委員会
6	11	土		休 会	(市の休日)
6	12	日		休 会	(市の休日)
6	13	月	午前10時	委員会	建設経済委員会
6	14	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
6	15	水		休 会	
6	16	木		休 会	
6	17	金		休 会	
6	18	土		休 会	(市の休日)
6	19	日		休 会	(市の休日)
6	20	月	午前10時	本会議	委員長報告(質疑・討論・採決) (一般質問発言通告締切 午後5時)
6	21	火		休 会	
6	22	水		休 会	
6	23	木		休 会	
6	24	金		休 会	
6	25	土		休 会	(市の休日)
6	26	日		休 会	(市の休日)
6	27	月	午前10時	本会議	一般質問 閉会宣告

第 1 号

6 月 9 日 (木)

平成28年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成28年6月9日（木曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程（議第56号から議第76号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願・陳情の報告（請第3号から請第5号まで、陳第6号）
- 日程第7 意見書案上程（意見書案第5号）
- 日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）（意見書案第5号）
- 日程第9 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程（議第56号から議第76号まで）
 - 議第56号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
 - 議第57号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第58号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第59号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第60号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第61号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第62号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第63号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
 - 議第64号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第65号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第66号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第67号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第68号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第69号 第2次玉名市総合計画基本構想の策定について
- 議第70号 玉東町との定住自立圏形成協定の締結について
- 議第71号 和水町との定住自立圏形成協定の締結について
- 議第72号 南関町との定住自立圏形成協定の締結について
- 議第73号 市道路線の認定について
- 議第74号 財産の取得について
- 議第75号 財産の取得について
- 議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 請願・陳情の報告（請第3号から請第5号まで、陳第6号）

- 請第3号 玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願
- 請第4号 青野本村の赤川水系における水田の構造改善事業を求める請願
- 請第5号 玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願
- 陳第6号 市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める請願

日程第7 意見書案上程（意見書案第5号）

- 意見書案第5号 平成28年熊本地震における財政支援及び合併特例債の期限見直しを求める意見書の提出について

日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）（意見書案第5号）

日程第9 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 北本将幸君 | 2番 | 多田隈啓二君 |
| 3番 | 松本憲二君 | 4番 | 徳村登志郎君 |
| 5番 | 城戸淳君 | 6番 | 西川裕文君 |
| 7番 | 嶋村徹君 | 8番 | 内田靖信君 |
| 9番 | 江田計司君 | 10番 | 田中英雄君 |
| 11番 | 横手良弘君 | 12番 | 近松恵美子さん |
| 13番 | 福嶋讓治君 | 14番 | 宮田知美君 |
| 15番 | 前田正治君 | 16番 | 作本幸男君 |
| 17番 | 森川和博君 | 18番 | 高村四郎君 |
| 19番 | 中尾嘉男君 | 20番 | 田畑久吉君 |

21番 小屋野 幸隆 君

22番 竹下 幸治 君

23番 吉田 喜徳 君

24番 永野 忠弘 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長 堀内 政信 君

事務局次長 荒木 勇 君

次長補佐 平川 伸治 君

書記 松尾 和俊 君

書記 富田 享助 君

+++++

説明のため出席した者

市長 高 崙 哲 哉 君

副市長 斉 藤 誠 君

総務部長 上 嶋 晃 君

企画経営部長 原 口 和 義 君

市民生活部長 小 山 眞 二 君

健康福祉部長 村 上 隆 之 君

産業経済部長 吉 永 訓 啓 君

建設部長 磯 谷 章 君

会計管理者 今 田 幸 治 君

企業局長 北 本 義 博 君

教育委員長 桑 本 隆 則 君

教育長 池 田 誠 一 君

教育部長 伊 子 裕 幸 君

監査委員 坂 口 勝 秀 君

午前10時01分 開会

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、平成28年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

8番議員 内田靖信君、9番議員 江田計司君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、6月3日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から27日までの19日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○15番（前田正治君） 異議あり。議長、討論の許可をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 異議ありということですので、15番、前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会における一般質問について、質問日を1日間として、質問者6名と制限することに異議があり、反対であります。

一般質問は、市民からのさまざまな市政に関する要望を、市政に反映させる場であり、

○19番（中尾嘉男君） 解散せれ、もう。

○15番（前田正治君） また、市長の政治姿勢や施策の市政運営について、市民の立場からそれをただす場であります。一般質問を制限することは、市政を活性化することには決してつながりません。「言論の府」とされる議会が、一般質問に制限を設けることは、議会の自殺行為と言わざるを得ません。地震対応で大変な時期ならば、なおさら議会で活発な議論を通じて、防災対策を充実強化することこそ、市民が求める議会の役割であります。

一般質問を行なうか、行なわないか、これはそれぞれ議員のみずからの判断であり、強制されるものではありません。私は、一般質問を議会ごとに欠かさず行なうことが、

市民から選出された私の議員としての勤めだと認識しております。ですから、一般質問を1日限りで6名までとしたことで、質問の機会を奪われることには納得できません。一般質問の希望者には、全員に質問をさせることを求めて、私の討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

○8番（内田靖信君） 議長。

○議長（永野忠弘君） 8番 内田靖信君

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。

会期の決定について異議がありますので、討論を行ないます。

6月定例会の会期については、一般質問を通常の3日間から2日間削減をし、1日間に短縮することとなっております。この背景に、熊本地震における執行部の多忙感、疲労感を考慮しての削減・縮小ならば、本末転倒の出来事であります。本来、今回の6月定例会は、地震に対する各種検証と今後の玉名市の防災力の強化等を議論すべきものでありまして、その一般質問を制限することは、市議会議員みずからがその権限、権利を放棄することとなります。玉名市議会は執行部ともどもに、被災者の痛みと苦しみ、また、その災害に対する不安を抱えられながら生活を送っておる多くの玉名市民の思いに寄り添いながら、これを議論する議会であるべきです。かつての天水町では、たびたび甚大な風水害に見舞われましたが、当時の議会、執行部からただの一度も、ただの1人も定例会を短縮したり、一般質問を制限する等々の議論は全くございませんでした。甚大な風水害のたびに、生命と財産と暮らしを守るべく、砂防ダムの建設、防災行政無線の各世帯への配付、河川改修、さらに湛水防除事業など、議会で真剣に議論をしつつ、その実現に努め、当時の天水町民の安全と安心を図ってまいりました。このような経過を考えましても、今回の会期の短縮とそれに伴う一般質問の制限は、市民の生命、財産と暮らしを守るべく、玉名市の第一義的責務を半ば放棄することとなります。私たちは、市議会議員としての原点に戻り、市民のための議会運営を行なわなければ、多くの玉名市民の議会不信を増幅させることとなります。ひいては議会議員一人一人の信頼を失い、玉名市議会のあるべき姿が厳しく問われることとなります。

以上によりまして、6月定例会の会期に対しまして、異議を申し上げ、会期の延長を提案し、反対するものでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

○11番（横手良弘君） はい。

○15番（前田正治君） 11番 横手良弘君

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） おはようございます。

11番、市民クラブの横手です。

私は、議会運営委員会の委員長として、一言、会期の決定に討論がありましたので、それに対してお答えしたいと思います。

きょう、一言お断りをしておきます。原稿も何もありませんので、もし、数字やら言い間違いがありましたら、ここでおわびをしておきます。

今回の議会運営委員会で決定した日程につきましては、議会運営委員会の中でも2回も暫時休憩という休憩を取りまして、今回の一般質問はやめたほうがいいんじゃないかという意見もありました。そしてまた、2日に短縮したらどうかという意見もありました。先ほど議員から言われた議員の中にも2日間にしたらどうかという意見がありました。私は2日間するのであれば、3日間するのも同じだということを言いました。そして、2時間以上の皆さんの貴重なる御意見等々を拝聴した上で、今回の日程は決定したわけでありまして、県下のおよその市、町を見ましたときも、今回の震災後の6月の定例会に関しましては、会期短縮ということで、熊本市におきましては1日議会、そしてまた県議会におきましても10日間議会ということで、議会の会期短縮が行なわれております。どういうことかと言ったら、今回、玉名市においても、最高自主避難所は40カ所設けられました。そのとき職員は張りついております。24時間体制で張りついております。今回の5月の連休に関しましても、1階の被災受付のいろんな相談事、市民の相談事に対しましても、職員皆さんが日々交替で休みなしで出ております。今回、6月の定例会をまた一般質問を通常どおり行なうのであれば、補佐さん以上ですかね、ちょっとよくその辺はわかりませんが、議場の中には部長級クラスの職員さんが張りついております。それ以外の職員さんが裏の控え室で、随時おのおの一般質問の中の通告外のことが発生したり、そしてまたいろんな御意見等々がある中で、数字等の打ち合わせがあるために、後ろで控えていると私は聞いております。そういった中で、ただでさえ、業務が滞っている中で、そこまでの配慮は、私は議員としてするのは必要があるんじゃないかなということで、議会運営委員会の中で、皆さん方の貴重なる御意見を拝聴した上で、今回の議会は、日程は決定しております。どうか皆さん方の御協力、御理解のもとに、やはり議運で決めた日程等は、尊重していただきたいと思い、私はここに立ちました。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

○23番（吉田喜徳君） 議長。

○議長（永野忠弘君） 23番 吉田喜徳君

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 今日の、きょうこのごろは非常事態であります。かねての議会ではないと、このような認識はだれもがしておられるんじゃないかと思います。

私は、30年の議員生活の中で、議運で決定したことが、この本会議でそれが修正、あるいはまた異議申し立て、そういうことに対しては一度も記憶はありません。やはり、議会運営委員会というのは、国会においても大臣を務めた人、非常に経験のある人、そしてそれ以上の思いを持っている人たちが国会でも議会運営委員会や委員長になっておられるのであります。議会運営委員会の権威と尊重、これに対しても私は、日程変更に関する議員で決めた日程変更に関する異議がある次第でございます。なおまた、時々9時、10時、私は、この玉名町地区に住む議員として、この通りを通ることがあります。今まで以上に電気がついて、「ああ、これはいわゆる災害に対する対応する職員の皆さんのいわゆるこれはそのための仕事をしておられるんだな。」と、こういうふうに思うわけであり、命の大切さ、職員に対する思いやり、これをいつものとおり17、8名、15、6名の人がこの壇上に立って、質問を展開すれば、それに対する時間というのは、これにプラスされて、非常な過労死になるとも決して過言ではないと、私は推察をいたす次第であります。

よって、議会運営委員会の日程どおりここで決定されることを切望いたしまして、討論といたします。

以上です。

○19番（中尾嘉男君） なんしよっとかい、議長は、ほんなこて。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

○19番（中尾嘉男君） なし。

○12番（近松恵美子さん） はい。

○議長（永野忠弘君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 無会派の近松です。

ただいま地震による対応で職員が忙しいからということ、るる御意見ございましたけれども、これはやり方次第だと思うんですね。話し合いによって職員が多忙ですから、ここまでの数字は出せませんとかですね、そういういろんなやり方があると思います。一番大事なのはですね、確かに本当に今回大変だったろうと思いますけれども、総予算の中でも一部であり、そして通常業務は粛々と計画に沿って、また進められているということなんですね、市政そのものが災害だけに追われているわけではないと、そういうふうなことがありますので、これが9月まで待てるかというそういう案件があるわけでございます。私たちは市政を監視する、また、市民の声を届けるという重要な役割を担っています。この議員に対して発言の機会を制限するというのは、議員の責務を議員みずか

らが放棄したことになると、じゃあ今までの一般質問は何だったんだろうかと、そのように思います。皆さんが、職員の皆さんがお忙しい中で、それを配慮しながらも、今やはり議論しなければいけないこと、またあとに回せること、そのことを十分吟味しながらも、やはり強制的に発言の機会を議員みずから制限することに対して反対しまして、会期の延長に対して賛成いたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

○11番（横手良弘君） もう1回よかですか。

○議長（永野忠弘君） 11番 横手良弘君。

○15番（前田正治君） 何遍でんよかつかいた、そぎゃん。

○13番（福嶋譲治君） 調べちみれ、そら。

○15番（前田正治君） 何遍でんよはなかる。

○11番（横手良弘君） 議長の言いなはるけんよかつたろうたい。

〔「よかよか」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） よかつかな。

○19番（中尾嘉男君） 休憩するかいた。

○議長（永野忠弘君） はい、結構です。

○11番（横手良弘君） よかですか。

○19番（中尾嘉男君） 5遍どましなっせ。

〔11番 横手良弘君 登壇〕

○11番（横手良弘君） 言いそびれた点は、1点だけ、ちょっと済みません。

先ほど言う中で、やっぱり原稿がなかけん言い忘れるとですよ、どういうことかと言いますと、震災後、議員は全員協議会という形で何回か市役所のほうに足を運びまして皆さんで議論をしております。その中で執行部のほうからいろんな説明を受け、そしてまたそこでいろんな御質問等々もあっておりました。それが私は議員としての先ほど言われました一般質問の機会をなくすということは市民から負託された議員としての御意見等々を拝聴する場がなくなるということは、それには当たらないと思っております。全員協議会が1回も開かれなくて、こういう定例会だけであれば、その意見もあるかと思えますけれども、全員協議会はその間、震災後行なわれており、執行部のほうからるいろんな説明があり、そしてまた議員の方々もいろんな御質問等をそのときもなさっております。そのことを言い忘れておりましたので、ここで一言つけ加えたいと思いません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） ありませんか。

なければ、これにて討論を終結いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、採決に入ります。

会期については、異議がありますので、起立により採決いたします。

会期については、本日から6月27日までの19日間とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。

よって、会期については、本日より6月27日までの19日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第3回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

まだ、熊本地震の余震が続いております。先の地震で地盤が緩んでいる地域が県内各所で見受けられます。特に、阿蘇地方の山肌の崩落、益城町、宇城市や宇土市の被災状況、そして、熊本県のシンボルである熊本城の惨状には目を覆うばかりでございます。

気象庁から、今月4日ごろ、「九州北部が梅雨入りしたとみられる」との発表がございました。本市でも目に見えないところで地盤が緩んでいるところがあるやもしれません。余震もまだ続いており、梅雨の長雨により土砂災害など、二次災害の発生も懸念されるところでございます。一度災害が発生すれば、行政や防災関係機関は可能な限り最善を尽くし対応いたしますが、しかしながら、すべてにおいて対応することは極めて困難であり、住民の自主的な防災活動である「地域の助け合い」の支援が必要となってまいります。「自分たちのまちは自分たちで守る」という隣保協同の精神のもと、地域の

ことを一番知り尽くしている校区や行政区等を単位とする「自主防災組織」の結成、育成、そして強化のための協力体制づくりを、今後も極力推進していかなければと思っ
ているところでございます。

先月31日には市防災会議及び市水防協議会合同会議を行ない、本市の現状の共通認識と役割の再認識をしたところでございます。今後、今回の地震を踏まえ、各部局と地震時における対応等の検証を行ない、既存の計画書において変更が必要な部分については十分な精査を行ない、今回の災害の教訓を活かした実効性のある防災計画書をつくり上げていかなければならないと思うところでございます。

梅雨シーズンを迎えますと、本市を代表するイベントの一つ「高瀬裏川花しょうぶまつり」も見ごろとなってきます。地震の影響で開催も危ぶまれましたが、「玉名温泉夢まつりYOSAKOI」は中止となったものの、無事開催できてホッとしているところでございます。こういった状況であるからこそ、皆さんに元気を与えるこのまつりを開催することに意義があるように思います。

矢旗も立ち並び、期間中、夜間はライトアップにより、一層その鮮やかさが増しており、特に6月4日のメインイベントでは、歩行者天国の中で行なわれる、昔懐かしい遊びなど「オン・座・ロード」や、ライトアップされた中に浮かび上がる花しょうぶを背景に行なわれる「花しょうぶコンサート」など1日遅れましたけれども、多彩なイベントが行なわれました。地震の影響で来客者もあまり多くないと聞いていますが、産業経済部はもとより、全庁挙げての行事、最終日の11日まで全市を挙げて取り組み、より多くのお客様にお越しいただきたいと願っているところでございます。

さて、本議会に提案いたしておりますのは、予算案といたしまして、平成28年度玉名市一般会計補正予算案など8件、条例案件といたしまして、玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどについて5件、人事案件としまして、人権擁護委員候補者の推薦について1件、その他といたしまして、第2次玉名市総合計画基本構想の策定についてなど7件、合わせて、21件を今議会に提案をいたしております。

平成28年度一般会計の補正予算の主なものでございますが、熊本地震に係る災害復旧費として、総合体育館アリーナの柱補修、玉名中学校のエレベーターの修理や玉南中学校教室棟の改修工事など、主に本格復旧に向けた経費を計上いたしたほか、震災後の避難所における業務などに従事した職員の時間外勤務手当等を計上いたしております。

また、地震により農業用施設等が被災した農業者を対象に、農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧及び施設の撤去等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を計上いたしております。

次に、岩崎排水路整備に関連した既設水路の改修を目的といたしまして、玉名地区排

水路測量設計業務委託料を計上いたしております。これは、企業誘致土地利用計画により新玉名駅南側の水路つけかえを行なうものでございます。

次に、本年10月から導入を予定しております市内循環バスでございますが、築地立願寺線沿いに新設する9カ所のバス停車場設置に要する経費を計上いたしております。市内循環バスは、玉名市地域公共交通連携計画に基づき、バス路線の運行の効率化と、公共交通不便地域の解消を図るため、玉名駅を起点として国道208号線から築地立願寺線、玉名市役所、玉名駅通りを1周30分で運行する計画で、産交バスと協議中でございます。

そのほか、4月の職員定期異動及び機構改革に伴う人事配置による職員給与等の調整を計上いたしております。

さて、このたび、平成29年度から10カ年間の市政運営の基本となる「第2次玉名市総合計画基本構想案」を策定し、今議会に上程いたしております。今回の基本構想は、これまで学識経験者や各種団体の代表、市議会議員を含む25名で策定審議会を組織し、4回の会議を開き、十分な議論を重ね、策定に至ったところでございますが、本市の将来像として、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を定め、特に「人」と「自然」を基本にして、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになれるまちづくりを目指し、本年度中には、より具体的な施策を盛り込んだ、平成29年度から平成33年度までの5カ年間の基本計画を策定する予定といたしております。

次に「玉名圏域定住自立圏構想」について、申し上げます。平成26年度から開始しました玉名圏域定住自立圏の形成に向けた取り組みにつきましては、昨年7月7日に「中心市宣言」を発表させていただき後、玉名郡の各町と連携して、玉名圏域全体の住民の生活機能を確保するために取り組むことのできる事業などを検討するため、玉名圏域定住自立圏形成準備会を設立し、精力的に議論を進めてまいりました。その結果、昨年度末には、玉東町、和水町及び南関町のそれぞれと、11分野約20項目にわたる連携項目の事前協議が整いました。この取り組みをさらに進めるためには、本市と各町との間で定住自立圏形成協定を締結しなければなりません。そのためには、市と町のそれぞれの議会の議決が必要でございます。私は、今後の玉名圏域発展のために、本市が玉名圏域の中心的な役割を担い、圏域自治体の力を結集する試みを図るなど、率先垂範して、圏域全体の社会・経済活動の活性化に努めなければならないと考えており、今議会で議案を上程したところでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは副市長、総務部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

日程第4 市長提出議案上程（議第56号から議第76号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から、議第76号人権擁護委員候補者の推薦についての議案21件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

私のほうからは、議第56号から議第63号までの補正予算関係8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページをご覧ください。

まず、初めに、議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたします補正予算は、熊本地震被害の本格復旧に向けた経費を計上いたしましたほか、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので御提案いたすものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,072万6,000円を追加し、総額を340億2,526万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は2,557万6,000円の追加で、個人番号カード交付事業費補助金などでございます。15款県支出金は5,896万2,000円の追加で、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金などでございます。17款寄附金は234万円の追加、18款繰入金は財政調整基金繰入金を2億3,199万6,000円追加するものでございます。20款諸収入は2,500万円の追加で、コミュニティ助成事業助成金などでございます。

次に、歳出につきましては、4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴う職員給与の調整、共済費の負担率変更による減額などにより、人件費の総額として855万2,000円の減額を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行なっておりま

す。

職員給与以外の主なものにつきましては、2款総務費は1億44万円の追加で、コミュニティ助成事業補助金、通知カード・個人番号カード関連業務交付金などがございます。3款民生費は3,400万1,000円の減額で、社会福祉協議会への自主避難所に係る経費などがございます。4款衛生費は2,271万4,000円の減額、6款農林水産業費は5,438万円の追加で、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金などがございます。この中で被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、地震により農業用施設が被災した農業者を対象に、農業経営を維持していくために必要な農産物の加工施設の復旧等を支援するための補助金でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

7款商工費は1,413万円の追加で、商店街空き地空き店舗対策事業補助金などがございます。8款土木費は3,081万4,000円の追加で、市内循環バス新規バス停車場整備などがございます。9款消防費は4,155万8,000円の追加で、震災後の避難所における業務などに従事した職員の時間外勤務手当等がございます。10款教育費は716万6,000円の減額で、11款災害復旧費は1億6,281万4,000円の追加で、市総合体育館アリーナの柱破損等補修などがございます。

第2表地方債補正につきましては、漁港整備事業債の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第57号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ314万3,000円を減額し、総額を109億5,895万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整が主な理由でございます。

次に、議第58号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,657万8,000円を追加し、総額を78億3,167万7,000円とするものでございます。歳入につきましては、5款県支出金は、介護給付費負担金の過年度分の清算により、374万9,000円を追加するものでございます。7款繰入金は、一般会計の繰入金で624万円の減額、8款繰越金は、平成27年度の決算見込みにより4,904万1,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費は、定期異動等に伴う職員給与等の調整、7款諸支

出金は、平成27年度の介護給付費等の決定に伴う、国、県、支払基金への償還金でございます。

次に、議第59号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ156万8,000円を減額し、総額を3,834万4,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

次に、議第60号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料の4ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、総額を8億697万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

次に、議第61号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条の収益的支出の補正につきましては、153万6,000円を追加し、総額を8億7,521万3,000円とするもので、主に定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

次に、議第62号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、4万4,000円を減額し、総額を15億1,451万1,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

資料の5ページでございます。

最後に、議第63号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては1,118万9,000円を減額し、総額を4億4,137万4,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

以上、補正予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、議第64号から議第75号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第64号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の4階以上の階の保育室等の設備の基準を一部見直すものでございます。また、家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況に対処すべく、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、当面の間の措置として、保育士配置の要件の弾力化を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第65号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭資格を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第66号玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、風営法から飲食を伴わないダンス営業等を除くことに伴い、第2条第1項に号ずれが生じたので、条文を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第67号玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは小学校の学校再編により、平成30年4月に、玉名市立玉陵小学校が開校することに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、現在ある玉名市立の梅林小学校、月瀬小学校、玉名小学校、石貫小学校、三ツ川小学校及び小田小学校を玉名市立玉陵小学校に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。

議第68号玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市社会体育施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市岱明B&G海洋センター内のミーティングルームについて、冷暖房を使用する場合の使用料の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第69号第2次玉名市総合計画基本構想の策定についてでございますが、これは本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるには、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

9ページから35ページまでをお願いいたします。

議第70号から議第72号までの定住自立圏形成協定の締結についてでございますが、これらは定住自立圏形成協定を締結するためには、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、昨年7月3日に中心市宣言を行なった本市が、住民生活等において密接な関係を有する玉東町、和水町又は南関町との間で、定住自立圏形成協定を1対1で締結するものでございます。

協定につきましては、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化及び圏域マネジメント能力の強化の3つの政策分野について、相互の役割及び連携する事項について規定するものでございます。

36ページをお願いいたします。

議第73号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回新たに認定する路線は、県道熊本玉名線の切りかえ工事に伴い、旧道として引き継ぐ八銚旧県道線の1路線でございます。

38ページをお願いいたします。

議第74号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容としたしましては、マイナンバー制度の施行に伴い、現在、特定個人情報を取り扱う職員が使用しているパソコンを業務専用とするため、サーバー、パソコン等の機器類を西部電気工業株式会社熊本支社から取得するものでございます。取得価格は2,717万9,280円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本会議で御承認をいただきまして、本契約の締結とするものでございます。

39ページをお願いいたします。

議第75号財産の取得についてでございますが、これも玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

内容としたしましては、中学校のパソコン教室で生徒及び教職員用の機器に使用するため、サーバー、パソコン等の機器類を西部電気工業株式会社熊本支社から取得するものでございます。取得価格は4,473万9,540円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本会議で御承認をいただきまして、本契約の締結とするものでございます。

以上、条例案件等について、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

[市長 高峯哲哉君 登壇]

○市長（高峯哲哉君） 本会議に提案いたしております人事案件の提案理由を説明申し上げます。

議第76号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員の木下すみ子氏が、平成28年9月30日をもちまして任期満了となるため、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、1件の人事案件につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 請願・陳情の報告（請第3号から請第5号、陳第6号）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第3号 玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願

請第4号 青野本村の赤川水系における水田の構造改善事業を求める請願

請第5号 玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願

陳第6号 市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情

以上、請願 3 件、陳情 1 件が今回提出されております。
内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

日程第 7 意見書案上程（意見書案第 5 号）

○議長（永野忠弘君） 日程第 7、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程いたします。

意見書案第 5 号 平成 28 年熊本地震における財政支援及び合併特例債の期限見直しを求める意見書の提出について

以上、意見書案 1 件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

まず、ただいま議題となっております意見書案第 5 号については、議事の都合により、会議規則第 37 条第 3 号の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、先に審議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 5 号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、先に審議することに決定いたしました。

意見書案第 5 号の提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第 5 号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第 8 意見書案審議（質疑・討論・採決）（意見書案第 5 号）

○議長（永野忠弘君） 日程第 8、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第 5 号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。意見書案第 5 号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） なしと認めます。

これより、討論に入ります。意見書案第 5 号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第 5 号 平成 28 年熊本地震における財政支援及び合併特例債の期限見直し

を求める意見書の提出について

採決いたします。

意見書案第5号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第76号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案21件、請第3号玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願から請第5号玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願までの請願3件、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める請願の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま一括して議題となっております事件のうち、議第76号人権擁護委員候補者の推薦について、以上、人事案件1件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第76号については、議事の都合により、会議規則第37条第3号の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、議第76号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第76号の委員会付託を省略します。

議第76号については、6月20日の本会議に、その審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは委員会付託を省略いたしました議第76号を除き、ただいま一括して議題となっております事件については、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

議第56号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補

正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費・第 2 表 地方債補正 変更)

議第 6 9 号 第 2 次玉名市総合計画基本構想の策定について

議第 7 0 号 玉東町との定住自立圏形成協定の締結について

議第 7 1 号 和水町との定住自立圏形成協定の締結について

議第 7 2 号 南関町との定住自立圏形成協定の締結について

議第 7 4 号 財産の取得について

議第 7 5 号 財産の取得について

陳第 6 号 市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情

建設経済委員会

議第 5 6 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算 (第 3 号)

(第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費、⑪災害復旧費 6 項その他公共施設・公用施設災害復旧費)

議第 5 9 号 平成 2 8 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 0 号 平成 2 8 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 1 号 平成 2 8 年度玉名市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 2 号 平成 2 8 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 3 号 平成 2 8 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 6 号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議第 7 3 号 市道路線の認定について

請第 4 号 青野本村の赤川水系における水田の構造改善事業を求める請願

文教厚生委員会

議第 5 6 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算 (第 3 号)

(第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費、⑩教育費、⑪災害復旧費 5 項文教施設災害復旧費)

議第 5 7 号 平成 2 8 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議第 5 8 号 平成 2 8 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 4 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 5 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 7 号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 8 号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第 3 号 玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願
- 請第 5 号 玉名第 1 保育所の一刻も早い建てかえを求める請願
-

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 1 0 日から 1 9 日までは委員会審査のため休会とし、2 0 日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前 1 1 時 1 2 分 散会

第 2 号

6月20日 (月)

平成28年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成28年6月20日（月曜日）午前10時00分開会

日程第1 全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達

日程第2 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第3 質疑・討論・採決

（議第48号から議第53号まで、議第56号から議第75号まで、請第2号から請第4号まで、陳第6号）

日程第4 閉会中の継続審査の件

日程第5 議案審議（質疑・討論・採決）（議第76号）

日程第6 委員長報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達

日程第2 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第3 質疑・討論・採決

（議第48号から議第53号まで、議第56号から議第75号まで、請第2号から請第4号まで、陳第6号）

日程第4 閉会中の継続審査の件

日程第5 議案審議（質疑・討論・採決）（議第76号）

日程第6 委員長報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第7 意見書案上程

意見書案第6号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について

日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）（意見書案第6号）

散 会 宣 告

+++++

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達」を行ないます。

去る5月31日、東京都の東京国際フォーラムで開催されました全国市議会議長会第92回定期総会におきまして、自治功労者として本市議会の3名の諸君が表彰状を贈呈されました。表彰状を贈呈されたのは、議員15年以上の永年勤続表彰として中尾嘉男議員、議員10年以上の永年勤続表彰として内田靖信議員、江田計司議員、以上の諸君であります。ここにその栄誉をたたえ、心からお喜び申し上げますとともに、長年の御苦勞に対し、深く敬意を表する次第であります。

また、同じく全国市議会議長会第92回定期総会におきまして、全国市議会議長会地方行政委員会の委員として、その使命達成のために尽くした功績に対し、本市市議会の2名の議員に感謝状が贈呈されました。感謝状を贈呈されたのは、前議長の作本幸男議員、不肖、私、永野忠弘であります。

それでは、これより表彰状及び感謝状の伝達を行ないます。被表彰者及び感謝状受領者の方は、演壇の前へおいで願います。

[議長 永野忠弘君、19番 中尾嘉男君、8番 内田靖信君、9番 江田計司君、16番 作本幸男君、演壇前へ]

○議長（永野忠弘君） 表彰状、玉名市、中尾嘉男殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会、会長 岡下勝彦。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（永野忠弘君） 表彰状、玉名市、江田計司殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会、会長 岡下勝彦。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（永野忠弘君） 表彰状、玉名市、内田靖信殿。あなたは市議会議員として10

年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会、会長 岡下勝彦。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（永野忠弘君） 感謝状、玉名市、作本幸男殿。あなたは全国市議会議長会地方行政委員会副委員長として、会の運営のため重責に当たられ、今回の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第92回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。平成28年5月31日、全国市議会議長会、会長 岡下勝彦。

[感謝状の伝達]

[拍手]

○副議長（江田計司君） 感謝状、玉名市、永野忠弘殿。あなたは全国市議会議長会地方行政委員会副委員長として、会の運営のため重責に当たられ、今回の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第92回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。平成28年5月31日、全国市議会議長会、会長 岡下勝彦。

[感謝状の伝達]

[拍手]

[議長 永野忠弘君、19番 中尾嘉男君、8番 内田靖信君、9番 江田計司君、16番 作本幸男君、着席]

○議長（永野忠弘君） ただいま、表彰状及び感謝状を受領された皆さんにおかれましては、ますます御自愛の上、市政の発展と市民の福祉増進のため、なお一層の御活躍を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

日程第2 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

継続審査となっておりました議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号、平成27年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から議第53号専決処分事項承認について、専決第9号、平成28年度玉名市一般会計補正予算（第2号）まで、及び今期付託いたしました議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第75号財産の取得についての市長提出議案26件、継続審査となっておりました請第2号ATワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願及び今期付託いたしました請

第3号玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願並びに請第4号青野本村の赤川水系における水田の構造改善事業を求める請願の請願3件、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。請第5号玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願。以上、請願1件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、議案7件、陳情1件と継続審査としまして議案5件、請願1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、継続審査となっていました議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号、平成27年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分であります。

執行部から、この補正予算は、地方消費税交付金及び各種交付金の決定による補正と、担い手確保・経営強化支援事業の不採択に伴い、歳出歳入の減額補正を行なったもので、歳入歳出それぞれに5億3,112万2,000円を減額し、総額を307億1,984万2,000円とするもの。

内容としまして、歳入で地方消費税交付金が3億3,220万1,000円の追加、担い手確保・経営強化支援事業補助金の減額で、財政調整基金を4億380万8,000円減額するもの。歳出については、担い手確保・経営強化支援事業補助金5億3,136万1,000円の減額が主な理由であり、繰越明許費補正・地方債補正についての項目ごとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第48号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっていました議第49号専決処分事項の承認について、専決第4号、玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、条例の一部を改正するもの。

主な内容としては、法人市民税について地域間の税源の偏在性を是正するため、法人

税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるもの。軽自動車税については、軽自動車の取得の際の取得価格を課税標準として、燃費基準値達成度などにおいて税率が区分される環境性能割を軽自動車税に創設するとの説明がありました。

委員から、パーセントで3段階に分かれているのを金額でとの質疑に、執行部から、環境性能割の税率の区分は、課税標準を取得価格としているので、軽自動車購入した価格に対して、その燃費性能に応じて税率がかかってくるもので、従来の取得税にかわって環境割が課税されるとの答弁でした。委員から、乗用車から軽自動車に乗りかえがふえ、軽自動車税が玉名市に入ると思うが、金額が上がっているのなら、その差額は相当な金額になっているのではないかと質疑に、執行部から、27年度と28年度の調定額の比較で27年度の総調定額が1億9,131万1,700円に対して、28年度の調定額が2億2,767万8,900円で、3,636万7,200円増額しているとの答弁でした。委員から、その他の改正の延滞金について詳しい説明をとる質疑に、執行部から、相続税の財産評価をめぐり、当初申告された減額更正から再度増額更正され、ふえた税額に延滞税を加算するとの内容に増差税に延滞税は発生しないという最高裁の判決に基づき、税法の一部改正となったもので、通常のものではないとの答弁でした。委員から、玉名市にこうした事案が発生したのかとの質疑に、執行部から、はっきりとはわからないとの答弁でした。委員から、個人市民税の特定一般用医薬品等購入費については、どういうことかとの質疑に執行部から、医療費控除の特例で条件として健康維持のための健康診断等を受け、医療用から転用された一般向け医薬品及び一般用医薬品が、年間1万2,000円を超える額を所得金額から控除するもので、通常の医療費控除との併用はできないが、病院からの処方された薬は一般の医療費控除の対象となり、今回の特例は、医療用から転用された医薬品について適用があるとの答弁でした。委員から、平成29年度以降、法人市民税の税率が8.4%になるということで、玉名市の税収はどのような影響を受けるかとの質疑に、執行部から、今回の適用期日は平成29年の4月1日以降に対するもので、影響が出るのは平成30年度からになるので、現段階での影響額は、平成27年度分から試算をするとおおむね1億円程度の減収になると思われるが、地域間の偏在性を是正し財政力の格差が縮小するため、法人税割の一部が国税化されており、その税収全体を交付税に繰り入れることにより地方自治体の税財源は失われないとの答弁でした。委員から、「わがまち特例」を玉名市はどのように導入しているかとの質疑に、執行部から、適用になる課税客体は再生可能エネルギー、津波対策などに限られたもので、玉名市には太陽光発電施設以外で該当する課税客体はないとの答弁でした。委員から、該当する課税客体がある場合はとの質疑に、執行部から、今後新たに課税客体が発生した場合は、条例に基づき課税していくとの答弁でした。委員から、認定誘導事業者とはどういうものを指すのかとの質疑に、執行部から、国土交通大臣の

認定を受けた認定誘導事業者で、医療施設、商業施設、病院等の開発を行なう業者で、玉名市には該当する事業者はないとの答弁でした。委員から、玉名市に法人は何社あるか、税金は玉名市にどれだけ残るのかとの質疑に、執行部から、平成26年度の決算では、納税義務の事業所は、均等割が1,500社、税割が500社で、法人割等の一部が交付税の原資化になり、地方交付税として配分されるが、その額については、今は不透明な部分があるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第49号は、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました議第50号専決処分事項の承認について、専決第5号、玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法等の一部を改正するなどの法律の公布に伴い、税条例の一部改正するもの。

内容としては、地方税法中固定資産税等課税標準の特例の一部廃止及び新設に係る改正に伴う規定の整備等を行なうものとの説明がありました。委員から、どういう事業者や公共施設等を取得してなるのかとの質疑に、執行部から、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域内に誘導すべき事業施設・社会福祉施設等、整備計画の認定を受けた民間事業者ということとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第50号は、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号、平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)中付託分であります。

執行部から、熊本地震による被害に対し、迅速かつ円滑な復旧事業の実施を図るためのものである。歳入歳出それぞれ4億4,308万7,000円を追加し、総額を334億9,342万5,000円とするもの。

内容としては、災害廃棄物運搬・処理等の応急復旧に係る経費、国の災害査定前の着工が可能な農林水産施設及び公共土木施設の補助災害に係る本格復旧の経費との説明がありました。委員から、歳入について蒲島知事が、地震発生後から国に激甚災害で被害の費用を国で100%見てほしい旨を言っているがどうか。農地が2分の1、土木で66%来るようになっているが、見通しはどうかとの質疑に、執行部から、熊本地震が4月25日に激甚災害に指定され、農林水産業施設の補助災害については、補助率が95%にかさ上げ、公共土木施設の補助災害については84%にかさ上げと決定されている。現時点では、本市補助率が未定であるため公共土木が国66.7%、農地が2分の1、農業施設が65%で、通常災害の補助率をそのまま計算計上しているとの答弁でした。委員から、それは100%にならないのかとの質疑に、執行部から、財政措置がど

うなるか、市の負担がなくなるかについては、現時点では不明確であるため、財政調整基金の繰り入れで調整しているとの答弁でした。委員から、庁舎の周りの破損について、建ってまだ1年だが自前で修理をするのか、建設業者との話し合いはないのかとの質疑に、執行部から、建物に関しては、くいを深く打っているので沈み込むことは全くなかったが、周りのインターロッキングは地震前から多少の沈み込みがあったので、施工業者に手直しをしてもらっていた。今回、地震で起きた分については、市で整備をしているとの答弁でした。委員から、建物の保険はないのかとの質疑に、執行部から、保険については地震は適用外になるとの答弁でした。委員から、市が全面的に出すのも考えられない、建設業者と話し合いはしていないのかとの質疑に、執行部から、地震の前に結構下がっていたのでお願いしたことはあるが、地震で起きた部分は業者の責任はないと判断しているとの答弁でした。委員から、階段の壁が破損しているのはどうなるのか本来ならば、建築の保証は10年か、理由は地震でも、業者に打ち合わせをしないのがおかしい。業者は地震後、見に来たかとの質疑に、執行部から、業者は地震があった夜のうちから見に来た。階段の破損やサインが揺れて天井が少し剥がれたが、想定内のことと思う。これを製造責任と言えないので、市が見るべきと判断したとの答弁でした。委員から、地震での損害はわかるが業者との打ち合わせをする必要があるのではないのかとの質疑に、執行部より、業者との値段の交渉だが、担当のほうでしている。経費は3割程度としてある。また、屋上の電気設備の配線は、業者が無償で手直しをしている。保証の10年については、業者に瑕疵がある場合は、無償でできるが地震が原因の場合は、業者の瑕疵ではないと判断しているとの答弁でした。委員から、消防費が出ているが、消防団の人件費は見るのかとの質疑に、執行部から、消防団も延べ1,700人出動しているが、通常の手当て等で対応したいと考えている。1回の出勤手当ては1,500円であるとの答弁でした。委員から、旧玉名市と旧3町の無線は違うのか、つながりにくいとの話があるがとの質疑に、執行部から、現状は合併する前のそれぞれの電波で行なっているため、支所間ではつながるが、すべてはつながっていないとの答弁でした。委員から、今後整備をしていくのかとの質疑に、執行部から、平成29年、30年を目指して電波調査を行ない、さらに地域間で共有できるような整備計画を策定しているところであるとの答弁でした。委員から、被災者対策の課をつくって、今後、人員配置や場所はどのように計画されているのかとの質疑に、執行部から、1階環境整備課の隣に配置している。今後においては、独自の補助金の申請などがあるが、人員や新しい課をいつまで継続するかは、状況を見ながら検討していきたいと思うとの答弁でした。委員から、防災無線の件でまだ震災は終わっていない状況なので、早急につくる方向で、国、県に要望して、現状のものは使いながらも新設するような要望もすべき。質疑に、執行部から、今、4つの電波によって運用を行なっている。現在、電波調査を行なってい

る段階なので、調査が終わった後に通信局等に許可をとる。特別な補助等について県との協議を行ないたいとの答弁でした。委員から、塵芥処理費で3,240万円計上されているが、今後の対応としてどのような塵芥処理をする予定かの質疑に、執行部から、地震で発生した瓦れき等については、緊急対策として仮置き場を設置し、被災された方へ4月17日から5月13日までの約1カ月間を設けて受け入れ対応を行ない、一定の判断基準により対応し、今後の対応としては、一部損壊とかの瓦修繕で発生する残骸処理等については、市の補助金を検討され対応していただければとの答弁でした。委員から、補助金を活用して家屋の修理をしても、災害ごみの処理が高額になれば、今後大きな地震が発生した場合ごみ等の受け入れを開始するのか国の補助を使えば半分来るので有利になるが、今後玉名市がする場合、補助規定にのるかとの質疑に、執行部から、国、県通じて示してあるのは、現時点では7月までが限度と示されているとの答弁でした。委員から、新しい課で補助金等の対策も含めて業務になるのかとの質疑に、執行部から、あくまでも新しい課は、被災者の支援をするのが目的であるので、所管課での対応になるとの答弁でした。委員から、玉名市も積極的に要望していかないと取り残されるような気がするので、検討と努力をお願いしたいとの要望がありました。委員から、罹災証明の最終発行目標の動きはあるのかとの質疑に、執行部から、被災している住宅については、1次調査、2次調査を行なっている状況で、一部破損については、防災安全課で罹災証明書を発行している部分もある。いつまでに発行を終了させるということではなく、新しい課に相談があったときに誘導しており、罹災証明をいつまでに発行してしまうという目標は特にないとの答弁でした。委員から、制度の関係で必要になる調査、判定、これを行なう人という問題が出てくるが、そのための補正もしているようだが、人材の確保の見通しはとの質疑に、執行部から、営繕課を中心に各部より人材を集めて1次判定を行なっている。2次判定は委託する予定だが、今のところは営繕課の職員を中心に各課のメンバーが回っている状況である。これから2次調査の委託による体制を整えば、もっと加速していくと思われるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第52号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号、平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託分であります。

執行部から、歳入歳出それぞれ1億9,111万1,000円を追加し、総額を336億8,453万6,000円とするもの。この補正は、地震により、住宅や農地に被害を受けた方を支援する経費で、主な歳入は、国庫支出金が3,607万5,000円の追加で、被災住宅解体・処理事業補助金、歳出については、1億8,111万1,000円の追加で、被災住宅等復旧事業補助金、被災住宅応急修理事業、被災住宅解体・処理事業

に加え、新設の熊本市被災者支援課の事務費であるとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第53号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分でありませ

ず。

執行部から、歳入歳出それぞれ3億4,072万6,000円を追加し、総額を340億2,526万2,000円とするもので、歳入の主なものは、2,557万6,000円の追加で、個人番号カードの交付事業費補助金などで、歳出の主なものは、商工費が1,413万円の追加で、商店街空き地空き店舗対策事業補助金、土木費が3,081万4,000円の追加で、市内循環バス新規バス停車場整備などとの説明がありました。委員から、選挙管理費で1人増員になったのは、今後3人体制でいくのかとの質疑に、執行部から、選挙管理委員会は、数年前選挙がほとんどない時期があったので、減員をしたが3名に戻し、今後3人体制でいく予定であるとの答弁でした。委員から、繰入金の財政調整基金だが、平成27年度末での残高が65億円あり伸びてきているのはとの質疑に、執行部から、平成27年度末で残高が約65億円で、合併後毎年積立てを行なったので、結果的に65億円になった。しかし、28年度の取り崩しとしては、15億8,000万円ほどあるので、28年度末の残高は、50億円になる見込みとの答弁でした。委員から、今後国からの財政措置があった場合は、基金に入れるだろうが、今回は取り崩して使っているが、これが70億円になる可能性もある。しかし、合併時から35億円ぐらいの基金の調整を言ってきたが、特段の理由をもって基金を積み立てているのかとの質疑に、執行部から、普通交付税の増収分の15億円が平成28年度から5年間をかけてなくなるので、財政調整基金の積立てを行なっている。また、今回のような有事の際に備えて積立てを行なっているとの答弁でした。委員から、通常建設費の道路管理費の伸び率がないが、道路等の整備に毎年1億円、2億円使うと、大抵の整備はできるので、基金も大切だがある程度の目途を持って道路管理など運営も行なってもらいたいとの質疑に、執行部から、財政調整基金は有事の際にも役立つが、交付税等や道路状況等を鑑みながら必要な分について執行していきたいとの答弁でした。委員から、防災対策費の件で、時間外勤務手当で4,876万円あるがこれは国から来るのか、また、これは代休ではなくすべて時間外として支出しているのかとの質疑に、執行部から、災害に係る職員の時間外勤務手当については、基本的には交付税算入はないので、一般財源で対応することになる。今回の地震による財政措置が不明であるが、特別交付税である程度は措置されるのではないかと。また、職員には、時間外で対応する旨を伝えてあるので、代休を取得した者はいないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第56号中付託分については、原案のとおり全員異議

なく可決すべきものと決しました。

次に、議第69号第2次玉名市総合計画基本構想の策定についてであります。

執行部から、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるためとの説明がありました。委員から、区の戸数について多いところ、少ないところの差がとても大きい、こうした場合の統廃合なりの見直しは計画に反映されているのかとの質疑に、執行部から、区の統廃合については、総合計画には掲載したことはない。所管課からも要望されてないが、策定審議会等で意見があれば慎重に審議していきたいとの答弁でした。委員から、教育の場と緊急避難場所としての機能をもつ教育施設の計画的な整備のところで玉陵小・中学校の設計には耐震化など、安心して避難できる学校施設として使える要素が含まれてあるのかとの質疑に、執行部から、グラウンドや体育館は緊急避難場所としての機能を兼ねさせることができるため、こうした施設の整備を進めるとの意味で掲載しているが、より具体的には、基本計画の中で反映させたいとの答弁でした。委員から、目標人口の推計で玉名市推計、国推計準拠、社会保障・人口問題研究所推計の数字の違いは、また現在の人口の動きはどの質疑に、各世代で5年ごとの人口がそのままの形で推移していると仮定した場合、人口動態がなされるかを推計したもので出生率等も推計して、その数値が若干違う部分があるので推計の差があり玉名市推計は、県の理想出生率の方法をベースに市の実情に置きかえて推計したものである。また、人口の動きについては、社会動態と自然動態があり、平成27年度では577人の人口が減っている試算となるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第69号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第70号玉東町との定住自立圏形成協定の締結についてであります。

執行部から、住民生活などにおいて密接な関係を有する玉東町との間で、定住自立圏形成協定を1対1で締結するものであるとの説明がありました。委員から、これを締結すると財政措置があると思うがとの質疑に、執行部から、協定に伴う事業推計において、玉名市は年に8,500万円を上限として、近隣の町については1,500万円の財政措置があるとの答弁でした。委員から、玉名市民にとってどんな利点があるのかとの質疑に、執行部から、定住自立圏を結ぶことによって、玉名市のみが機能を提供するだけでなく、相互に利益を生むよう圏域としての定住化等を見据え、玉名市民にもメリットがあるように進めていきたいとの答弁でした。委員から、明確に定住自立圏の事業として行なうのかとの質疑に、執行部から、今後策定する共生ビジョンの中で決めていきたい。また、どの事業にどれだけの予算を使うといったことで、明確にして事業を行なうとの答弁でした。委員から、予算の上乗せ等の縛りはあるのかとの質疑に、執行部から、上乗せ等の縛りはないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第70号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第71号和水町との定住自立圏形成協定の締結についてであります。

執行部から、住民生活等において密接な関係を有する和水町との間で、定住自立圏形成協定を1対1で締結するものであるとの説明がありました。委員から、医療関係で今度、玉名中央病院と玉名地域医療センターが一緒になるが、これに和水町は入っていないのか、協議は進んでいるのか、結論は出るのかとの質疑に、執行部から、玉名地域医療センター、玉名中央病院と和水町の町立病院の3者で一緒に検討するというを進めているところで、すでに中央病院と医療センターは合意できているが、町立病院は前向きに進めているので結論は近々に出る予定との答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第71号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第72号南関町との定住自立圏形成協定の締結についてであります。

執行部から、住民生活等において密接な関係を有する南関町との間で、定住自立圏形成協定を1対1で締結するものであるとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第72号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第74号財産の取得についてであります。

執行部から、マイナンバー制度の施行に伴い、現在、特定個人情報を取り扱う職員が使用しているパソコンを業務専用とするため、サーバー、パソコン等の機器類を取得するとの説明がありました。委員から、今回の購入予定は何台かとの質疑に、執行部から、150台との答弁でした。委員から、今回の西部電気工業株式会社熊本支社は、セキュリティ強化に関してかなりの実績があるのかとの質疑に、執行部から、今までも実績があり、かなり詳しい会社であるとの答弁でした。委員から、落札率ほどのくらいか、何をもって議会で承認するのかとの質疑に、執行部から、契約が終わっていないので、公開できない。備品購入について事前公表はしていないので、お知らせできないとの答弁でした。委員から、工事と委託については、今年の4月1日から事前公表しているということだが、なぜ変わったのかとの質疑に、執行部から、入札参加者の積算技術の向上、内訳書の提出の義務づけとあわせて建設協会からの要望があり、これを踏まえて事前公表をした。物品購入の場合は、完成品を購入するもので、価格競争の要素が強いため、予定価格が目安となって高どまりするおそれがあることから事前公表はしていないとの答弁でした。委員から、見積もりはどこから何社とっているのかとの質疑に、執行部から、3社からとっていて、入札は一般競争入札で、今回の業者も入っているとの答弁でした。委員から、見積もりはメーカーからとれないのかとの質疑に、執行部から、

メーカーからは、価格を公表していないので、ほぼとれないので、販売会社からとる流れになっているとの答弁でした。委員から、今後物品購入についても公表するか見積もり業者を入札にいれないかなどの要望がありました。委員から、内規の公表について検討はしているのかとの質疑に、執行部から、内規は事務上の取り決めで審査会での基準などを内部的に決めていて、これを公表していないことについて判断が分かれていますので、答えることはできないとのことでした。

審査を終了し、採決の結果、議第74号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第75号財産の取得についてであります。

中学校でのパソコン教室での生徒及び教職員用の機器に使用するためサーバー、パソコン等の機器類を取得するものとの説明がありました。委員から、これも西部電気工業株式会社から見積もりをとったかとの質疑に、執行部から、予算要求時には見積もりをとっているとの答弁でした。委員から、地元3社から見積もりをとっているのかとの質疑に、執行部から、予算要求時にはとっていないとの答弁でした。委員から、地元業者から聞かずにほかからとるのは納得がいかない、同じパソコンでも大きいところと小さいところでは違うだろうが、値段だけではなく地元業者を育成することも考慮してほしいとの要望がありました。委員から、今回のパソコンは生徒が使用する通常のものかとの質疑に、執行部から、教育用のシステムが備わった機器であり、一体的な入札をお願いしているとの答弁でした。委員から、前号のパソコン購入と意味が違い、教育用の問題があるが、どこからでも購入できるものと推察し、反対する意見がありました。委員から、実際に機器類を見て今回に至ったのか、見積もりだけで判断するのはいかがかとの質疑に、執行部から、新規導入の条件や多岐にわたる教育用の内容を含んだものと、その指導も含んでいるもので、物品を納入するだけのものではないとの答弁でした。委員から、備品購入は幾らから議会承認が必要かとの質疑に、執行部から、2,000万円以上との答弁でした。

審査を終了し、挙手による採決の結果、議第75号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情であります。

委員から、もう一度考え直すべき問題と思うので、賛成の意見がありました。次に委員から、今回地震のとき市民広場公園があったのでよかったとの話を聞いたが、一体的なことを考え、着実に進んでいて、耐震も備わった避難所としても活用できるものを一刻も早く建設すべきで、安心して避難できる場所をさらに広げるという意味でも早期の建設を期待するところであり、また、建設位置3月に決まったことで、陳情はその後の

ことでそれを受けると事業は後戻りすることになるので、決定したことについては進めるべきと考え、反対との意見がありました。また、委員から、今回の地震は教訓で、広場と市民会館が入れかわると駐車場がなくなるし、市長の市民目線という言葉からいくと行政がしていることは果たしてどうなのかと思う次第で、今後陳情や市民運動が出てくると思うので、継続審査との意見がありました。ほかに委員から、今の市民会館と広場の広さ、また、広さの違う広場をどのようにしてもっていくかの質疑に、全体で約1万平方メートル、建物だけなら3,000平方メートルぐらいで、同じ広さのものはできないが、変わらないほどの駐車場スペースの確保はできるとの答弁でした。

以上で審査を終了し、継続審査との意見もありましたが、採決の結果、陳第6号については、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました請第2号ATワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願であります。

委員から、結論が出ていないし、補助を出して装着した人の感想はとの質疑に、高齢者には、便利との感想を聞いたので、継続との意見がありました。委員から、実績はどうだったかという質疑に、執行部から、平成23年度が30件、平成24年度が20件、平成25年度が7件との答弁でした。委員から、最近では自動ブレーキシステムもあるが、要望があれば採択しても構わないとの意見がありました。

以上で審査を終了し、継続審査との意見もありましたが、請第2号については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

〔建設経済委員長 田畑久吉君 登壇〕

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さんお疲れさまでございます。

今期、建設経済委員会に付託されております議案8件及び請願1件、並びに継続審査となっておりました議案3件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号、平成27年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳出の部、6款農林水産業費は5億3,112万2,000円の減額。その主なものは、担い手確保・経営強化支援事業補助金で、総合的なTPP関連政策大綱に基づく補正予算による農業用機械・施設整備費への補助金の申請について、ポイントが低かったため不採択となったことから、当該申請額5億3,136万1,000円減額するものがあります。また、繰越明許費の補正で、今述べました担い手確保・経営強化支援事業の減額と小浜繁根木線道路新設改良事業の減額、雪害対応産地再生緊急支援事業の追加で

あります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、担い手確保・経営強化支援事業補助金における地区ごとの人数とポイント数についての質疑に、執行部から、玉名地区16名、岱明地区20名、横島地区55名、天水地区34名で、最も高いポイントだったのは、玉名地区の6.63ポイントであり、採択されるには8.5ポイント以上必要だったとの答弁でありました。これを受け委員から、大規模農家でないとなかなかポイントがとれない面がある、また地区での申請なので、ポイントが低い農業者が幾つか入ると、地区全体のポイント平均が下がって不採択になってしまい、結果的にポイントが高い農業者も採択されない状況にある。ポイントが低い農業者に遠慮してもらうなどの対策が必要ではないかとの質疑に、執行部から、申請時の面談でそれぞれどれくらいポイントか十分認識されているが、事業はあくまで申請主義のため、ポイントが低いからといって申請を控えてもらうのは行政としては言いづらい、そういうことを地区内の認定農業者の間で話し合ってもらえればありがたいとの答弁でありました。これに対し委員から、認定農業者協議会とも協議して、ポイントが低い農業者へのポイントの取り方の勉強会の実施など、採択に向けた取り組みが必要との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第48号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号、平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)中付託分についてであります。

歳出の部、8款土木費から628万2,000円の増額で、その主なものは、罹災証明発行に伴う2次調査の委託料であります。11款災害復旧費は、2項農林水産施設災害復旧費が1億3,005万7,000円の増額、4項公共土木施設災害復旧費が1億5,258万7,000円の増額、6項その他公共施設・公用施設災害復旧費4目商工観光施設災害復旧費は1,646万3,000円の増額であり、これはいずれも4月14日及び16日の地震による災害復旧のための測量設計委託料や機械借り上げ料、工事請負費などです。

以上、執行部の説明を受け、委員から、青少年ホームは使えるようになったかとの質疑に、執行部から、照明の落下の危険などからしばらく使えなかったが、現在は修繕も終わり、使用可能との答弁でありました。また、委員から、用水路等の復旧状況についての質疑に、執行部から、用排水路のひび割れなど、被害の小さいものは田植えの前にほとんど終わっているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第52号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号、平成28年度玉名市一

一般会計補正予算(第2号)中付託分についてであります。

歳出の部、6款農林水産業費が1,000万円の増額、農地小規模災害復旧事業補助で、4月14日及び16日に発生した熊本地震により被災した農地の復旧に対して、対象の2分の1、上限20万円の補助を行なうものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、現時点での申請条件についての質疑に、執行部から、受付が5件、相談が10件くらいある。また、農地液状化についての説明会には、40名ほどの出席があったとの答弁でありました。さらに委員から、予算的には50件分になるが、足りるのかとの質疑に、執行部から、少ない経費でできるところもあると思われ、75件くらいになると考えているが、足りない場合にはまた追加をお願いしたいとの答弁でありました。また、委員から、熊本市などはいい補助制度が確立されていると聞いているので、参考にしてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第53号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第3号)中付託分についてであります。

歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費の156万8,000円の減額。6款農林水産業費が5,438万円の増額。そのうち主なものは、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金で1,800万円の増、また、熊本地震により被災された農業施設等の再建・修繕に必要な経費の9割程度を助成する被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で4,500万円の増などによるものであります。7款商工費では、1,413万円の増額。主なものは、商店街空き地空き店舗対策事業補助金で500万円の増額であります。8款土木費は3,081万4,000円の増額。主なものは、市内循環バス運行に伴う市道立願寺築地線のバス駐車場整備で1,645万4,000円の増額であります。11款災害復旧費6項その他公共施設・公用施設災害復旧費4目商工観光施設災害復旧費は、Y・BOXの修繕による129万6,000円の増額であります。また、各款共通して職員の定期異動や構造改革に伴う職員給与の調整などによる増減が計上されております。

以上、執行部の説明を受け、委員から、商店街空き地空き店舗対策事業に関して、先日の商工会議所の調査の状況についての質疑に、執行部から、空き店舗6軒、空き地が8件あると聞いている。新聞や玉名市の商工会議所のホームページに情報を掲載しているが、借りたいとの申し出はまだないとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第56号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第59号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)に

ついてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ156万8,000円を減額するもので、職員の定期異動に伴う職員給与等の調整等によるものであります。委員から、浄化槽の普及スピードが鈍ってきていると思われるが、促進する方法は考えているかとの質疑に、執行部から、促進に取り組んでいるものの、個人の費用負担があるので、住宅新築などがないとなかなか厳しい部分があるとの答弁でありました。これを受け委員から、各地域の区長を通して、推進が有効と思われるのでお願いするとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第59号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第60号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額するもので、職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第60号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第61号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出で153万6,000円の増額。これは、職員の定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、補正予算に上がっていないが熊本地震による水道事業に関する被害はなかったのかとの質疑に、執行部から、被害はあったが、補正予算に上げるまではなかった。対応としては、15日には天水町の北横内地区で水源の水に濁りが発生したため、朝から給水を停止し、正午から給水所を設置し、給水活動を行なった。また、16日の本震では、丸尾地区でも早朝から濁りを確認したので、給水活動を行なっている。その後、市内の幾つかの水源地で濁りが発生したので、最悪の事態を回避するため、自衛隊に給水支援を要請した。17日以降は自衛隊の派遣があり、断水している北横内地区や丸尾地区を初め、各家庭の井戸水に濁りが出た尾田地区や横島町にも給水していただいたとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第61号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第62号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出で4万4,000円の減額。これは、職員の定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第62号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出で1,118万9,000円の減額。これは職員の定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第63号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第66号玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第66号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第73号市道路線の認定についてであります。

これは、天水町小天の旧県道熊本玉名線の一部を市道八銚旧県道線として引き継ぐものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第73号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、請第4号青野本村の赤川水系における水田の構造改善事業を求める請願についてであります。

これは青野本村区、南坂門田区、高野区、北坂門田区、田崎区における赤川水系の水田について圃場整備などの構造改善事業を求めるものであります。委員から、個人負担が大きいと事業実施が難しいと思われるが、地区の負担金はどれくらいかかるのか。早急に地区に説明会をして、負担金額やスケジュール等を理解してもらわないと、事業に取り組めるかの判断や地区内での進め方などもわかりにくいと思われるとの質疑に、執行部から、整備面積や認定農業者への農地集積率などにより、負担割合が変わるが、山間部なので平地より事業費がかなりかかると思われる。既に1度座談会を開催し説明しており、地元の熱意を受け入れるよう進めているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第4号については、願意妥当であり、全員異議なく採決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員長の報告を終わります。

その他、付託案件以外の質疑に対して報告させていただきます。

委員から、熊本地震の観光客の状況に関して、玉名市でも風評被害等で観光客、宿泊客が激減している。今回、国からの補助金で実施される旅行券事業では、観光客が玉名

市に来ない可能性があるのではとの質疑に、執行部から、熊本地震での市内宿泊施設への影響は約1万3,000人のキャンセルと1億5,000万円の影響額と聞いている。今回、国は180億円の事業費で、九州観光支援のための割引つき旅行プラン助成制度をつくる。これは、県が旅行業者とタイアップして行なうものであり、旅行会社が九州内での宿泊プランを企画し、旅行者に割安で提供するもので、夏休みの需要に合わせて7月から予定されている。市として、旅館、ホテルなどの宿泊業に対してどのような支援ができるのか検討してきたがかなり早い段階でこの旅行割引券制度の話が出てきたので、まずはこれを注視したいと考えているとの答弁でありました。さらに委員から、昨年度のふるさと玉名旅行券は、非常に評価が高かった。今回の熊本地震に対して、天草市を初め、各市町独自の旅行事業を先行して実施しているところもあり、玉名市でもなんとかできないかとの質疑に、執行部から、昨年度のふるさと玉名旅行券は1万2,300人分用意し、1万1,735人の利用実績がある。6,000万円以上の予算だったが、これは国の交付金があったのでできた。今回の地震対応で、国の財源を期待していたが直接市町村に来ず、県から事業業者にとということだった。財源の問題もあり、市としてすぐに取り組むことは難しいが、今後も国の制度や天草市などの実施状況も注視し、必要であれば市独自の取り組みも検討していきたい。また、市として目の前のできることから取り組んでいきたいと考えており、玉名市のPR活動を行なっている。これまで、5月には広島市のフラワーフェスティバルでの熊本県・玉名市のアピールや市長みずからも九州市長会による東京での緊急アピールを行ない、6月も福岡市役所のふれあい広場で熊本県主催で緊急に開催された熊本観光物産展にも参加しPRしてきた。また、6月末にJR博多駅でされる「元気に九州」観光PRに玉名温泉観光旅館協同組合、玉名観光協会とともに参加する予定であるとの答弁でありました。また、委員から、商工業の落ち込みもあるので、商品券も検討してはどうかとの質疑に、執行部から、国、県のさまざまな復興に対する補助を活用して、まずは商店街等の復旧に力を注ぐべきと考えている。商品券事業は昨年も発覚したいろいろな問題点を見直しながらいずれに再検討すべきと考えているとの答弁でありました。

また、委員から、高瀬裏川花しょうぶまつりに関して、熊本地震で石垣などに被害があり、危ないし、借景にも影響があるので、補助金等をつくって修繕をお願いすべきではとの質疑に、執行部から、今回、石垣の上のブロック塀などに傷みがあり、通行どめなどの措置をした。また、階段や一部の石垣、高瀬蔵のしっくい塀などに被害があっているが、今のところ補助金などは考えていないとの答弁でありました。これを受け委員から、今後も修繕されなければ危ないので、検討をお願いしたとの意見がありました。また、委員から、今年の花しょうぶまつりは観光バスが非常に少なかった。また花しょうぶのできも期待外れだったとの感想を聞いている。改善はどうしているのかとの

質疑に、執行部から、今年度は熊本地震の影響のため、ツアー企画などで熊本のコースが極端に減ったこともあり、来場者は激減だった。また、花のできもよくなかったが、これは気候や水質など同様の問題があると思われる。最近ほかの地域でも花しょうぶまつりが開催され、比較されるため、よりよいまつりになるようみんなで検討していきたいとの答弁でありました。また委員から、花しょうぶの管理は毎年じゃなく最低でも3年ぐらい委託すべきと思う。また、市が何でもかかわるのでなく、もともと地域で始まったしょうぶまつりなので、地域の人などいろいろな方々と一緒にいろんなやり方を取り組んでもいいと思うとの意見でありました。

また、委員から、道路舗装をシルバー人材センターに委託し、丁寧に補修していただいているが、すぐに補強部分が剥がれるので施工の方法を検討してほしいとの質疑に、執行部から、通常、道路新設の際は140度ぐらいの加熱合材で打設しており、穴の修理等がある程度多い場合は業者にまかせている。しかし、直径50センチメートル程度の軽微なものは、応急処置で袋入り合材で施工するが多かった。今後、剥離しにくい材料を検討していきたいとの答弁でありました。また、委員から、現在、水たまりの大きい場所が何カ所もある。通学路になっているところもあるので、改良をお願いしたいとの意見に、執行部から、今回の地震で道路のクラック等が多く発生し、そこから雨水などが路盤まで浸透し、合材がやられている状況であり、係や業者と対応していきたいとの答弁でありました。

また、委員から、市では給水車を持っていないと思うが、給水タンクも準備していなかったのか。また、現状はどうかとの質疑に、執行部から、ポリ製の給水タンクは幾つか持っていたが給水車は保有していない。以前は、ステンレス製の給水タンクを所有していたが、古くなり処分している。しかし、このような災害時には、給水車があれば給水活動をスムーズに行なうことができるし、ましてや近隣でこういう災害があった場合、即座に対応することができるので給水車の購入を検討しているとの答弁でありました。さらに、委員から、給水バックは持っていないのかとの質疑に、執行部から、給水バックは所有していなかったが、防災安全課で少量持っており、それを使用し給水活動を行なった。その後、給水バックなどの支援物資が届き、活用させていただいた。また、1週間ほど熊本市で給水の応援に行ったが、そのバックを持って給水支援を行なったとの答弁でありました。これを受け委員から、今後も余震等起きる可能性があり、濁り等が生じることもあるので、給水バック等を十分用意していただきたいとの意見がありました。

以上、付託案件以外の件を御報告させていただきました。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） こんにちは。今期、文教厚生委員会に付託されました議案7件、請願2件及び継続審査となっておりました議案3件につきまして、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、継続審査となっておりました議第51号専決処分事項の承認について、専決第6号、玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分の合計額が、前年度までの課税限度額の合計85万円であったものが、4万円引き上げられ89万円になるものです。このうち医療分の課税限度額は、改正前の52万円から54万円に、後期高齢者支援分の課税限度額は、改正前17万円から19万円に引き上げるものです。また、国民健康保険税には、前年中の合計所得金額が一定基準以下の場合、均等割及び平等割を前年中の所得金額に応じて、それぞれ7割、5割、2割軽減する減額制度がありますが、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる額を、5割軽減対象世帯の場合26万円を26万5,000円に、2割軽減対象世帯の場合、47万円を48万円にそれぞれ引き上げることにより、軽減対象世帯を拡大し、低所得者層の負担軽減を図るものです。

この件について委員から、国民健康保険税の改正は専決処分で行なうのか。また、今回の改正で税収はどのようなことになるのかとの質疑に、執行部より、地方税法の改正法が平成28年3月31日に公布され、4月1日から適用する必要があるため、必然的に専決処分での承認をいただくことになる。また、税収は軽減世帯の対象拡大により約200万円の減額。次に、限度額を超えた額による影響が約1,500万円の増額となり、総額1,300万円の増額となるとの答弁がありました。また、限度額85万円を超える被保険者の数については、今回、限度額を引き上げたことにより、医療分については限度額超過世帯が299名で、限度超過額が7,682万7,000円という試算をしているということでした。ここ数年、一般財源からの繰り入れを相当額しているが、消費税の引き上げが先送りになったことで、国保税、国保財政等に影響はあるかとの質疑に対しては、現在のところ、国の国保財政に対しての支援策については、消費税の延期によるスケジュールの変更や減額の情報は無いとの答弁でございました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号、平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)中付託分についてですが、これは熊本地震による被害に対し、迅速かつ円滑な復旧事業の実施を図るため補正を行なったもので、歳出の主なものは3款民生費で430万1,000円の追加で、災害見舞金などです。また、11款災害復旧費で熊本地震による厚生施設の災害復旧費で106万6,000円、社会体育施設の災害復旧費で9,093万5,000円の追加分です。

執行部からの説明のあと、まず11款災害復旧費については、委員から、玉名市総合体育館のアリーナの貸し出しは12月から開始するとのことだが、空調関係設備の設置工事は、災害復旧工事が完了したあとになるのかとの質疑があり、執行部より、空調設備については、今年度設計業務を委託しており来年度予算で工事を行なう。9カ月程度係る予定との答弁がありました。次に、3款民生費について委員から、災害見舞金の支給条例の内容と見込み数についての質疑があり、執行部より、全壊で3万円、大規模半壊並びに半壊で2万円支給するとの条例の規定があり、全壊の件数を14件、大規模半壊と半壊を118件と見込んでいるとの答弁がありました。全壊、大規模半壊、半壊の判定調査についての質疑に対しては、建設部の営繕課にて1次調査を実施し、その調査の結果に不服であれば2次調査となる。6月13日時点で、判定が確定しているものでは、全壊が9件、大規模半壊8件、半壊が45件、一部損壊が203件、合計265件となっている。また、申請件数485件のうち、2次調査の件数が158件となっている。2次調査のうち、未実施のものが90件あり、2次調査は非常に時間を要し1カ月程度必要との答弁があり、委員から、被害区分ごとの報告を9月議会までにしてほしいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第52号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号、平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託分についてですが、熊本地震被災者を支援事業する事業にかかわる経費で、歳出の主なものは3款民生費で1億8,111万1,000円の追加で、被災住宅等復旧事業補助金、被災住宅応急処理事業、被災住宅解体・処理事業に加え、6月1日から被災者支援のため、新しく設置した熊本地震被災者支援課の事務費です。

この件について委員から特に質疑なく、審査を終了し、議第53号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第56号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第3号)中付託分について

ですが、歳出の主なものは、4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴う、職員給与の調整によるものです。このほか、3款民生費は3,400万1,000円の減額、11款災害復旧費1億6,151万8,000円の追加は、社会体育施設等の災害復旧費です。

執行部からの説明のあと、まず11款災害復旧費について委員から、玉名市総合体育館のアーナの補修について質疑があり、執行部より、調査の結果、地震による被害の程度が少なければ、工事に係る費用も少なくなり、開始時期も早まる可能性があるとの答弁がありました。また、委員から、災害による復旧工事のみならず、今後の災害に備えて、学校校舎等の建て直し等はあるのか。玉南中学校の校舎間の接続部分等の改良は必要ないかとの質疑に、執行部から、玉南中学校については、構造上問題はないことから復旧工事で対応し建て直しはしない。営繕課の技術職員も交えて現場確認をしており、まずは危険箇所のための復旧工事を進めるとの答弁がありました。また、委員から、公立小中学校、社会体育施設の災害復旧に関する財源について、国庫補助はどうなっているのか。また、寄附金や義援金を充てるのかとの質疑があり、執行部より、修繕費を専決処分あるいは6月補正予算にて計上しているが、国の規定により、現在のところ玉南中学校の1,200万円の工事費に対する3分の2の補助で計上している。それ以外の施設については、国、県の動向を注視しながら対応する。社会体育施設の復旧についても3分の2の国庫負担があるとの通知があり、今後財源組み替えにより対応していく。また、特定財源として、熊本地震災害寄附金を充てるとの答弁がありました。また、委員から、学校給食センター費で3名分の人件費の調整とのことだが、事前にわからなかったのかとの質疑があり、執行部から、給食センター3施設に各1名職員がいるが、3月末で1名が退職している。当初予算では、退職者を含めない2名分を要求し、人事異動が確定したあと6月補正にて3名分の調整をしているとの答弁がありました。また、委員から、玉名市総合体育館が被災しているが、修繕後は地震の際の避難所になり得るのかとの質疑があり、執行部より、今回の工事は現況復旧工事であるとの答弁でした。また、委員から、文化財の復旧費用は計上してないが、文化財の被害はなかったのかとの質疑があり、執行部から、文化財の被害は国指定の装飾古墳である永安寺東古墳で石材の落下、永安寺西古墳でドーム内部の墳丘の被害等が発生しており、文化財の性質上、早急に復旧するというよりも、状況をしっかり見きわめた上で、文化財としての価値を損ねないような復旧を図っていく必要があると考えている。現時点のスケジュールとしては、今年度に調査検討を行ない、調査次第で工事の内容が決まることになり、場合によっては1、2年を要することも考えられるとの答弁でございました。また、委員から、今回の地震で小中学校体育館の天井崩落被害はあったのか。また、それ以外の体育館本体の被害はどうかとの質疑があり、執行部から、公立小中学校はすべて耐震補強を完了しており、天井の落下等の被害は発生していないが、壁のひび割れやモルタルの剝離が

見られたため、それぞれに原因を調査して修理を依頼しているとの答弁がありました。これに対し委員から、学校体育館は災害時の避難場所に指定しているため、防災担当課と合同で避難場所としての役割を果たすのか検証すべきとの意見がありました。また、委員から、今回の地震で津波注意報が発令された際に、学校に避難したが開いていなかったと耳にするが、体制はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、学校体育館を開けるために遠方から来る先生もいたため、避難所の開設が一斉にできなかった。その経験をもとに、防災安全課、学校と協議して、すべての小中学校体育館の鍵を市役所で預かり、災害の際は学校に連絡して体育館を開けることにしたと答弁がありました。また、委員から、子どもたちによるいじめ防止推進事業補助金が計上されているが、玉名市の教育現場で、いじめや指導困難な学級等はあるのか。何が原因と考えるかとの質疑があり、執行部から、3月末のいじめ件数の累積数は、小中学校合わせて51件との報告が上がっているが、この51件については、学校の取り組みによりほとんどが解消している。また、小学校から中学校につながる6年生の段階で、教師の指導がなかなか入らない学校について、2校から相談があった。授業参観による取り組み状況を把握し、校長と今後の指導の方向や具体的な取り組みについて話し合い、改善に向け努力してきた。中学校進学後は、現在のところ学習、生活両面で中学生らしい言動ができていているということを聞いている。また、小学校が荒れる原因の一つとして、子どもたち自身に発達障がいがある事例が見られることから、保護者を交えて気になる子どもたちの困り感や状況を出し合い、子どもたちがよりよく生活できるよう関係者によるケース会議を開催し、改善のための連携を図っているとの答弁がありました。また、執行部から、問題行動が改善しない場合には受診を勧め、服薬することで効果も見られるとの答弁がありましたので、安易に服薬に頼ることのないようにしてもらいたいと委員から要望がありました。

次に、3款民生費について、委員から、社会福祉協議会補助金について、4カ所の自主避難所の経費に充てるとのことだが、経費の中身はどうなっているのか。また、避難者に配付する食料の備蓄はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、社会福祉協議会が管理している施設は、福祉センター、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」、岱明ふれあい健康センター、天水保健センターの4カ所であるが、この避難所での通常の開設時と避難者を受け入れた際の経費の違いを見込んでおり、トイレトペーパーや電気料、昼交代代、無料にした分の入浴料、部屋の使用料、人件費等である。また、今回の熊本地震では、自主避難であったため食料の支給はなかったが、あらゆる災害を想定し食料等の備蓄を検討していくとの答弁がありました。これに対し委員から、先進的な自治体では人口の5から10%分の食料等を備蓄することが進んでおり、最大限の災害を想定して対策をとってほしいとの意見がありました。また、委員から、社会福祉協

議会が行なう見守り活動は機能したのか。避難弱者にも見守り活動は機能したのかとの質疑に、執行部から、社会福祉協議会が行なう「ふれあいネットワーク事業」は、自主防災組織や民生委員、区長、PTA等により弱者の見守り活動を行なっているが、このたびの震災では、見守り活動において中心的な役割を担う民生委員に連絡を入れて、対象者の安否確認と避難の声かけをお願いしたとの答弁がありました。また、委員から、母子家庭自立支援教育訓練給付費について、どのような職業の訓練が対象か。また、過去にはどのような職種の実績があったのかとの質疑があり、執行部より、今回の補正分は自立支援教育訓練給付費で、教育訓練対象の講座の内容は、医療事務、ホームヘルパー、パソコン操作など、受講費用の6割を助成する事業で、この対象講座に対する受講実績はこの2、3年はない。しかし、今回2割補助が6割になったことで補正したということです。また、高等職業訓練促進給付金事業は、看護師や保育士、美容師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等の専門性の高い職を身につけるための学費に対する支援で、昨年で7名の方が受講しているとの答弁がありました。また、委員から、保育士不足により待機児童が発生しているとのことであったが、保育士の処遇改善により解消できたのかとの質疑があり、平成28年3月末時点で待機児童数は34名であったが、年度当初の4月1日時点では21名となっており、母親の求職活動によるものが主な理由になっている。また、待機児童の解消のため保育士の処遇改善を行ない、4月1日以降に採用している保育士はフルタイムの勤務が3名、短時間勤務が4名となっているが、離職者も多く保育士不足による待機児童の解消には至ってはならず、現在も保育士を募集している状況との答弁でございました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第56号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第57号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、これは歳入歳出それぞれ314万3,000円を減額し、総額を109億5,895万2,000円とするもので、定期異動に伴う職員給与等の調整が主な理由で、このほか平成30年度からの国保の都道府県への移行に伴う準備に係るシステム改修業務の委託料です。

執行部からの説明のあと、委員から、災害等による予期せぬ医療費の増額に備えて、国の通知によると過去3年間の保険給付費等の平均額の5%程度積み立てることとあるがどうかとの質疑があり、執行部から、財政調整基金を平成24年度まで所有していたが、平成24年度決算において基金繰り入れを行ない、完全に底をついており、災害等に関する基金の積み立ては行っていない。今回の震災については、厚生労働省より被災者の一部負担金及び使用料等の減免に関しての通知があっており、大規模災害の際は、国、県からの財政支援があると考えている。災害時のために特段の積み立てをする財政

的な余裕がないのが実情であり、歳出の削減や医療費適正化等に努めていくとの答弁がありました。また、委員から、本年度既に10億円を超えて一般財源から繰り入れ処置をしていると思うが、医療費の適正化に努めても医療費は増大しており、この財政運用を続けていいものか疑問に思っているがどのように考えるかとの質疑があり、執行部から、一般会計からの赤字補てんに係る繰り入れ額は、平成27年度3月補正予算で6億9,409万6,000円、約7億円だった。この内訳は、平成26年度赤字分が約1億7,500万円、平成27年度の赤字見込み分約5億1,900万円となっている。また、平成25年度の赤字額も1億700万円ほどあったため、合計8億円が一般会計からの繰り入れ額の累計額である。現在、平成27年度の決算調整中で正確な数字ではないが、5億円程度と予測していた平成27年度の赤字見込みが、現実には2億円程度の赤字でおさまっており、これまで8億円を繰り入れたが、平成25年度からの累積繰り入れは5億円程度になる。今後は給付を抑えるとともに税収についても徴収率を上げるようにさらに取り組んでいきたい。また、平成27年度に作成したデータヘルズ計画にのっとり、医療費適正化に努めていくとの答弁がありました。また、委員から、保険加入者の高齢化と医療の高度化等により給付が増加し、それに伴い保険料の負担もふえていくと思うが、給付金と保険料の割合等、基金の5年間の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、給付、いわゆる住民の医療費は年々増加する傾向があるが、平成26年度と27年度決算見込み額で比較すると、保険給付費の金額全体としては減少している。ただ、被保険者数が減少しているため、1人当たりの医療費は増加している。被保険者の高齢化、医療の高度化等が原因になっていると考えるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第57号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第58号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,657万8,000円を追加し、総額を78億3,167万7,000円とするものでございます。歳入につきまして、5款県支出金は、介護給付費負担金の過年度分の清算により374万9,000円を追加するものでございます。7款繰入金は、一般会計の繰入金で624万円の減額、8款繰越金は、平成27年度の決算見込みにより4,904万1,000円を追加するものでございます。歳出につきましては、1款総務費は、定期異動に伴う職員給与等の調整、7款諸支出金は、平成27年度の介護給付費等の決定に伴う国、県、支払基金への償還金です。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、議第58号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第64号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは家庭的保育事業等の設備及び運営に関す

る基準の一部改正に伴い、条例整備を図るものです。改正内容として、家庭的保育事業のうち対象となる利用定員が19人以下の小規模保育事業所、事業所内の保育事業所における保育士の確保が困難な状況に対応するべく、当面の間の措置として保育士配置要件の弾力化を図ることによるものです。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、議第64号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第65号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものです。改正の内容は、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものです。背景として、学校教育法の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行なう義務教育学校が学校の種類と規定されており、現在の放課後児童の有資格には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教育資格は規定されていたが、義務教育学校の教諭資格が含まれていなかったため、この資格を加えるものです。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、議第65号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第67号玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは小学校の学校再編により、平成30年4月に玉名市立玉陵小学校が開校することに伴い、条例の整備を図るものです。改正の内容は、玉陵小学校(仮称)が平成30年4月に開校することに伴い、既存の6小学校を統合して「玉名市立玉陵小学校」という正式名称を規定するもので、当初は開校する1年ほど前に正式名称への条例改正をお願いすることにしていましたが、施設整備を進める中で、条例に規定する正式名称で補助金申請をするよう規定されたためです。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その後、委員から、玉名市立玉陵小学校(仮称)の進捗状況について説明を求めるとの質疑があり、執行部から、ハード面の施設整備については、現在、国の補助金の交付決定を待っているところで、交付決定後速やかに工事の入札作業に入り、その後施設整備を進めていく。また、ソフト面では、学校づくり委員会で審議を重ねていただいているが、現段階では校歌の作詞、作曲者が決定し、校歌の作成に取り組み始めている。また、事務担当者では、具体的な事務作業の協議に入っており、学校づくり委員会に報告しながら決定していくとの答弁でありました。また、通学の際のバスの乗降場所は決定したのか。跡地利用はどうなっているのかとの質疑に、最終決定はしていないが、現段階では、各小学校で設置箇所数について、地域的な話し合いのあと発表してもらった段

階である。今後は各校区の意見を聞いた上で再度検討してもらい、新しくできる玉陵小学校区内で、同じ視点のもと最終決定をしていきたいと考える。また、跡地利用については、進んでいないのが実態だが、今年度から提案のあった意見について、具体的に一つ一つ検証しながら進めていくとの答弁でありました。また、委員から、開校までにプール、体育館の建設は間に合うようになったのかとの質疑があり、執行部から、開校日までに間に合うように行程を組んでいるとの答弁がありました。さらに委員から、統廃合すると、各小学校は廃校になるが、廃校後の体育館、グラウンドは自治体が管理し、自然災害時の利用に備えるべきであるかと考えるかどうか、地域の経費負担はあるかとの質問に、執行部より、住民の方からも体育館、グラウンドを残してほしいとの意見もある。今後防災上も含めて、残すとなった場合の体育館等の維持管理については、当然行政財産であるため、行政で負担すべきであるが、一部グラウンド等を残した場合の維持管理、草刈り等については地域にお願いできないかとの相談をしている。経費負担は考えていない。また、学校施設は、防災計画の中で避難所に指定されているが、今後跡地利用という観点から、防災計画の中でどのように位置づけるのかが大きな課題であり、地域の防災拠点として位置づけられていることを十分認識した上で検討していくとの答弁でございました。

次に、議第68号玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは玉名市社会体育施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものです。改正内容は、玉名市社会体育施設条例別表第12中「ミーティングルーム1時間につき300円」を「ミーティングルーム1時間につき300円(冷暖房を使用する場合、200円を加算する)」に改めるものです。昨年の12月定例議会において、7つの体育施設条例を取りまとめて、玉名市社会体育施設条例として整備したが、旧玉名市岱明B&G海洋センター条例に規定があった冷暖房を使用する場合の加算規定が漏れていたため今回追加するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、玉名市岱明B&G海洋センターのミーティングルームのみ冷暖房使用料が漏れていたのかとの質疑があり、執行部から、玉名市総合体育館にも会議室があり、冷暖房を使用する場合の加算規定があるが、岱明B&G海洋センター分の規定が漏れていたとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第3号玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願についてであります。請願の趣旨は、天水中学校区において、小学校の統廃合が計画されているが、玉水小学校はまだ建物も使える状態にあり、100人以上の児童が通っている。玉水小学校は高台に位置し、過去の自然災害で被害もなく、現在も地域住民の防災拠点として重要な役

割を担っている。近年子どもの数は減ってきたが、小学校は地域共同体の根幹をなすものであり、子ども、学校、保護者、地域が連携し、創意工夫していく必要がある。署名活動により、玉水小学校区内の多数の住民、PTA役員、校区の各区長の賛同も得ることから、玉水小学校の存続・発展してほしいというものです。

事務局からの説明のあと、委員から、校区内の住民約3分の2が存続を要望している中で、天水地区の3小学校を1校に統合するという統合案の変更はあるのかとの質疑があり、執行部より、教育委員会としては、これまでの学校規模配置・適正化基本計画で示しているように進めていく方針である。天水中学校区では、3校を1校にするとの計画で、それぞれの地域で説明している。今回の請願では、校区住民の約6割の署名が集まっているので、このことは真摯に受けとめ、今後もより丁寧な説明を行っていくとの答弁でありました。また、委員から、この請願が採択されても従来の方針を変えないのかとの質疑に、執行部から、この議会の採決の結果については真摯に受けとめる。この学校規模・配置適正化基本計画は、教育委員会が示している計画であり、この計画を推進する中で、当然議会や地域住民の方々の理解なしには進めることはできないために、さらに十分な理解が得られるような取り組みをしていくとの答弁でありました。また、委員から、玉水小学校の児童数は何名かとの質疑に、執行部から、玉水小学校は各学年1学級で、1年生20名、2年生20名、3年生29名、4年生20名、5年生22名、6年生33名、特別支援学級3名の7学級で147名となっているとの答弁でありました。また、委員から、天水中学校区3地区で昨年からの説明会が開催されてるとのことだが、玉水小学校区からはこのような請願が出ているが、小天小学校並びに小天東小学校区ではどういう状況かとの質疑があり、執行部から、小天小学校、小天東小学校のPTAにも説明会を1回ずつ開催しているが、賛成、反対といった大きな声上がる説明会ではなく、いろいろな疑問に答える形の説明会を開催しており、在校児童の保護者のみならず、就学前の保護者にも説明したほうがよいのではとの意見もあったため、その方向で取り組んでいくとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第3号については、願意妥当であり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請第5号玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願についてであります。請願の趣旨は、玉名第1保育所の建てかえは、先の3月議会で同意が得られず不安が増している。玉名第1保育所は建築から既に44年が経過し、老朽化が著しく、現在地は土砂災害特別警戒区域に指定されている急傾斜地である。4月に発生した熊本地震では、天井落下の危険性から、急遽玉名市文化センターでの保育となり、その後天井補強はされたものの、耐震構造ではないため今後の災害時の安全性が確保されたわけではない。園児の安全を第一に、一刻も早い園舎建てかえを要望するとともに、現在地又は

現在地周辺、困難な場合は旧庁舎跡地への建設を要望するというものです。

事務局からの説明のあと、委員から、旧庁舎跡地の利活用については中心市街地の活性化に沿っていないのではないかと理由から、先の3月議会で否決されている。現在の状況は、まず旧庁舎の解体をしたあと、新たに構想を練り直すことになっているため、継続審査とすべきと考えるとの意見がありました。また、委員から、安全性を第一に早期を建てかえることについては異論はないが、周囲を建物に囲まれていることもあり、教育環境や災害を考えると、旧庁舎跡地への建てかえで、後々安全性が保たれるかは疑問であり、別の場所に早期に建てかえることが望ましいことから、継続審査とした上で、9月議会までにはこの請願に対する態度を示すことができると考えるとの意見がありました。また、委員から、3月議会で否決された後、執行部として動きはあったのかとの質疑があり、執行部から、熊本地震のあと、文化センターで一時的に保育をすると保護者の方々に説明する際も、安全性と建てかえについて強く質問もあっており、課内でも検討してきたが、旧庁舎跡地、他の市有地も含めて安全性、利便性、保護者の意向等を考慮して建てかえを検討しているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第5号については、全員一致で継続審査すべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「質疑・討論・採決」を行いません。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

15番 前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、議第51号専決処分事項の承認について、専決第6号、玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

今回の賦課限度額改正は、医療分が2万円、支援分が2万円、合計4万円の増税になります。賦課限度額の引き上げは、5割軽減、2割軽減世帯に係る軽減判定所得も引き上がることとなります。しかしながら、低所得者の救済をいうならば、2015年度から低所得者対策として、国が打ち出した年間1,700億円があります。これについて国は、1人当たり5,000円引き下げる効果があると言っております。しっかりと市民のために活用すべきであります。今回の条例改正で、国民健康保険税の最高額が85万円から89万円になることで、家族の多い世帯は増税につながる結果になります。したがって、私は、議第51号専決処分事項の承認について反対をいたします。

次に、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情についてであります。4月14日、16日に発生した熊本地震では、地震の恐ろしさを改めて痛感しました。かつて経験したことがない大きな揺れから市民一人一人が命や財産をいかに守るかを考える機会になったことだと思います。そして、行政もまた、防災計画の見直しを迫られることになったかと思えます。そういう中で、市民会館の建設については既に関係予算も執行されておりますが、熊本地震の経験を踏まえて、改めて市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情が提出されました。私は陳情文にもありますように、この空間の重要性に鑑み、市は早急に今回の事案を精査・検証の上、市民会館建設位置を見直すべきことに全面的に賛成であります。

よって、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情について賛成をいたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 4番、公明党の徳村登志郎でございます。

私は、請第2号ワンペダル設備費用に対する補助金制度復活に対する請願に対して、採択をしていただきたいという立場で意見を述べさせていただきます。

御存じである方もたくさんいらっしゃると思いますが、このナルセ機材のワンペダルですけれども、踏み間違い事故を唯一防止できると言われているあのワンペダル。これは、アクセルとブレーキを一体化したペダルではございますけれども、このペダルの採用が、とにかく踏み間違い事故を防止させるということを唯一可能な設備ではないかということで、私もナルセ機材の社長から伺ったことがございます。実際、そのワンペダルに乗車したこともございます。最初は多少違和感が感じるものですが、ブレー

キがすぐ踏めるというところで、すごく安心感があるペダルだというふうに感じました。いろいろですね、最近は自動ブレーキシステムとかそういうハイテクなものが、衝突事故を防止するみたいなことで宣伝はされておりますけれども、なかなかいろいろ不具合もございまして完璧なものではないというところを考えたときに、このワンペダルという存在はますます大きくなるのではないかと思います。

また、そういう中で、私、最後に一言、この開発をされた社長の鳴瀬さんのちょっと言葉を御紹介させていただいて、この討論を終わりたいと思います。

「ワンペダルの開発に携わって約30年、私も78歳になり、今ようやく踏み間違い事故の深刻さが広く知られるようになってきました。私たちの役割も一層重要になると自覚しています。損得だけを考えたら、ワンペダルの開発や販売は全く割に合わないものです。しかし、悲惨な事故を食いとめるために、命ある限りこの仕事を続ける覚悟でいます。私たちの前に立ちはだかる巨大な自動車産業界に、残念ながら踏み間違い事故を防ぐために仕組みを見直そうといった動きはありません。しかし、現実は一層厳しくても、私たちがぶれずに信念を貫くことで新たな流れが生まれてくるように確信しています。」という鳴瀬社長の言葉がございまして。岱明町の一小さな町工場の大きな戦いでございまして。これをしっかり行政でも後押しをして、玉名からこの踏み間違い事故の撲滅というところで後押しができればというふうに念願しております。

以上で私の討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、無会派の江田です。

陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情について、総務委員長の報告は不採択とありましたが、私は原案に対して賛成の立場で討論をいたします。

この度の熊本地震は、震源地が熊本以南だったため、この玉名市においては被害も最小限で済んだと思います。それでもかなりの被害が報告をされております。被災をされた方々に対してはお見舞いを申し上げます。また、関係各位の皆さまも大変御苦勞様でございました。阪神大震災、東日本大震災など、新聞、テレビの報道で大変なことだと思っておりましたけれども、まさかこの熊本県でこのような大惨事が起こるとは、しかし、これが現実であります。このように非常事態が起きたときこそ、やはりこの陳情されているのが市民の声だと思います。今、世界は異常気象により、想像もつかないような事態が起こっております。高崙市長は、いつも言われております「市民一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政。」と言われておりますが、この市民会館建設は、市民の目線であるだろうか。いろいろなところで話を聞けば、この市

民会館建設には、建設場所については見直す意見が多く聞かれる。この熊本地震で、玉名市においては防災拠点などについて検討などはなかったのか。「3月議会で決まったことを、今さら意見を。」とも聞こえますが、消費税でも今の日本の状況を考慮して、再々延期されるではありませんか。私はこのたびの地震は、天が与えた警告ではないかと思っております。玉名市も議会も、自然の警告を無視せず、そしてこの教訓を生かし、玉名市の将来のため、安心・安全のためにも陳第6号の原案に対して、賛成の討論いたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） こんにちは。5番、新生クラブの城戸淳です。よろしくお願いたします。

私は、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情の原案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

もともとこの市民会館建設に当たっては、私もいろいろ一般質問を何回か繰り返してまいりました。いろんな市民の意見の方も聞いた中では、場所に関してはなかなかこの空間を存続してほしいというのが結構当時あったわけですね、ただ、合併特例債等を考えますと、期限の中ではなかなか建設が難しいと。当初、私も新玉名駅周辺あたりを押していたんですけども、合併特例債に間に合わない。そういう中で今回、熊本地震があったわけです。この間も、この玉名市議会では合併特例債の延長を求める意見を提出しております。そういう中で、今回この陳情が出された方のことをちょっと聞いてみますと、その人ももちろん福祉センターに避難をしに来られました。2回目の地震のときですね、やはり家の中には1回目があったもので、2回目は家の中にいたくないということで、家の近くには広場が、車をとめる広場がちょっと狭いということで、福祉センターに向かわれたそうです。そうしたら福祉センターが何というか、もういっぱい、これはとめるすき間もなかったという話で、それから大学の九州看護福祉大学のほうに行かれました。そこもまた、2回目には津波警報が出ておりましたので、そこもいっぱい、そのときまたまた私の家にまだあれから電話あって、一緒に車を横とめて避難したわけです。この福祉センターの横の空間がなかったら、とんでもないことになってたのかなと、やはり福祉センターとか建物の中にいるのが怖い、精神的に怖い方もかなりおられました。そしてまた、今回、避難された方は車中泊がものすごく、今も益城町のほうにありますように多いわけですね、やっぱり地震のあとの精神的な感じとしては、家の中に入りたくない、特に子どもさんたちはそういうふう感じられたそうです。そして、益城町あたりの町長の陳情書の中にもありますけれど、町長のインタビューを聞

いてまいりますと、「やはり町庁舎の横に防災公園があるべきだった」というインタビューもされております。玉名市の場合はもちろん今度の新しく現市民会館のあとも公園ということを知っております。ただ、面積的には、今の市民広場公園より、現市民会館が建っている面積は、先ほども言われたとおり狭いです。そういう中では、恐らく市民の方々はやはり広い場所を求めると思います。そしてまた、今回市民会館建設に当たっては、私は今度の今の市民会館広場をちゃんとした防災公園として改修をすべきだと思います。やはり今の公園は山があつたりして、なかなか車が満遍なくとめられません。あるときでしょうか、サッカー場の建設を視察に行ったところが、新見市だったですね、そこは陸上競技場と中がサッカー場があつて、その横には防災公園というのがありました。そこにはやっぱりベンチあたりがいろいろあつてですね、そのベンチのふたを開けてみれば、いろいろ炊事ができるように防災のために設置をされておりました。やっぱりそういう意味では、そういうのも防災の意識としては、そういうのを改修をしてつくるのが一番いいと私は思いますし、この広いところに防災公園としてちゃんと整備をまたして、現在地に市民会館をつくるのが妥当だと考えております。特に、勤労者体育センターも天井が被害に遭っておりますけれども、その辺も含めて、現市民会館場所で十分に市民会館は建設できると思っております。3月議会では、予算が執行されましたけれども、まだまだ市民の方はこれに対して恐らく反対の方もかなりいると思っております。この地震を教訓としていただき、先ほど言われましたように精査して、再度検討していただきたいと思つて、この陳情に対しては賛成の討論といたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 私も、請第2号ATワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

このワンペダルというのは、踏み間違い防止のペダルでして、スーパーに車が突入したとか、それから駐車場から落ちそうになったとか、数々の交通事故の大半がこの踏み間違いによるものなんですね、今高齢化に伴いまして、もう90歳過ぎても運転するという時代におきまして、やはりこの踏み間違いを防止するペダルというのは、非常に大事になるというふうに思います。これは設置が非常に難しくてですね、自動的にどの車にもつけることができないといいますが、オートメーションで作業することができないということで、なかなか大量生産、大量に普及するわけにはいかないという事情がありますけれども、つけてみますと本当にスピード、ブレーキを踏んだときの反応の早さというのは、非常に普通の車とは違いますので、事故防止に非常に役立つと思つて、人

間の習性は、びっくりしたら踏み込むという修正がありますので、何か驚いたときに踏んでしまって、それがアクセルを踏んでしまったときはスピードが出るもんだからびっくりしてさらに踏み込んでしまって暴走して事故になるということなんですけども、そういうびっくりして踏んだときに、すぐ車がとまるという非常に安全なものです。このペダルにつきましては、アメリカの有名なタイムズ紙でも大きく、半面ぐらいで紹介されましたし、テレビでもその性能について紹介されたところですので、やはりこの発祥の地の玉名市がこれを応援していかないというのは非常におかしいんじゃないかなというふうには思います。何年か補助していただいたあと、希望者が少し少なくなったことから、廃止になったかと思うんですけども、やはりこれをもっと老人会とか、いろんなところに紹介していけば、もっともっと需要はふえるんじゃないかというふうには私は思っています。その辺のPRが足りなかったの、少なかったのかなと思うんですけども、高齢化社会にはとても欠かせないものだというふうには思っております。ぜひ、委員会で不採択になってますけれども、どういうものか見て、乗ってみてたところで判断すべきじゃないかなと、詳しく御存じないままにこれを不採択するということは、非常に残念なことだというふうには私は思っています。

以上で、これに賛成についての討論といたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 10番議員、田中でございます。

私は、陳第6号市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情に対して、不採択の立場から討論させていただきます。

市民会館の建設場所、また、建設設計等については、もう予算の承認されておりますし、合併特例債を使用するためにもスムーズな建設が求められております。特に熊本震災の後、現市民会館は耐震上も不備なところがあり、一刻も早く耐震基準を満たした安心して使える市民会館を建設すべきものと思います。場所に関して異議があるようでございますが、今現在の市民広場は、もともと防災のための広場ではありませんので、今後熊本震災を経て、防災のことを改めて玉名市全体を見ながら考えていく上では、今の市民広場も防災には適していないと思っております。ですから、現市民会館を早急に建てかえ、そして現市民会館のところに防災も含めたところで、広場を建設するというのも正しい考え方だと思っております。まずはとにかく、震災に対応できない今の市民会館を市民広場のところに移し、今の場所は市職員の駐車場もあり、玉名市役所の駐車場もあり、非常に使いやすい市民会館になると思えるところでございます。というそういうことで、市民会館建設位置については、計画どおり建設されますことに賛成いたし

ます。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第48号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成27年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

議第52号 専決処分事項の承認について 専決第8号
平成28年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第9号
平成28年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

以上の専決処分予算議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております専決処分予算議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、専決処分予算議案3件については、いずれも承認することに決定いたしました。

次に、専決処分条例議案の採決に入ります。

議第51号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第49号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第50号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案2件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております専決処分条例議案2件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、専決処分条例議案2件については、いずれも承認することに決定いたしました。

た。

議第 5 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 6 号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 5 1 号に対する委員長の報告は承認であります
が、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 5 1 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求
めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。

よって、議第 5 1 号については、承認することに決定いたしました。

次に、予算議案の採決に入ります。

議第 5 6 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）

議第 5 7 号 平成 2 8 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 5 8 号 平成 2 8 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 5 9 号 平成 2 8 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 6 0 号 平成 2 8 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算
（第 1 号）

議第 6 1 号 平成 2 8 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 6 2 号 平成 2 8 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 6 3 号 平成 2 8 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

以上、予算議案 8 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案 8 件に対する各委員長の報告は、いずれも
可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案 8 件については、い
ずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第 6 4 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議第 6 5 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議第 6 6 号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6 7 号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第68号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
以上の議案5件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案5件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、条例議案5件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第75号 財産の取得について

以上、議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第69号 第2次玉名市総合計画基本構想の策定について

議第70号 玉東町との定住自立圏形成協定の締結について

議第71号 和水町との定住自立圏形成協定の締結について

議第72号 南関町との定住自立圏形成協定の締結について

議第73号 市道路線の認定について

議第74号 財産の取得について

以上、議案6件について一括して採決いたします。ただいま採決に付しております議案6件に対する各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案6件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第75号 財産の取得について

採決いたします。

ただいま採決に付しております議第75号に対する委員長の報告は可決ですが、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第75号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。

よって、議第75号については、可決することに決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第2号 A Tワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願

以上、請願1件については、異議がありますので、あとに譲り採決をいたします。

請第3号 玉名市立玉水小学校の存続・発展に関する請願

請第4号 青野本村の赤川水系における水田の構造改善事業を求める請願

以上2件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております請願2件に対する各委員長の報告は、採択であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、請願2件については、いずれも採択することに決定いたしました。

請第2号 ATワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願

について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第2号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

請第2号については、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。

よって、請第2号については、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第6号 市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情について

以上、陳情1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第6号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

陳第6号については、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。

よって、陳第6号については、不採択と決定いたしました。

日程第4 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

まず、付託事件の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

文教厚生委員長より、目下文教厚生委員会において審査中の

請第5号 玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願

以上、請願1件について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

請第5号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、請第5号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問機関に関する事項について、以上のとおり、各委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第5 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、人事案件1件を議題とします。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議第76号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第76号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第76号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議第76号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時55分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありましたので、この際、これを許します。

公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君。

〔公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員会委員長（福嶋譲治君） こんにちは、去る5月30日と6月6日に開催しました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

今回の特別委員会は、このたびの熊本地震により公共施設においても多くの被害が発生していることから、公共施設の被害状況について説明を受けたあと、審査案件の進捗状況の議事に移りました。

審査4案件の審査の前に、3月末策定の公共施設等総合管理計画の概要と、6中学校校区への説明会の結果、状況の2件について、執行部から報告がありました。

まず、公共施設等総合管理計画について、この計画の策定の根拠、対象施設、計画の目的、計画の期間について説明があり、この計画に基づいて実施する既存の公共施設の集約化、複合化、さらには転用による総保有量の削減に向けた取り組みには、国から地方債の充当ができる財政支援が受けられるメリットについての説明がありました。計画の中身について、人口、財政、保有施設の状況については、いずれも厳しい状況におかれているという推計がなされており、この度の熊本地震の報道でも取り上げられているが、玉名市保有の公共施設は、耐震基準別に見ると、被害が多く発生している旧耐震基準により建設された箱物施設の床面積がかなりの割合を占めている状況にある。公共施

設とインフラ資産を合わせた今後の維持更新費用を試算すると、今後40年間の維持、更新にかかる費用の総額は、年平均78億円程度と見込まれており、過去5年間に要した費用の総額の2.7倍にまで膨れ上がることになることから、箱物公共施設が対象となる長期整備計画では、施設寿命を延命化するために、中規模修繕、大規模修繕、長寿命化修繕、建てかえといった段階的に施設の更新を行なうこととしており、同時に施設の集約による機能の複合化、社会的需要の変動に適用した施設廃止などを建設的な取り組みとして実行することで、総保有量の圧縮を図ることとしている。また、平成28年以降40年間の平均財政制約額を16億円として、合併算定外による普通交付税の交付が終了する平成32年度以降、35年間は年平均の財政制約額を14.4億円までに抑制することとしており、普通建設事業費は、インフラと箱物公共施設に一般会計から支出される年平均財政制約額の見込み額の40億円に収まる計画となっている。計画の推進体制や一定周期の計画の見直しについては、各施設を所管している部署が、この計画に沿って一つ一つを着実に実行していき、総合管理計画を所管している管財課において、全体的な進捗状況を把握することとしており、最終的には、市の行政改革推進本部への状況報告を行ないながら計画を推進していく。総合管理計画の見直し時期は、周期を10年とし、公共施設適正配置計画などの個別の実行計画については、5年を周期として見直すこととしている。老朽化する公共施設の一斉更新や長寿命化は、地方自治体にとって差し迫って重大な共通課題であり、この総合管理計画に基づいた計画的な管理の推進については、将来リスクに対する重要な行政マネジメントとなっているとの説明がありました。

次に、2点目の6中学校区への説明会の結果・状況について執行部より、本年の2月8日から18日までの間、市内の6中学校ごとに、本特別委員会の審査案件4項目について、市長の同席のもと、主に区長を対象にした公共施設等の建設に関する説明会を開催したとの説明があり、出席者からの意見を取りまとめた資料が配付されました。まず、2点について執行部からの説明があり、委員から、公共施設等総合管理計画について、公共施設等の維持管理をしていく中で、合併によるメリットはどういった点に表れてくるのかの質疑に、執行部から、合併によるメリットは、合併前の市町村の施設と、合併後の新市になってからの施設を比較する必要がある、例えば、公共施設の集約化が進んだ施設においては、合併によるメリットであり、合併前の市町村それぞれが維持している場合の全体の枠組みで比較すると、明らかに経費やランニングコストの削減につながっていると考えるとの答弁がありました。また、委員から、国からの財政支援について具体的にはどのような支援があるのかとの質疑があり、執行部から、複数の機能を1つの施設に集約して、施設の床面積が減少する取り組みに関しては、公共施設最適化事業債が利用可能で、これは事業費の9割が充当でき、交付税に50%が算入される非

常に有利な起債である。その他、転用する事業においては、地域活性化事業債があり、これについても事業費の9割が充当でき、交付税が30%算入される。短期的な取り組みで完結はしないことから、40年間の長期間にわたって一つ一つ取り組んでいきたいと考えているが、今の時点で40年先まで地方債が活用できるとは示されていないため、今後、国に働きかけていく必要があるとの答弁がありました。また、委員から、施設改修・長寿命化の優先順位、順番づけはどのようになっているか。公共施設の数は何れだけあるのか。その数を維持していくのかとの質疑に、執行部から、適正配置計画保全プログラムの中で、施設の総合劣化度、施設重要度、コストパフォーマンス度といった3つの視点から施設にそれぞれ保全優先度を設定しており、今後40年間、この優先度を基本として、改修や長寿命化のための工事に取り組んでいく。今回、総合管理計画で対象とした施設の数は、床面積が100平方メートル以上の施設で、平成26年度末で121施設を対象としており、中には集約などにより廃止される施設もあるため、40年後には当然これから減っていると考える。計画では40年後の平成67年度には62施設になるとの答弁がありました。これに対して委員より、40年後に約半分の施設数になっても約40億円程度の経費がかかるのかとの質疑があり、執行部から、40億円のうち14.4億円が箱物施設の財政制約ラインになり、この14.4億円は40年間の平均の金額であり、40年間で121施設を62施設まで下げるところの計画で、維持管理等をしていくとの答弁がありました。また、執行部より、主要な道路等のインフラの施設の場合は、箱物施設とは性質が異なるので、全体量を減らすという考え方は合わない。基本的には量を維持しながら、修繕等を早めにしていくとの答弁がありました。また、委員より、この計画は平成28年度3月末に策定されたものであるが、このたびの熊本地震の発生により、建築基準法等の基準が見直される可能性がある。専門家の意見を取り入れたらどうか。公共施設長期計画の表を見ると、40年先まで財政制約ラインで平準化して進めるように計画されているが、特に平成29年度、30年度の箱物施設の事業費が突出しており、果たして40年先まで責任が持てるのか疑問が残る。計画の練り直しを求めるとの意見がありました。

次に、岱明支所庁舎利活用事業について、今後岱明支所庁舎の2階を図書館、3階を有明行政事務組合の事務所として改修するが、実施設計を進める上で、この特別委員会で図面を配付し説明した内容から、今回、大きく変更した点はない。実施設計は、株式会社産紘設計に業務委託をし、5月20日に既に完了しており、現在は工事発注の段階で、玉名市内の建設業社A等級のうち、8者に指名通知を送付しており、6月2日に入札により決定する予定である。また、工期は本年の12月末までとし、有明行政事務組合は1月に業務を開始する予定である。図書館については、平成29年4月には開館されるものと想定している。概算工事費は、平成28年度当初予算に計上した1億400

万円、工事の施工管理は実施設計を受託した株式会社産紘設計と契約の準備を進めているとの説明がありました。

次に、天水支所周辺施設集約化事業は、平成30年4月の供用開始を目指し、集約機能総合型施設の建設に向けて、今年度2回の庁舎関係課会議を開催している。この会議において、天水市民生活課を初めとする関係各課と実施設計に際しての課題点や改善点の確認を行ない、今後も定期的に整備内容の検討を行なう予定である。平成28年5月16日に6社による実施設計の指名競争入札を行ない、予定価格を2,555万6,040円、落札額は消費税込みで2,505万6,000円、落札率が98.04%であった。既に平成28年5月23日に、実施設計業務委託の契約を交わしており、契約期間は平成28年5月24日から、平成29年3月27日まで、実施設計については、今後業者とともに、これまでに出ている整備内容の検討も含めて協議を重ねながら進める。また、公民館建設中の施設の代替手段については、現在、公民館を利用している各種団体に対し、確認をしながら調整を図っており、利用団体が支障なく活動を続けられるように、施設所管の関係課との協議もあわせて行なっていく。今後、集約化スケジュールに沿って、業者からの実施設計案をもとに、8月から9月にかけて、天水町区長会や公民館利用者に地元住民説明会を行ない、平成28年10月をめどに実施設計の成案化を行なう予定との説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、天水町公民館の建てかえについて、区長会や公民館利用者に説明会を開催するとのことだが、これまでの経緯、特にトイレ設置等の要望については十分な説明をしてほしい。また、基本設計の大きな変更はないか。また、一部の住民から図書室を図書館にする運動の話を聞いたがとの質疑に、執行部から、変更があるとすれば、以前から要望があっているトイレ設置が考えられるが十分検討していく。また、先の25日の図書館協議会でも図書館への昇格について話が出ている。蔵書数を1万冊から3万冊にまでふやす計画があり、公民館が開館する4月に合わせて図書館への昇格についても検討しているとの答弁がありました。

次に、岱明町公民館建設事業の現況について、執行部より、岱明町公民館は昭和41年に建設され、築50年が経過しようとしている木造の平屋建てで、老朽化が著しく、耐震安全性も確保されていない状況にあり、新たな公民館の建設に当たっては、単に老朽化した建物を建てかえるということでは、維持管理も含め、財政をますます逼迫させることが予測される。そのため、公共施設適正配置計画に基づいての施設の利用状況、利用目的の整合性を検討してきた結果、施設利用率が低くなっている岱明ふれあい健康センターを一部共用し、併設して利用実態に応じた規模の公民館を建設することを有力な案として検討している。この2つの施設を複合化する理由として、岱明ふれあい健康センターには、公民館が共用できる機能、トレーニングルームや調理室、駐車場等が既

に備わっていることから、大幅に建設コストが圧縮できる。また、両施設の新たな人的交流が期待できることや、同時に岱明ふれあい健康センターの利用率の向上が図れるなど、複合化、併設設置のメリットが多大であると考え。本年2月の公共施設等の建設に関する岱明中学校区の地域説明会において、公民館の建設は岱明ふれあい健康センターとの施設共用化を図り、併設して設置することを優先的に検討していくことを報告しており、本年3月に岱明町4小学校区の区長会長より、現在地に建てかえるより、岱明ふれあい健康センターを活用した早急な建設を望むとの要望書が提出されている。公民館と岱明ふれあい健康センターとの共用化を考えた場合に、トレーニングルームは公民館の講堂として利用するだけの十分な床面積であり、栄養指導室は公民館の調理室として必要な設備が備わっており、十分に機能を満たすと言うことができ、利用状況が低いことも含めて共用可能であると考え。その他の部屋についても、公民館利用者の意向を踏まえて改修を行えば、最大限に有効活用できるとして検討をしている。懸念事項として、各種団体の利用調整、利用施設の利用料の違い、併設した場合の駐車場の不足等の課題もあり、解決に向けて協議を重ねていく。また、公民館と岱明ふれあい健康センターの複合化とともに、周辺の一帯整備についても検討を進めており、近接する岱明B&G海洋センターの中央公園と体育施設等を連結させることも必要であると考えており、市道寺ノ前線を岱明B&G海洋センターの先の市道まで延伸し、利便性を高めたいと考える。また、以前から見通しが悪く、危険な岱明ふれあい健康センター進入口付近の県道長洲玉名線の交差点についても改良工事を行ない、イベント等で相互利用ができるよう駐車場についても十分確保することを検討している。今後は、庁内検討会議にて基本構想骨子を作成して、地元の区長会や関係団体への説明報告を経て、本年の11月末までに基本構想を取りまとめ、平成31年度の供用開始を目指すとの説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、公民館を岱明ふれあい健康センターに併設する場合、地震等災害時の避難場所としては、駐車場が不足することはないのか。現公民館の跡地利用はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、公民館と岱明ふれあい健康センターを併設する場合の課題の1つとして、駐車場の問題があり、現公民館と岱明ふれあい健康センターにある駐車場の台数は確保したいと考えており、ふれあい健康センターの駐車場内に公民館を建設することにより、不足する駐車台数分は砂利敷き駐車場一帯に併設して、別途設ける計画としている。現在でも岱明B&G運動公園や岱明ふれあい健康センターでの夏祭り等のイベントの際には、駐車場が非常に不足していることから、市道を延伸することで相互利用も可能になり、駐車場不足を補えると考える。また、現公民館の跡地の利活用については、定まっていないが、今後、地域や周辺の住民の声に耳を傾けながら適正な利活用を図りたい。活用方針が決まるまでの間は、駐車場として使用することも視野に入れているとの答弁がありました。また、委員から、公民

館を岱明ふれあい健康センターに併設した場合の建設費用と、新しい公民館の面積はどの程度になるのかとの質疑があり、執行部から、今の段階ではどういう機能が新しい公民館に必要なか、関係課で検討している段階であり、面積が確定していないため概算の事業費を算出していない。公民館の配置や面積等が決定すれば、事業費についても報告できる。これまで岱明地区の利用者や区長等に話を聞く中で、「同程度の面積でもよいから新しいものを建ててほしい。」という声があり、同程度の面積を新しく建てた場合と比較すると、岱明ふれあい健康センターとの併設一体型の方がコスト的には安くなる。面積についてはあくまで協議中の段階ではあるが、現岱明町公民館が1,000平方メートルである。一番面積が必要とされる講堂が400平方メートル以上で、共用できて新設の必要がないため、700平方メートル程度になるのではと考えるとの答弁がありました。また、委員から、実際現地に出向き、延伸される里道の距離や建設計画地を確認したいとの意見があり、執行部から、現在庁内会議にて部屋の配置を検討しており、次回の特別委員会にて配置図を提出した上で、部屋の配置や延伸する里道や県道との交差点の状況等について意見を伺いたいとの提案があり、今回は現地を確認した上で説明を受けるとのこととしました。また、委員から、公民館と岱明ふれあい健康センターは建設時、もともと性格が違う別の補助金により建設されていると思うが、併設する計画で支障はないのかとの質疑があり、執行部から今回の計画については、補助金等で国へのペナルティー、起債に関しても一切支障がないと確認しているとの答弁がありました。また、委員からは、これまで岱明公民館を建てかえる目的で土地を確保しており、現在の公民館を利用しながら建てかえることも可能であることから、現在の公民館の敷地内で建てかえる場合についての検討も必要である。今回の特別委員会での意見は十分検討に取り入れていただきたいとの意見がありました。

次に、平成28年3月に作成された玉名市本庁舎跡地等活用基本構想の冊子を用いて、旧庁舎跡地に新築移転後の玉名第1保育所や子ども支援施設や交流施設、文化センター等の施設のイメージパースや平面図、配置図等を参照しながら、各施設の特徴等について説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、前回の3月議会に関連予算が否決された時点で、計画は廃止になったものと考えており、否決された計画をそのまま説明されるのには疑問があるとの意見があり、執行部から、旧庁舎跡地の利活用については、平成27年度の3月議会に関連議案を否決されたことから、ここに示している基本構想案を旧庁舎跡地の活用策として、引き続き総合的に進めていくことは難しいと考えている。しかしながら、玉名第1保育所の建てかえや文化センターの改修等については、市民ニーズ、耐震安全性を考えた場合に、旧庁舎跡地の活用という観点から切り離しても、これは部分的に活用できるものとして、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想で取りまとめた各施設の整備方針の内容について説明をしたものとの答弁がありまし

た。また、委員から、この基本構想に示されている旧庁舎跡地の利活用は否決されたが、旧庁舎の解体に合併特例債を活用できるのか。また、玉名第1保育所の移転先として、し尿処理施設「水の守」横の公園への移転は可能かとの質疑に、執行部から、合併特例債は使わずに、一般財源で対応する。し尿処理施設横の公園は、現施設を老朽化により建てかえる際の土地として確保しているものであり、また、周辺住民のための公園や災害時の罹災ごみの仮置き場としての役割もあるため、他の施設の建設はできないとの答弁がありました。

次に、旧庁舎跡地の整備方針、整備スケジュール等について執行部から、旧庁舎跡地の利活用策については、平成27年度の3月議会で関連予算が否決されたことから、現時点で新たな整備方針や整備スケジュール等の説明等で説明できるものはない。先の3月議会の一般質問で、基本構想の案については、中心市街地活性化基本法の設定を受け、旧庁舎跡地周辺を含めたところで再検討すべきではないかとの質問があり、これに対し、基本構想の再検討は今のところは考えていないとの趣旨の答弁であったが、関連予算の否決に伴い、今後この整備方針や整備スケジュール等を盛り込んだ新たな基本構想案について、遅滞なく検討を進める必要があると考えているとの説明がありました。

次に、旧庁舎の解体については、執行部から、既に5月28日に指名競争入札により施工業者が決定し、契約しており、落札業者は株式会社山田組で、契約額は1億1,880万円、今年の6月2日から12月28日までを工期としており、年内には完了する予定。現在、既に工期に入っており、周辺家屋等の現況調査を行なっている。これは周辺家屋等に解体工事の振動によるひずみ等の悪影響が発生しないか、事前に現況を調査しておくものであり、今回のような大規模な工事の際には行なうべき調査である。解体の手順は、最初に南側の第1別館、第2別館側から解体して、その場所を本庁舎解体の瓦れき等の仮置き場として利用し、本庁舎の解体は時期的には9月の後半以降になる予定で、作業中・解体後においても隣接する文化センターの駐車場として利用されることから、特に国道側においては駐車場の確保に十分配慮する必要がある。また、旧庁舎東側進入口から、国道方面に通り返り抜けができることから、必要以上に制限することのないように配慮するが、工事中の安全確保のため、旧庁舎を解体する9月以降の3カ月程度にかけては通り抜けを制限することがあるとの説明がありました。委員から、合併特例債を利用して旧庁舎を解体するには、跡地利用の目的が必要であり、3月議会で関連予算が否決されたことから、旧庁舎の解体工事はないものと考えていたが、新年度の予算上はどうなっているか。財源の組み替えはしたのかとの質疑に、執行部から、先の3月定例会議会で基本設計の委託料については修正動議で削除されたが、それに伴う解体工事の予算については、議員の皆さんの意志で残っていたものと判断した。解体工事の予算は、財産管理費の中の工事請負費で財源として、合併特例債となっており、3月の時

点では予算の組み替えはしていない。その後、財政課と協議した結果、合併特例債から一般財源への財源の組み替えについては、今年度末の3月議会にて行なうとのこと。この特別委員会においても、単費でも解体を進めるべきとの意見が多数であったため解体を進めているとの答弁がありました。また、委員から、単費で解体するとの説明だが、旧庁舎跡地に仮に玉名第1保育所のみ建設する計画で、合併特例債の利用は可能かとの質疑に、執行部から、断定的なことは言えないが、保育所に関することについては、新市建設計画に明記してあり、平成32年度までに実施するのであれば合併特例債の利用は可能であるのではないかと考えるとの答弁がありました。次に委員から、旧庁舎解体工事の指名入札について、特定業種による指名業者だったのか。入札業者数はもっとふやせなかったのかとの質疑があり、執行部から、とび土工の特定業者8業者による入札である。指名案が提出された中で、審査会では審査をしており、ある一定金額以上8業者という指名基準で指名案が提出されたものとの答弁がありました。また、委員から、旧庁舎の解体工事については、本庁舎第1別館、第2別館及び立体駐車場の解体及び跡地舗装が一括して発注してあるが、分割してできなかったのかとの質疑に、執行部から、最初解体設計をする段階で分離発注は考えておらず、一体で発注するという前提で設計しており、分離発注すると設計の直接工事費、経費等も上がるだろうと思われる。分離発注しなかった理由は、短期間のうちで解体を順番に進めたいということと、1業者であれば業者間の調整も不要で、近隣の家屋に被害が発生した場合についても、責任の所在が不明確とならないためにも1業者にお願いしているところもあるとの答弁がありました。これに対し委員からは、一括発注と分離発注する場合の金額の比較はすべきではなかったかとの意見がありました。次に委員から、熊本地震の発生によって、解体工事については非常に厳しい状態であるが、インフレスライドのような契約額の増額の心配はないのかとの質疑があり、執行部から、インフレスライドは新庁舎を建設した際にあった。そのときは1年半の工期の間に建設物価が上昇したため契約額を増額したもので、今回の場合は年度をまたがずに単年度で完了するため、契約額の変更はないとの答弁がありました。

次に、市民会館建設に関することについて執行部から、市民会館の建設は今年度の当初予算に実施設計の費用を委託料として計上してある。その財源として社会資本整備総合交付金を見込んでおり、この交付金の内示を受けて5月13日に条件つき一般競争入札の公告をしている。この条件は、基本設計の際の条件と同様であり、座席数や建築設計業務実績、1級建築士等の人数等、会社として能力等を条件としている。また、現在は6月7日が開札日であることから、無事に落札業者が決定するのを待っている状況である。受託業者が決定したあとは、実施設計を来年1月末をめどに完了し、翌29、30年度の2カ年で工事を進め、平成30年の12月までには工事を完了させたいとの説

明がありました。委員から、3月議会で市民会館の建設に関して決定したものの、今回の地震で市民会館の建設予定地は、自動車での避難場所や福祉センターに避難される方々の駐車場となっていたが、災害時の避難場所として確保しておく必要について、庁内会議等で話し合いはあったのかとの質疑があり、執行部から、建設地についてはその後の検討はしていない。現市民会館の跡地を駐車場として整備することとしており、現在よりも駐車台数の確保は十分可能であると考えたとの答弁がありました。次に委員から、今度の新市民会館は耐震構造のみでよいのか、免震構造は必要ないのか、また、免震構造にした場合、予算的にどれくらい違うのかとの質疑があり、執行部から、この新庁舎同様免震構造の設計ではなく、通常の耐震構造の施設である。今ある資料では、玉名地域の地下には断層帯は確認できないことから、直下型の地震が起きる確率は低いと思われる。新庁舎建設の際にも、耐震構造と免震構造について検討はしたが、国土交通省が示している地域別地震係数からも地震が起きにくい地域であるとの想定から、耐震構造のみの施設としての答弁があり。また、免震構造にした場合は建設費で4から5%の違いが生じ、その後、免震設備のメンテナンスに費用が発生するとの答弁がありました。これに対して委員から、耐震構造の程度についても再検討を行なってほしい。また、費用的に5%程度の違いで安全が保たれるのであれば、ぜひ免震構造の採用を検討してほしいとの要望があり、今後の実施設計の中で検討していくとの答弁がありました。

最後に、サッカー場の建設について前回提案された内容の変更点について、モデルプラン配置図をもとに、執行部からの説明がありました。このサッカー場建設予定地は、過度の湿地帯であり、その上に盛土をして整地するという現計画では、施設の維持を長期的に整備する上で、大きな不安を抱かざるを得ない。また、メインフィールドとサブフィールドの高低差が5メートルもあり、選手、利用者のみならず、観覧者や障がい者の方々の利便性の影響ははかり知れない。それにサブフィールドの東側は高い斜面となっており、崩壊による災害等も懸念されているとの指摘があったことから、今回の指摘があった点を変更している。今回県道の進入口から運動公園内のロータリーまでの中間付近で地上高12.0メートルの地点から、0.5メートル下げてメインフィールドとサブフィールドをさらに南側の駐車場を同じ地上高に配置し、前回5メートルあったメインフィールドとサブフィールドの高低差をなくしている。また、調整池をメインフィールドの地下に設置することにしていたが、施設外にオープンな調整池を設置することに変更している。今回、調整池についてはコンサルタントとの契約がないため、今回の配置図には描くことができなかったが、今後は基本設計の中で盛り込んでいきたいと考えている。また、建設地は過度の湿地帯であることから、改善するには地盤改良が必要であり、2面のフィールドの高低差をなくすため擁壁工事等の追加が必要となる。サブフ

フィールドの東側は斜面地であり、段階的に調整することで安全面は確保できると考えているが、段階的に斜面を整備すると、東側の斜面の土地を購入することになり、用地取得に経費を要する。また、調整池を施設外にオープンで設置した場合にも新たな土地が必要となることから、これらの費用面での増額が必要になる。今後のスケジュールとしては、この特別委員会の意見を聞きながら、平成29年度に基本設計、用地取得、農振除外等を行ない、平成30年度実施設計、平成31年度に造成とグラウンドの整備、平成32年度の建築整備工事を行なうスケジュールとしているが、29年度からすると4年しかないため時間的に厳しいと考えているとの説明がありました。委員から、前回の特別委員会で指摘を受けた点についての変更があっているが、果たして安全性は保たれるのか、南端の田んぼから約7.6メートルの高低差があるが、この擁壁はどのようにするのかとの質疑があり、執行部から、今回は基本構想案として、モデルプラン配置図を提出しているもので、敷地の面積や工法関係等については、基本設計をする中で具体的に検討していく。南端の田んぼからの段差や東側の傾斜地の整備についても可能であるとの報告を受けており、これから具体的な工法を決めていくことになると答弁がありました。また、委員から、前回の特別委員会では、この建設地では認められないとの意見であった。今回、同じ場所で問題点を変更して提出してあるが、それで費用はどれくらい必要なのか。また、今回の地震を受けて、この候補地で避難場所にも適さない。防災運動公園として整備されている例もあり、防災の観点からの整備は考えられないかとの質疑があり、執行部から、この候補地で建設を検討している理由は、平成26年度に設置された玉名市サッカー場建設検討委員会で検討された結果を受けて、桃田公園正面進入道路南側を建設地として検討してきた。この特別委員会でいただいた問題点を見直し、変更することで検討をしているが、経費については詳細な算定はしていない。しかし、5メートルあったメインフィールドとサブフィールドの高低差を解消し、東側の傾斜地についても段差を設けて災害対策をとる必要があるため、経費増額が見込まれるだろうと予想はしている。地盤改良について、費用がどれくらい必要か把握はできていないが、この候補地で変更案を示した上で、基本設計に進みたいのが教育委員会としての考えである。また、この候補地は、災害時の避難場所としては、地上高で11メートルあり、津波等の避難場所としてなり得ると考える。防災面からの整備は検討していなかったため、今後どのような手法がとれるのか検討する。との答弁がありました。

また委員から、今回の説明資料については十分検討する資料になっていない。建設検討委員会からの建議で示された場所で計画してこの委員会で指摘があった点を改善しているが、この特別委員会の大方の意見としては、この場所での建設は無理があり適当ではないとの意見である。今後は建設検討委員会の建議を見直して提案してほしい。との意見がありました。以上、審査案件に対する質疑応答のあと今後も引き続き調査、慎重

審議をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 3時25分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第7 意見書案上程

意見書案第6号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について

日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第7 意見書案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程します。

意見書案第6号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題とします。お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。まず、ただいま議題となっております意見書案第6号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第6号の提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第6号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないま

す。

日程第8 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第6号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

意見書案第6号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

意見書案第6号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第6号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第6号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明21日から26日までは休会とし、27日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、本日午後5時までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時29分 散会

第 3 号

6 月 2 7 日 (月)

平成28年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成28年6月27日（月曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 4番 徳村 登志郎 議員
 - 2 5番 城戸 淳 議員
 - 3 10番 田中 英雄 議員
 - 4 3番 松本 憲二 議員
 - 5 15番 前田 正治 議員
 - 6 20番 田畑 久吉 議員
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 4番 徳村 登志郎 議員
 - 1 胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入とその費用助成について
 - (1) 本市の胃がん検診の状況について
 - (2) ピロリ菌検査の定期健診への導入について
 - (3) 「ピロリ菌検査の実施およびその助成」を求める署名を受理されたことについて
- 2 5番 城戸 淳 議員
 - 1 熊本地震の対応について
 - (1) 震災発生後の初動態勢について
 - (2) 避難所運営について
 - (3) 関係機関との協力体制について
- 3 10番 田中 英雄 議員
 - 1 熊本地震を受けての今後の市政運営（総合計画）について
 - (1) 防災対策・緊急時連絡網のあり方は万全だったか
 - ア 防災無線の完備前倒し実施を図るべきではないか
 - イ 新規建設及び改修予定の公共施設の耐震・避難所機能の見直しをすべきではないか
 - (2) 定住化促進と人口増対策としての公共交通機関及び市庁舎跡地の整備とその利用促進策について
 - ア JR在来線駅（玉名駅・大野下駅・肥後伊倉駅）周辺整備（駐

輪場の増設、雨よけの屋根設置、防犯カメラの設置) について

イ JR玉名駅—大野下駅間に新駅を設置、また、JR玉名駅—肥後伊倉駅間の桃田運動公園付近に新駅を設置すべきと思うが、いかがか

ウ 市庁舎跡地の利活用について

(ア) 熊本地震被災者支援として、仮設住宅をつくってはどうか

(イ) 玉名第1保育所の建てかえは急ぐべきだが、早急に市庁舎跡地以外の場所を探すべきと思うが、いかがか

4 3番 松本 憲二 議員

1 災害対策本部の機能について

- (1) 各担当部署への指示伝達の状況はどうだったか
- (2) 指定した避難所の運営は
- (3) 消防団との連絡網、連携はスムーズにできたか
- (4) 被災者支援の対応の状況は
- (5) 熊本地震で被害が大きかった自治体への職員派遣の対応は
- (6) 今後の防災対策のあり方は

2 熊本地震の被災ごみの対応について

- (1) 熊本地震発生後の被災ごみへの対応と状況、今後の対応について

3 公立玉名中央病院の建設について

5 15番 前田 正治 議員

1 防災対策について

- (1) 玉名市建築物耐震改修促進計画の今日までの進捗状況をどのように評価しているか。そして、今後の取り組みにおける課題を聞く
- (2) 市営住宅の耐震改修の現状はどうなっているか。古い市営住宅の建てかえ及び耐震化についての取り組みを聞く
- (3) 自主避難所はどのような位置づけと運営であったか。現状と今後にかす教訓を聞く

6 20番 田畑 久吉 議員

1 災害に対する防災について

- (1) 今回の熊本地震に対する防災体制は万全と言えるか

2 行財政改革について

- (1) 行政区の統廃合はどう考えているか

3 薬草推進事業について

- (1) 小岱山薬草の会への過去の助成、補助金に対しての成果は

4 国際スポーツ大会キャンプ地誘致について

(1) 国際スポーツ大会キャンプ誘致等推進室が設置されたが、その活動はどうなっているか

(2) 実行委員会を設置すると伺っていたが、どうなっているか

閉 会 宣 告

+++++

出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	徳 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 譲 治 君	14 番	宮 田 知 美 君
15 番	前 田 正 治 君	16 番	作 本 幸 男 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	永 野 忠 弘 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	堀 内 政 信 君	事務局 次長	荒 木 勇 君
次 長 補 佐	平 川 伸 治 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	上 嶋 晃 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	小 山 眞 二 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設 部 長	磯 谷 章 君
会計管理者	今 田 幸 治 君	企 業 局 長	北 本 義 博 君
教育委員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君

教育部長 伊子裕幸君

監査委員 坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

4月14日、16日と未曾有の余震、本震にあった熊本地震では、本市においても今までにない被害を受けました。まして震源地である益城町を初め、近隣市町村においては、多数の犠牲者もおられ、心から哀悼の意を表したいと思っております。

本日は、一般質問の日程となっておりますが、熊本地震を受けて、職員の負担軽減等を鑑み、6人のみの登壇ということになっております。多くの議員が登壇されることを望んでいる中で、くじ運よく一般質問させていただくことになりました。質問も本来は熊本地震を受けて防災上の質問等も考えておりましたが、一番大変な関係部署ですので、これは次回に回し、1点だけ健康福祉にかかわる質問のみをさせていただくことにしました。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

胃がんの予防のためのピロリ菌検査の導入とその費用助成について質問いたします。

2013年2月、命を守る画期的な政策が実現しました。胃がんを予防するためのピロリ菌除菌が慢性胃炎の段階まで適用を拡大して、保険適用が始まりました。これは医師で医学博士でもある公明党秋野公造参議院議員が実現をさせました。胃がんは早期発見、早期治療さえできれば克服できる病気です。胃がんの早期発見率は上がり、さらに医学の進歩により早期発見、早期治療の質も向上しました。にもかかわらず、毎年5万人が胃がんにより死亡し、この数字を減らすことができずにいます。それは胃がん研究の世界的第一人者である浅香正博教授が提唱してきた「胃がんの原因はピロリ菌である。」との言葉どおり、胃がんの原因への対策が放置されてきたからにほかなりません。胃がんは、生活習慣病を原因とするがんとは異なり、感染症を原因とするがんです。ならば、このピロリ菌除菌によりがん予防対策を実施することが極めて重要になってきます。浅香教授によると、ピロリ菌に感染するとほぼすべての人が慢性胃炎にかか

ります。その中から数十年かけて萎縮性胃炎へと振興し、さらにその中から数十年かけて胃がんの多くを占める分化型胃がんが発生してしまいます。なお、スキルス胃がんは慢性胃炎から直接発生するため、若年齢より発病することにも留意が必要だそうです。

では、なぜピロリ菌に完成するのでしょうか。ピロリ菌のすみかは土の中です。現在の日本の水道水は品質が高く心配ないのですが、下水道、上水道の整備が進んでいない間に土壌にすむピロリ菌と地下水の関係で、日本人の多くが胃の完成する幼児期の前に感染してしまうようです。一たびピロリ菌に感染すると、みずからの力では除去できません。生後から幼児期までの間に感染したピロリ菌は今でも私たちの胃の中で元気に生息している可能性があります。胃がんを含め、胃の病気の原因はピロリ菌です。ピロリ菌を一刻も早く除菌しない限り、胃がんなどの病気にかかるリスクは減らせません。逆に言えば、ピロリ菌さえ除菌すれば胃がんや胃潰瘍など、胃に関する病気の多くを未然に防げます。保険適用が始まってから、約2年半で、既に約300万件の除菌が実施されています。これまで我が国では約1,300万件の胃内視鏡検査が行なわれ、そのうち約12万件の胃がんが発見されています。100回の検査で1回の胃がんが診断されたことを考えると、300万件の除菌は約3万件の胃がんの早期発見につながったことになります。さらにスキルス胃がんを内視鏡で切除したことで若い命が救われた事例もあり、将来の胃がん予防だけでなく、目の前の胃がんの早期発見、早期治療につながるという、命を守る政策となっております。

それでは、3点お尋ねいたします。1つ、本市の胃がん検診の状況について。2つ、ピロリ菌検査の定期健診への導入について。そして3つ、「ピロリ菌検査の実施及びその助成」を求める署名、1万4,575名分を今月3日に市長にお渡しいたしました。その後、受理された市長の感想、方針等をお聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。徳村議員の胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入とその費用助成についての御質問にお答えします。

まず、胃がん検診の状況についてでございますが、我が国の死亡原因の第1位はがんでございます。昨年度、玉名市でがんを原因として192人の方が亡くなられております。このうち胃がんで亡くなられた方は17人おられます。本市の胃がん検診についてのデータを申し上げますと、2,856人の受診があり、受診率は11.3%でございました。胃がんは7人見つかかり、がん以外の疾患、胃潰瘍、それから胃炎、ポリープ等も100人程度発見されております。また、本市のがん検診は、国のがん検診の指針に基づきバリウム検査法で行なっております。バリウム検査法は集団検診の有効な検診方法として昭和57年度から実施されており、食道や胃の動き、食べ物の通り方、胃全体の

形がよくわかり、胃カメラではわかりづらいスキルス性胃がんを見つけやすいというメリットがございます。平成28年2月に国からがん検診についての新指針が出され、胃内視鏡検査も可となり、導入も検討しているところでございますけれども、現状では集団検診で実施可能な体制ではございませんので、これらの課題がございますので、検討を重ねているところでございます。

次に、ピロリ菌検査の定期健診への導入についてお答えいたします。胃がんの予防においては、食生活との密接な関係があり、食塩の取り過ぎや喫煙等のライフスタイルも関係し、ピロリ菌の感染等も深くかかわっていると言われております。ピロリ菌は胃の強い酸の中でも生きることができる菌でございます。胃潰瘍や十二指腸潰瘍の90%以上でピロリ菌が陽性を示しているとされ、近年になって胃がんの発症にも大きく関係していることがわかってきました。ただし、ピロリ菌が陽性でも潰瘍にならない人、陰性でも潰瘍になる人がいて、ピロリ菌だけが胃、十二指腸潰瘍の原因とは言えない状況でございます。感染時期が長期になるほど除菌による発がん性抑制効果が低下するため、より早い時期に除菌するという考え方があり、本年度から佐賀県内の中学3年生全員を対象に、学校検診の尿検査でピロリ菌の検査を導入しているところもでございます。ピロリ菌検査の長所は、体に大きな負担がかからず検査ができるということですが、成人のがん検診としては、現状ではがん検診の目的であります死亡率減少効果を示す検証が十分ではないため、対策型検診として実施することが国のがん検診の指針で示されておられません。このため、今後、国の動向を注視しながら、先進的に取り組まれている自治体を参考に関係機関と協議し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

本市の胃がんの検診の状況も事細かく答弁いただきましてありがとうございます。その中でちょっと1点だけ再質問させていただきます。

本市でも実施されているバリウム検査のメリットとデメリットについてであります。数字で確認しますと、2007年度の胃がん発生数は約11万人です。公的胃がん検診は実際に発生する胃がんのうち5.5%しか発生していないことになっております。残りは医療現場で診断がなされていることとなります。よりリスクの低い若年者も含めた健全な人もあわせて対象としている仕組みになっていることから、発見する確率が医療よりも低くなっています。大半の人は異常なしと言われますが、また1年後に胃がん検診を受けることとなります。胃がんになりにくい人まで毎年バリウム検査を受けてもらうのは、放射線被曝の点で問題があるのではないのでしょうか。また、30代から40代の若い人は胃がんにかかりにくく、ピロリ菌が陰性であり、なおかつ胃粘膜が正常な人

もまた胃がんにかかりにくいのですが、これらの人に対して、負担が大きなバリウム検査を毎年続けていくことはメリットよりデメリットのほうがはるかに大きいと思われま
す。その点で胃内視鏡検査では組織を生検し、顕微鏡で病理診断を受けることが可能で
す。昔の胃内視鏡には盲点がたくさんあり、撮影できる角度が30度から40度しか
なく、画面が暗く診断しにくいものでしたが、現在の胃内視鏡は、撮影角度も100度
以上、見逃しのほとんどない性能になっているそうです。確定診断を行なうという観点で
考えると、もはやバリウム検査にはほとんど利点がないと思われま
す。以前は苦しいと敬遠されていた内視鏡検査ですが、最近は静脈麻酔によって内視鏡検査の苦しさが緩和
されています。また、経鼻内視鏡の普及によっても内視鏡検査の負担が少なくなっ
ております。胃がん研究の世界的第一人者である浅香正博教授も言われていますが、一般的
には胃がんの進行度合いについては、バリウム検査ではなく内視鏡検査によって調べ
たほうが良いと思われま
す。

以上含めまして、この点につきまして、もう一度答弁をいただけませんか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問にお答えします。

議員がおっしゃいますように、近年内視鏡検査というものが各地方公共団体にも取り
入れられ、有効性というのは非常に発見が高いということはお示しになっているところ
でございます。本市において、バリウム検査を今実施しておりますのは、先ほども申し
ましたように、バリウムを飲んで、胃が萎縮するその状況を見るということで、非常に
スキルスがんの発見というところに対しましては効果が高いと、ただ、やはり内視鏡検
査、組織検査に対しましては、そちらのほうが確かに胃がんの検査の結果が発見でき
る体制は、内視鏡のほうが高いというふうに示されております。ただ、本市のがん検診の
状態、形態でございますけれども、胃がん検診も含め、そのほかのがんの検診も同時
に集団検診で行ないます。内視鏡検査によりますと、集団では今のところできないとい
うふうな状況でございますので、どこかの医療機関に委託をするというふうになります。
ですから、胃がん検診のみの検診というものを、またさらに集団検診から追加しなけ
ればならないというふうになりますので、そこが非常に大きな課題として今検討してい
るところでございますので、それも含めて医療機関委託、もしくはそのほかのがんと絡
みも含めて、今検討をしているというところでございますので、御了解いただきたいと
思いま
す。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 先ほどの徳村議員の「ピロリ菌検査の実施及び助成」を求める
署名のことについて市長にというようなことでございますので、お答えをいたします。

6月3日に徳村議員を初め、代表者の皆さまから1万4,575名の署名を受け取りました。「ピロリ菌検査で胃がんを予防」のフレーズで、予防医療の見地から、早期発見、早期治療による重症化を防ぐことは、極めて重要な趣旨と考え、署名をされた皆さまの関心の高さと、健康に対する期待の強さを感じたところでございます。がん検診につきましては、市が実施主体であります、国の指針に沿って行なっており、有効性、安全性、コスト面から国の動向を見きわめながら、必要な対応を図っているところでございます。ピロリ菌検査を佐賀県では中学生を対象に取り組んでおられますが、若い世代の除菌による胃がん予防効果が高いと言われております。若人検診などの受診率を高めるためにも有効であり、ピロリ菌検査費用助成も含め、関係機関と協議をし、先ほど部長が述べましたとおり検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

なかなか先ほど答弁をいただいたとおり、いきなり胃がん検診に胃カメラを持ってくるとするのは、なかなか大変な状況であるというのは理解できました。そのためにも、簡単にできるピロリ菌の検査をまず実施させていただければというふうな趣旨でもあります。

それとあと2つ目のピロリ菌検査の定期検診の導入についての部分ですけれども、ここは答弁もいただいておりますけれども、若い世代向けの胃がん撲滅のプロジェクトとして1つ提案をさせていただければと思っております。答弁もありました若い世代はピロリ菌に感染してから日が浅いため、慢性胃炎の程度も低く、萎縮性胃炎もほとんど見られないということです。したがって、ピロリ菌除菌が最も効果を発揮するそうです。若い世代のピロリ菌感染者に、くまなく除菌治療を施していけば、将来胃がんなどの胃疾患の大半を予防できると考えられています。

そこで先ほど答弁いただいた、中学生をめどに、全員にピロリ菌検査を受けてもらうことを提案したいと思っております。ピロリ菌が陽性と判断されるのは、そのうちの約5%の生徒に過ぎない。この処置を中学生のうちに施しておけば、将来、胃がん、胃潰瘍などの胃の病気をほとんどなくすることが可能になるはずでございます。実際、先ほど部長、そしてあと市長のほうからも答弁をいただきました全国初となる全中学3年生を対象のピロリ菌検査を、佐賀県は本年度より実施することになっております。検査費用は県が負担し、要治療生徒の除菌費用も、県が自己負担分を全額補助することになっております。これを例えば本市に置きかえれば、中学3年生約500数十名分の検査費用と、またそのうちの5%の陽性反応者、30名弱になるかと思っておりますけれども、その除菌治療費用を予算計上することができれば、未来にわたって、玉名市出身の胃がん死亡

者はゼロという子どもたちに贈り物ができるのではないのかなというふうに考えております。

こちらの考えに対しても、よければ部長から答弁をいただけませんかでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問で、中学生の世代にピロリ菌検査をというふうな御提案でございますが、まず、佐賀県のほう、今中学3年生のほうを県自体で、全員の方にピロリ菌検査を実施されて、今年4月から計画をされております。そこで、この背景には、佐賀県の胃がんの死亡率というのが全国でワースト2位ということで、やはりその対策をされたのかというふうに思っております。また、熊本県におきましては、胃がんで死亡される率といたしましては、全国でもワーストではなくて、ベストのほうから5位以内に常に入っているということで、県自体としては、まだそういう認識は持っておられないというふうにも思っております。ただ、やはりピロリ菌での研究が進むにつれ、ピロリ菌でのがんになる確率というのは、非常に高いということがもう実証されてきておりますので、他市、それから県にも働きかけながら、検査というものを早い段階で実施するというのは、有効な手段であるというふうに我々も思っておりますので、含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

ぜひとも導入の方向で検討していただければというふうに思います。

今回の玉名市において、このピロリ菌検査の定期検診への導入についての署名も1万4,575名の方に御協力をいただきました。この署名は郡部4町でも行なっておりまして、玉東町では2,698名、和水町では4,018名、南関町では3,650名、長洲町では3,412名、玉名市を含んだ1市4町の合計は、2万8,353名にも上ります。また、公明党県本部では、県下全域でこの署名運動を行なっておりまして、熊本県合計は48万7,783名にもなりました。私もこの署名運動を通して、市民の健康増進への関心の高さと期待、要望を強く感じました。ぜひとも健康長寿の玉名をつくる上でも、ぜひピロリ菌検査の実施及びその助成を強く要望するものでございます。

最後に、このテーマを強く要望いたしまして、以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。5番、新生クラブの城戸淳です。よろしくお願ひします。

最近、本当に熊本地震以来、また、豪雨災害も含めまして、本当にこれから、今年はなんか夏も暑いのかなとも感じておりますし、そのあとの回復がどうなのかなという、災害に対して心配をしているところでございます。

3月議会で、昨年の全国市議会議長会で行ったことを少し前座で述べさせていただきますけど、そのときに福島市でのフォーラムの基調講演の方が熊本県立大学理事の五百旗頭真さんという方で、そのときに基調講演を伺いました。熊本の県立大学の理事長ということでございまして、そのあと少しちょっと連絡をとる機会がありましてお話をさせていただいたところ、「本当に東北震災のことでいろいろ私も精査、いろいろ考えの中で、講演をさせていただきました。驚いたのは、そのあと5カ月後に熊本地震が起こるなんて、私も驚いております。」ということを言われました。そしてまた、「東北震災のことをいろいろ調べていることを、今回この熊本地震に、私も全面的に協力して、震災のあとのあり方はどうなのかとか、そういうことを行政のほうにも行っていきたい」ということをおっしゃっておりました。本当に、震災熊本初め、もちろん初めてですけれども、そういう意味ではいろんな方のこれからの助言をお伺いしながら、熊本地震の復興に向けて、熊本もいち早く復興したいと思います。

さて、熊本地震から2カ月以上を経過し、県内でも震度7の揺れが2度発生しました。しかも、2回目が本震だったということは、まさに想定外であります。本県、災害史上、前例のない災害が発生したところです。また、県内の被害状況については、死者が69名、負傷者1,736名、全半壊を含む約13万8,000棟の住宅が存在し、今もなお、約6,600人の方々が避難生活を余儀なくされているとお聞きしているところでもあります。改めて、この地震により亡くなられた方々や、その御家族、御親族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、玉名市においても震度6弱の地震が、前震である4月14日、また、本震である4月16日に、2度発生し、当市においてもこれまで経験したことない大きな災害に見舞われたところでもあります。市の防災体制におかれましても前例のない事態、前例のない対応をこの熊本地震を通して経験されたことだと思います。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。今回、熊本地震の対応について、3項目質問をいたします。先ほど申しましたとおり、前例のない事態に遭遇されたわけですが、やはりこのような大規模災害に直面した場合、迅速かつ的確な対応が必要であり、初動態勢の確立が非常に重要であると考えます。そこで今回、熊本地震にあたり1項目目が玉名市での震災発生後の初動態勢についてどのように対応されたか質問をいたします。また、2項目と3項目めは質問席から質問をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

城戸議員の熊本地震の対応についての御質問にお答えいたします。

まず震災発生後の初動態勢についてでございますが、このたび熊本地方を震源とする「熊本地震」が発生し、本市においても4月14日、16日の2度にわたり、震度6弱の揺れを観測したところでございます。そのような状況の中、4月14日の震災後に、玉名市地域防災計画書に基づきまして、市長を本部長とする玉名市災害対策本部を設置し、被害状況の把握に努めるとともに、直ちに4カ所の避難所の開設を決定したところでございます。対策本部会議においては、管内の人的被害や被災状況などの情報収集を速やかに行なう必要があったため、消防署長、消防団長、郡市医師会にも参集の要請を行なったところでございます。ちなみに、災害対策本部会議を19回開催いたしまして、被害状況の把握、指揮命令系統の共有を図り、迅速な対応ができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

やはり先ほども言いましたように、前例のないということで、この初動態勢というのは、恐らく今まで阪神大震災、そして東北大震災あたりでもいろいろ検証されてきたことだろうと思います。私がお聞きしたところ、今対策本部すぐに設置をされて、そしてなおかつ今、19回も会議をされていると聞きまして、やはりその辺のは迅速に、的確にされているのかなと思いはあります。また、お聞きしますと2回目の震災のあとに、職員の方々が集合をされて、参集をされて、いろんなこれから先の避難所とかの対応に当たられたということもお聞きしております。やはりいろんな意味で、私は、今回の地震において玉名市の職員の方々の誇りある行動と言いましょか、そういう危機感があるときには、本当に早急に集まっていたいて、対応されたということは、もちろんいろんな恐怖と不安の中で、夜中でもありましたことから、私は敬意を、職員の方々には敬意を表したいと考えております。普通のときも、平時のときは本当に初動態勢というのは常日ごろ防災計画にもありますけど、考えておかなければいけないというのが基本でございますけど、本当にこれからまたこういうことが起きても、この確立した初動態勢に基づき、防災計画をいま一度、見つめ直していただければいいのかなと思っております。いろんなところで災害が、地域でも震災の影響が出ておりますけど、本当にそれからずっと休みなく、震災に対しての職員の休みもなくて、市役所に来られて対応に当たられている職員もいる中に、本当に頭が下がるばかりでございます。もうその再質問というのは、こういうときにしませんけど、そういうことでございます。

それでは2番目の質問のほうに移らせていただきます。続きまして、次に2番目の避難所の運営について、どのようにとられたのか、この辺の詳しい内容を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。避難所運営についてでございますけれども、前震である4月14日には、市内4カ所を避難所として開設し、本震の4月16日の際は、津波注意報の発令も相まって、大勢の避難者が避難所に避難されたため、市内40カ所の避難所を早急に開設をいたしたところでございます。本市が把握した避難者数としては、4月16日の3,125人が最も多く、市職員175人体制で開設運営に当たったところでございます。また、避難所の開設期間につきましては、4月14日から5月22日までの39日間、開設いたしております。延べ9,655人の避難者に対しまして、延べ1,485人の職員により、24時間体制をとり避難所運営を行なったところでございます。なお、避難場所の集約化につきましては、避難者数に応じて徐々に縮小化をいたしております。4月19日で各地区1カ所の合計4カ所に、また、4月29日には市福祉センターの1カ所に集約化を図ったところでございます。その対応に当たっては、市のプロジェクトチームの職員による複数回の丁寧な聞き取り、意向調査を実施をいたしまして、避難者に配慮した対応を行なったところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

4カ所の避難所で聞いたところによりますと436名の職員の方々が対応されたということで、本当にお疲れさまですということを言いたいと思います。

ある人はもう最初の避難所ということになって、食料と毛布を持参ということも放送されてますけど、その中で、やはりいろんなところを見ると食料があるとか、そういう苦情もありましたけど、あくまでもこれは避難所のということになっておりますので、そういうのはわかる人はわかるんですけど、なかなかその辺が全く市民の方も避難してこられる方は、あまりにちょっとわかりにくいということで、その辺は反省材料かなと思います。例えば、ボランティアでそういう炊き出しは、もちろんよそのところはあっていましたが、避難所ということで自分で避難してこられる方は、自分でいろんなのを持ってきてくださいということになっていることだったからと思っておりますけど、その辺も緊急食料とか、その辺も玉名市は備蓄しておりますので、いろんな意味でそれも少し考えながら、今度は避難所という開設になって設けることに対しては考えていただければと思います。その4カ所の避難所でいろいろ本当に先ほど言いましたよ

うに職員が働いております。本当にもう地震は怖いという高齢者の方もいらっしゃる中で、やはり避難所が頼りだというのが、今回本当にわかったところじゃないかなと思いますので、まず、やっぱりこの辺は避難所の確立というのは、今後さらにいろんな課題が、今回あったと思いますので、その辺を検証していただいて、次につなげていただきたいと思います。

それではもう続きまして、3番目に移ります。最後に質問は、今回地震に伴い関連機関の協力体制についてはどうだったのかを質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。

関係機関との協力体制についてでございますけれども、熊本地震の発生に伴いまして、複数の関係機関の協力をいただいたところでございます。まず、消防団におきましては、主に被害状況の情報収集や警戒活動の任務に当たっていただき、前震である14日には791人、本震の16日には900人が昼夜を問わず、活動を行なっていただいたところでございます。また、女性消防隊においても4月20日から3日間、延べ12人の団員が避難所において、女性及び高齢者に配慮した声かけや荷物移動のサポートなどの支援を行ないましたが、非常に感謝されたとの報告を受けております。そのほかの消防団活動といたしましては、損壊した屋根瓦をブルーシートで覆うなどの災害復旧の支援や不審者警戒の巡回活動なども行なっております。また、自衛隊の活動についてでございますが、今回の熊本地震の影響により、横島地区と天水地区の一部の地域で井戸水が濁り、給水活動が必要となりました。災害対策基本法に基づきまして、早急に災害派遣要請を行ない、熊本県第8高射特科大隊、兵庫県第3施設大隊、京都府第3施設大隊の隊員の方々によりまして、4月17日から5月1日までの撤収まで、15日間にわたり横島公民館や尾田天満宮、市役所本庁舎などでの給水活動のほか、全国の関係団体からいただいた支援物資の輸送活動や危険箇所の巡視など、幅広い活動を行なっていただいたところでございます。そのほか外務省からの職員派遣もあっております。また、災害協定業者や県外自治体からの物資の支援も多数いただいたところで、そのように災害対応を行なってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございました。

今回主に消防団と自衛隊の皆さんには、本当にまずもって感謝を申し上げたいと思います。特に消防団の方々、聞くところによりますと、消防団の幹部の方は、地震当日防災安全課に詰められて対応に当たられております。今、消防団という組織を考えてみま

すと、この間東北震災のときは、一番の亡くなられた方が消防団が一番多かったということはこの間私も言ったと思いますけど、今、消防団というのが本当に一時は「消防団もなんしよるかわからん。」そういう苦情あたりもありました。そしてまた、今、町のほうなんですけど、一部では区費がなかなかよらないと、そういう中で今までどおり消防団活動に対しての協賛をしていただいていると、そういう中でどこそこ総会の中ではその辺を見直してくれという住民の方も、もう少し削減したらどうなのかという話も聞いたことがあります。ただその今回、地震のとき私が一番聞いたのは小田地区ですね。小田地区の消防団の方が、やはり屋根瓦がずれて、いち早く市と消防団全部で小田地区はシートをかぶせられております。やはりその区長さんあたりによりますと本当にありがたいと、消防団あたりは本当に強い味方だと、言っていらっしゃいますし、今後本団には本当に防災面で協力をしていかなきゃいけないということも、どこそこ言われております。そういう中では本当に消防団の方々には頭が下がる思いでございます。自分の家も被災されてる中で、そういう防災安全課にもつめられて対応に当たられたということも聞いておりますし、本当にありがたいし、これから先も消防団あたりにはもう少し手当もふやしていいんじゃないかなという気持ちで、私もいっぱいでございます。また、自衛隊の皆さんは、こちらのほうもすぐに要請をされて給水活動、物資運送作業などに当たられて、この辺も迅速的にされて本当に私はこちらのほうにも感謝している次第でございます。市役所のところに自衛隊の方がおられて、すぐ給水活動されておりましたが、ずっと立ってらっしゃって、本当に仕事といたしますけど、大変だなという気持ちも持ってましたが、本当にこういう連携と言いましょうか、関係機関の連携体制が整って、いち早く復興するんだなと強く感じた次第でございます。

さて、ちょっとこの間の熊日新聞をちらっと見てたんですね、私。熊日新聞のことで、「熊本震災、連鎖の衝撃。」ということで、これは第1回じゃなかったですかね、全国からの助言編ということで書いてありました。旧山古志村の、今は復興副大臣だったですかね、長島忠美さんという方が言われてましたけど、「熊本地震では被災者の首長の姿が見えない」という話をされておりました。首長が強い、やはり復興に向けて強いメッセージを出し続けたいといけなと、埋没してしまうということも書かれておりました。首長の役割といたしますと、平時も住民の命と財産を守る責任を担って、これからの地域のあるべき姿を考える。最前線に立って情報を発していくことが重要じゃないかと思えます。玉名市もこの地震により、経済も恐らく2年間あたりは低迷するんじゃないですかね、将来の玉名のこの震災を受けて、将来の玉名はどうなるのか、この辺も対策を打たなければならないと私は思っております。そこで最後になりますけど、震災後、総括した対応と震災を受けて、これからの玉名の姿をどう変えていくのかも含めて、最後に災害対策本部長として、また、玉名市長として、高峯市長にお尋ねしたいと

思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君。 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。

今回の地震におきましては、熊本県下は本当に大打撃を受けたというふうな状況でございまして、また、この玉名市におきましても全壊、半壊、一部損壊等と含めて、約500件の今、罹災証明が申請されているというような状況で、本当に大変だったなということを感じております。今、言われましたように、この対策に、今後の対策につきましても、1日も早い復旧を望むということがやはり一番の大事なことじゃないかなというふうに思っておりますし、また、この玉名市もそうでありますけれども、熊本県、あるいは九州全体も痛手をこうむっているというふうな状況でございまして、特に観光客におかれましては、私たち玉名温泉を持っているこの温泉も被害を受けるというふうな状況でございまして、特に風評被害等々がございまして、その現実味が今でも既にもうわかっているというふうな状況でございまして、こういった面を踏まえて、早く観光面でもやはり玉名に来ていただくような努力をしていかなければならないし、また、復興に対しましても今、国も挙げてそのバックアップをしているというような状況でございまして。私も、現在熊本県の市長会の会長をしているという関係上、総務大臣を含めて、大臣に要望に参ったというような状況もございまして、熊本県を含めて、そしてまた玉名市の復興のために、これからも精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

わたしもちろんこの二次災害と言いましようか、風評被害もかなりあると思います。特に観光客の減少あたりが、この間の花しょうぶまつりも普通の年だったら、半分ぐらいしかきてないという情報ももらってますし、もちろんバスあたりが、大型バスあたりがほとんど来てなかった状況ですね、これは恐らくそういう観光のメニューと伺いますか、ルートでこちらのほうにはなかなか震災のあとは来られてないという状況で、本当に被害があるんじゃないかなと思っております。今、商工業にまいりますとセーフティネットですね、お金をやっぱりかえないとどうしようもないという状況がどこそこから聞いております。本当に今までの先が見えないと、お客さんがなかなか戻ってこないし、外からのお客さんも来ないということで、本当に心配をされております。玉名市がこれから先どうなっていくのかなという、これはもうどこそこの市町村もありますが、やはり独自の力と言いましようか、独自の対策を打ちながら、そしてこの立地

条件、玉名市の立地条件を生かし、新玉名駅もありますので、温泉もあります。そういう立地条件を生かして飛躍をしないと、本当に子どもたち、小さい子どもたちのためにどうなのかなという不安がいっぱい、私も思っているところでございます。今、市長も言われましたように、精いっぱいそこは対策をしていただいて、やはりこれはもうオール玉名ですかね、皆さんで考えて、ここにいらっしゃる皆さんで考えて、この玉名をどうするんだということを発信していかないと、本当に市民には伝わっていかないのかなと私はそういうふうに思っております。ぜひ、今回の地震以降皆さんが、いま一度玉名をどうしたいのか、一人一人考えていただいて、そしていろんな意見を行政のほうでも、意見を言っていて、そして我々議会もみんな考えていって、よりよい玉名にしていくことを本当に頑張っていきたいと、私は考えております。

そういうことで、今回は地震対応ということだけの質問にさせていただきましたけど、ぜひ、1日も早い復興を願って一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） こんにちは。市民クラブの田中です。通告に基づいて、質問させていただきます。

昨日、土日にかけて荒尾玉名地区の中学校の中体連が、雨でできなかった種目もあったかと思いますが、無事に開催されまして、荒尾玉名地区は先生方も大変御苦労されたと思いますけども、無事にそういった行事が進められているということで、本当によかったなと思っております。関係者の皆さま、本当にお疲れさまでございました。

4月14日、16日の熊本地震により、熊本県に大きな被害があり、さらには先日から豪雨により被災されました皆さまに、まずもって心よりお見舞い申し上げます。それとともに、熊本震災の発生以来、避難所の開設や被災者支援の対応、また、防災対策、警戒活動などなど、もろもろの緊急時の対応を続けてこられた玉名市職員の皆さん、また、関係、関連諸種の皆さまに心より感謝申し上げます。

振り返ってみれば、昨年9月の台風災害の対応、今年2月の大雪の際の上水道の断水を未然に防いだ対応、また、今回の熊本震災においても、玉名市は阿蘇市、益城町、

熊本市地域に比べれば、断水の被害などは少なく、また、早期に復旧することができ、今なお余震が続く宇城地域、県南部に比べれば余震も感じる事が少なくなってまいりました。まだまだ梅雨の真っただ中であり、油断はできませんし、台風シーズンもこれからであります。そこで、ここで改めて、玉名市は防災計画の再検討をすべきだと思いますが、今回の一般質問では、絞って2点お伺いいたします。

まず、防災対策・緊急時連絡網のあり方についてお伺いします。具体的には、この震災を受け、どういった対応をされて、それは万全だったのか。そしていまだに統合運用されていない防災無線については、どうするのか。新玉名市は合併後、台風豪雨による高潮、洪水又は地震による津波の心配がある有明沿岸部、河川の決壊のおそれのある菊池川流域、土砂災害が懸念される山間地域と地域ごとに異なった対応が必要な市であり、警報、避難勧告などの素早く適切な指示が望まれています。防災無線に関しては、既に整備計画が立てられていることと伺っておりますが、この震災を受け、早急な整備、運用開始を期すべきと思いますが、また、財源に関しても合併特例債での整備を図ると聞き及んでおるところでございますが、震災関連の補正予算等が国によって素早く認められ、今年の秋には景気対策のための大型補正予算も計画されていると聞いています。防災無線の財源についても、国や県に強く要望して、完備の前倒しでの実施を図るべきだと思いますが、執行部の見解を伺います。

また次に、新しく建設する予定の公共施設、例えば、新しい玉名市民会館、玉陵小中学校、玉名町小学校など、また、改修予定のもの、岱明支所、玉名市文化センターなども含まれますが、耐震、避難所機能として改めてこの震災を受け、その機能を見直すべきではないかと思ってお伺いいたします。特に新市民会館は、現在の市民広場に建設予定であり、福祉センター、新庁舎を含め、この一体が避難場所としての大きな充実した機能、能力を持つように改めて考えるべきだと思いますが、執行部の現在での見解をお伺いいたします。

まずは2点、よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 田中議員の熊本地震を受けての今後の市政運営についての防災対策・緊急時連絡網のあり方は万全だったかの中の防災無線の完備前倒し実施を図るべきではないかの御質問にお答えいたします。

防災無線の整備につきましては、平成29年度から30年度にかけ、本体工事を行ない、本庁と各支所にある4つのアナログ式親局を1つに統合するとともに、防災無線のアナログ方式からデジタル方式へ完全移行を行なうこととしております。現在、本体工事を確実に進めるために、実施計画書の作成業務を行っているところでございます。こ

の実施計画書の作成には、すべての場所で本庁からの電波調査や難聴地区の改善、改良など、時間をかけた丁寧な調査が必要となり、あわせて通信局との確認及び協議も発生をいたします。そのように、それぞれの段階をクリアする必要があるため、防災無線の完備前倒しについては、難しい状況でございます。

また、防災無線の財源についてでございますが、現時点では合併特例債の活用を予定しておりますが、今回の熊本地震関係の補助事業など、有効活用ができないか、国及び熊本県などと連携を図りながら対応いたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民会館、岱明支所庁舎、岱明公民館、玉名町小学校及び玉陵小学校など、今後新規に建設や改修を予定をしている公共施設について、耐震、避難所機能の充実に向けた見直しをすべきではないかとの質問にお答えをいたします。

まず、耐震機能については、新規に建設する施設については、当然のこととして、改修する施設についても国の耐震基準が確保できるよう図ってまいります。

次に、避難所としての機能の見直し、充実についてでございますけれども、避難所は災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらにその後も一時的な生活をする施設として重要な役割を果たすものでございます。また、地域の防災拠点として、必要物資の提供や情報の収集、提供又は応急医療等の拠点としての機能を果たすことになる場合もございます。先ほど申し上げました支所や公民館、学校などの公共施設は、第一義的にはそれぞれの設置目的を果たすべきものでございますけれども、大規模災害発生時など、有事の場合においては避難場所や避難所としての活用も想定をしているものであるため、可能な限りにおいて避難者の生命の安全確保や水、食料、生活物資、生活場所の提供などの避難所としての機能の充実に努めてまいります。

それから具体的な事例として、新しい市民会館に関してお答えをいたします。今回の震災に当たりまして、現市民会館の大ホールは避難所としての使用は行なっておりません。これは老朽化が進み、耐震性が十分でなく、さらには被害を受けていたという理由もございすけれども、階段状の客席が並ぶ大ホールよりも別当の会議室棟のほうが平屋でバリアフリーかつ平土間の会議室や和室があることから、受け入れやすいといった理由で、実際に震災当日の未明から、会議棟については避難所として開放いたしております。この市役所新庁舎付近には、公共施設が集積をしております。避難所として最後まで開設をしております福祉センターを初めとして、市民会館や保健センターなど、一時的に避難所として使用した施設がございます。さらに、今回の場合は余震を警戒し

て、車中泊をされる方がおられ、市役所駐車場など、周辺一帯の駐車場の利用も多くございました。また、地震直後には、一時的にこの市役所1階ロビーへ避難された方もおられるなど、福祉センターだけに集中することなく、避難の分散化が図られ、公共施設が集約していることによるこの一帯のメリットはあった者と認識をしております。

また、現在設計を進めております市民会館については、大ホールに加え、300席の小ホールを併設する計画であり、この小ホールは多目的利用が可能な平土間でございますので、避難所としての活用はできるものと想定をしておりますし、周辺一帯の公共施設と連携をして、多様な活用も可能になるのではないかとというふうに考えております。なお、市民会館については、昨年終了いたしました基本設計において、国が示します耐震基準を十分確保してはおりますけれども、本年実施設計を進める中で、その程度についても再度検討をするとともに、可能な範囲において余剰スペースを備蓄倉庫等などとして、整備することについても検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

この「予想されていなかった熊本地震」というふうな表現、模倣する場合もあるんですけども、この資料をよく自分ところの見ておったら、玉名市地震防災マップというのがありまして、非常に立派な冊子でございます。これ平成22年2月作成ということで、私もいただいておりますけれども、そこにはちゃんと布田川・日奈久断層帯というのは、最近よくテレビで見るような形できちんと書いてありまして、「マグニチュード8.0クラスの大きな地震が起きると考えられています。」というふうに、既にここに書いてあったんですね。私は、玉名市はそういった断層帯の近くではないし、有明海も内海であるから、プレート型の大きな地震はこないだろうというところで、とある会議では「玉名市は、地震はこない。」とか言ったこともありますけれども、全然来なかったというよりも、大きな被害は起こりませんでしたけれども、起きたことは間違いないので、改めて防災に関しては油断が一番いけないなと思っているところでございます。で、改めて再質問させていただきますが、国、県との対応を協議すると、私が申し上げたいのは、合併特例債を使うのはしょうがないにしても、この機会に、特に国、県に要望して、知事も単なる復興ではなく、発展的復興というふうにおっしゃっておられますので、ぜひ、国、県に要望して、違った形での補正予算なり、起債をしていただければというふうに玉名市のほうから強くお願いしてはどうかというところがまず1点であります。

最近ちょうど今参議院選挙の選挙中でございますので、自民党の広報の方であるとか、松村候補でありますとか、衆議院の野田先生ともお会いする機会がございますので、私もこの聞き取りの中で、国には要望しておきますと、そういった要望はしております

ということはお伺いしておりますので、私のほうからも野田先生たちにこういうのも要望しているので、ぜひどうにかなりませんか、お願いしますということを申し上げているところでございます。またここで、ぜひよければ市長からも強く、玉名市一丸となって要望しながら、被災に強い玉名市をつくるべく、そういったことも要望していかれてはと思いますが、まず市長の御見解をお伺いしたいと思いますが。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

今回の防災無線につきましては、29年度、30年度に実施をするというようなことで計画をいたしております、本年度の末に設計を終了したいというふうに考えておりますので、この本来でありますと、一番有効な資金を使ってやるということが、私の基本的な考え方でございますので、もちろん防災に当たって、国、県がそういったものに対応できれば、ぜひそういうふうにしたいというふうに思いますけども、どちらかと言えば便乗的なところがどうかなというような感じはいたしております。そういったものを含めて、最善の予算を組むという見地から、努力してみたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

やっぱり防災というのはやはり予防が大事でありまして、本当に被災したり、大きな被害が出たあとではやはり対応が難しいというところで、その1つの対応、予防策というのが防災無線で迅速な、また、的確な避難計画、避難勧告をするためには必要なものでありますので、これぜひ強く要望していただきたいと思っております。また、旧天水町においては、各戸別に防災無線というか、そういったものが既に設置されているというふうに伺っておりますが、私の個人的な考え方で申しわけございませんが、そういったものはもう残した上で、別に新しいものをつくったから撤去する、必要がないという言い方は乱暴かもしれませんが、新規に新しく全部してしまうというような計画を立てた上で、使えるうちはそういったものも戸別、玉名市全部に戸別に設置するというのは、これまた経費の点からも、効率の点からも難しいということもございまして、必要なんで活用できるものは残した上でつくって、新しく設置していただければと思っております。

また、新市民会館についても防災の観点も改めて見直すという御答弁いただきました。そうすることによって、要するに収容人員というかですね、被災者の避難場所としての機能を充実させて、また、収容人員も多くするというところで、また、玉名市全体の防災、安心して暮らせるというイメージの向上にもなりますし、ぜひ、計画の中に盛り込んでいただきたいと思っております。

また、ちょっとこの間も意見が分かれたところで、市民広場に市民会館を建てるというのはいかかなものかと、防災の観点からもいかかなものかという意見がありましたけれども、そういった市民会館にはそういった機能を持たせた上で、もう既に3月で予算が通りました新玉名駅の駅前駐車場の増設というのももう予算が通っております。この要するに被災者を収容する場所は、差し当たって仮設住宅を建てるようになった場合も含めて、更地が必要だということがよその地区を見ておりますとわかります。ですから、新玉名駅の周辺には駐車場、日ごろは駐車場として土地を確保する。またさらには、今の計画よりも広い場所が確保できれば、そういった防災の観点も含めて確保しておくというのも有効な策ではないかと思えます。

では、次に質問させていただきます。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 2番目の定住化促進と人口増対策としての公共交通機関及び市庁舎跡地の整備とその利用促進策について伺います。

このアと書いてあるところのJR在来線駅、玉名駅・大野下駅・肥後伊倉駅のことで、この周辺整備、具体的には今回は、駐輪場の増設、その駐輪場に雨よけのための屋根設置、防犯カメラの設置について改めて伺います。このことに関しては、既に1度質問させていただいておりますが、そのときはあまり芳しいお答えはいただけなかったと思えますが、考慮するというような形ではなかったかと思えますが、玉名市には高校、大学、玉名高校附属中学校など、玉名市に電車で通学している学生が多く、また、熊本市などに玉名市から通勤、通学している方も多くいらっしゃいます。玉名市の人口ビジョンでは、今後、総人口は、高齢化と減少を見込んでいます。むしろ、何とかして、2060年時点で5万2,000人の維持を目標にしています。日本全体として人口減少が予想される中、その予想が間違いだとは申しませんが、この熊本震災を受けて、比較的玉名市は災害に対して強く、また、新幹線新玉名駅もあり熊本市内だけでなく、今後さらに発展が見込まれる福岡市、また、遠くは北九州市へも熊本県内では極めて利便性が高い地域ということができると思えます。公共交通機関、新幹線を使えば、福岡市へも40分程度で行け、熊本市はJR在来線を使えば30分程度、来年度には完成予定の有明沿岸道路を使えば佐賀空港へも車で、50分程度で行けるようになります。今後は、長洲町へもそのインターが設置されることが既に確定しております。さらには、九州自動車道インターへも市内中心部からは10分から15分程度で行けますし、また、豊富なお湯と良質な泉質の温泉があり、質の高い農産物、海産物がとれ、遊興施設としてのゴルフ場、また、三井グリーンランド、ちょっと荒尾市であります。遊園地も近くにあり、地域であることを考えれば、県内でも有数の便利で安心な生活環境がある地域であります。また、この地震により断層が存在しないことが改めてわかり、我々玉名市民

にとって安心して暮らしていくことができることが再確認できました。ただ近年、九州松下電器、今、パナソニックであります、の工場の撤退など、雇用の場が近年減少し、人口の減少が特に合併後は顕著であり、結果として空き家・空き地がふえ、高齢化と相まって医療費増加と市税の減少傾向が続いている状況であります。今後は合併市の特例を除き、地方交付税の減少が予定されており、人口増と税収増のための政策の推進が急務となっております。そこで今回は、その対策の1つとして、私が御提案申し上げたいのが、JR在来線の利用促進策の1つである、冒頭申し上げました周辺整備と、また、JR玉名駅と大野下駅の間、JR玉名駅と肥後伊倉駅のほぼ中間地点である専修大学玉名高校西側付近と桃田運動公園付近に新駅を設置してはどうかという提案であります。この4月には、熊本市にはJR熊本西駅が新しく開業いたしました。私は個人視察をして熊本市役所を訪問させていただいて、担当課の方からそのいきさつと設置予算などについて伺ってまいりました。その時点で副市長には資料等はお渡しして御説明申し上げましたが、今回改めて、この一般質問の場をお借りして執行部の御見解をお伺いいたします。と申しますのも、この震災を受けて、玉名市が比較的 안전한地域だというイメージが広がり、玉名市も住宅建築・移転の、引っ越しの1つの対象になるかとも思いますが、結果として勤務先が熊本市内であったり、通学先が熊本市内を考えている方にとっては、やはり遠いというイメージがあるかと思えます。そこで、この駅利用を充実させることによって玉名市外からの人たちの移転・流入を広げ、活性化に役立つのではないかとこのところ御質問するわけでございます。専修大学玉名高校の西側に新駅ができれば、専修大学玉名高校のみならず、玉名工業高校の生徒さんたちも通学がしやすくなりますし、現在、公立高校は定員割れもあります。志願者増も期待され、玉名市の活性化に大きく寄与するのではないかと思われます。また、専修大学玉名高校の西側の方は、主にまだ田んぼ、田畑の地区でございますので、そこが宅地になれば地価も上昇し、また、そこに新しい住宅も建設される可能性が高く、現在、地価は安いものですから、玉名女子高校も思い切って移設していただくようなことも玉名市が助成して、例えば、玉名町小学校の隣が玉名女子高校でありますから、あそこの土地があけば、玉名町小学校にとっても今後ふえるかもしれない玉名町小学校の生徒さんのためにもいいかと思えます。ちょっと遠大な計画というか、荒唐無稽とも思われる方もいらっしゃるかと思えますけれども、そういったことを執行部の御見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員のJR在来線駅（玉名駅・大野下駅・肥後伊倉駅）の周辺整備（駐輪場の増設、雨よけの屋根設置、防犯カメラの設置）などについての御質問にお答えをいたします。

まず、各駅の駐輪場の現状を申し上げますと、玉名駅に関しては、跨線橋下で雨よけとなっている約125台分を含め、南北合わせて全体で約800台分を整備しております。また、大野下駅は約100台分、肥後伊倉駅は約50台分の駐車スペースを白線で囲んで整備をしており、いずれも屋根はございません。駐輪場の増設や屋根の設置につきましては、大野下駅と肥後伊倉駅の駐車スペースは現状で不足はしていないと認識しておりますし、雨天時の自転車利用がほとんどないということで、必要性が低いというふうに考えております。また、玉名駅につきましては、玉名駅周辺の防犯清掃に日ごろから御協力をいただいている市民や市内高等学校5校の生徒指導の先生方、生徒さんで組織をする「ボウハンティア」、これは「防犯」と「ボランティア」から命名をされておりますけれども、このボウハンティアから不足状況の御意見を拝聴しながら今後検討をしてみたいというふうに考えております。また、防犯カメラにつきましては、玉名駅では北側駐車場の周辺に3台、大野下駅に5台、肥後伊倉駅に2台設置されております。駐輪場が監視できる玉名駅や大野下駅は別にしまして、肥後伊倉駅に関しては、管理者であるJR九州に対して働きかけを行なってまいります。

それから次の質問でございますけれども、JR玉名駅と大野下駅間に新駅を設置、また、JR玉名駅と肥後伊倉駅間の桃田運動公園付近に新駅を設置すべきと思うがいかがかとの御質問でございますけれども、JR九州のルールといたしまして、新しく駅が設置されるには、JR九州に新駅の設置計画がない場合においては、すべて請願駅と位置づけられまして、この設置費用についてはすべて請願者が負担するということとなります。ただし、費用負担さえすれば駅が設置できるわけではございませんで、JR九州本社において利用者数の見込みや管理コストなど、さまざまな面から検討が行なわれた上で、設置の可否が判断されるというふうに伺っております。御質問の新駅設置に関しましては、設置により利便性の向上につながる、周辺が開発されるというふうなことは十分に考えられるというふうに思われますけれども、現在まで設置を求められる市民からの直接的な要望はございませんで、周囲の環境を鑑みて多くの利用者が見込めるとの想定がしにくいという上、多額の費用負担も伴うことから、その必要性は極めて低いというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 答弁ありがとうございます。

やはり新しい駅をつくることによって、その周辺が活性化し、利用者もふえることによって便数もふえるんじゃないとか、在来線の駅の利用者が少ないからできないというのは、わからないではございませんが、そういうなら玉名市の場合は、新玉名駅を何十億円もかけてつくったときの話を思い出すところでございますけど、やはり利用者は

今のところ伸び悩んではおりますが、多くの方がつくってよかった、活性化に寄与したのではないかと考えている方が、これからさらに発展するとは思いますが、やはり駅はあったほうが良いと思われる方が多いかと思えます。例えば、大牟田天神間の西鉄大牟田天神線で比べてみますと、あそこも私鉄で、JRも今は私鉄なんですけれども、主に2キロ以内に駅が1つずつあると、私が先ほど申し上げました桃田運動公園であるとか、専修大学玉名高校の西側というのは、4キロのちょうど2キロぐらいの地点になります。岱明町のほうからいけば、今度、今建設中の高道地区のほうから抜けていく208号線につながる道路は平成32年には開通いたします。その周辺の土地も既に玉名市は用地として買収しております。そこでなくてもいいですけど、買収しているわけですから、駅をつくることにさほど障害がない。また、熊本西駅に関しては、視察の際に12億円かかったと伺いました。約10億円が高架の駅の設置費で、2億円が周辺整備だと。以外と私の感覚では、意外と安いというふうに思ったようなんですけれども、これは在来線高架であるから余計かかったと、在来線の平地に建てる分にはそれほどかからないであろうというふうにお伺いいたしました。特に地価の高い熊本市内につくるのと、さほど高くはないと思われる農地に建てる、つくるとは、それほどはかからない。あとは利用者がいるか、いないか。活性化するか、しないかという視点であろうかと思えますけれども、この間玉名未来カフェというのが総合計画立てるところでございまして、私も今回は、PTAのほうで募集がありましたので、後学のために参加させていただきました。高校生が1人、中学生が2人、また、社会の方がお2人の方と、私はテーブルでお話をしたんですけど、こういう話をその場でもさせていただきました。そうしたら1人の方、「ああ、やっぱりいいですね、そういうのがあれば発展しますよ。」と仰っていただき、ちょっとお世辞もあつたかもしれませんが、とか、あとちょうど専修大学玉名高校の高校生の方がいてらっしゃいまして、「玉名駅から学校まで遠い。」と「ああ、駅があつたら便利ですね。」と、やっぱり高校生が我々に駅をつくってくれなくて絶対言いませんから、ニーズがないとかそういうのは、今のところ計画もなんもないんですから、ないのは当たり前で、そういうのをつくろうといえ、多くの方が賛成していただけるのではないかと思います。また、桃田運動公園のほうも言わせていただきましたけれども、ここは御案内のとおり総合体育館もありますし、グラウンドもありますし、夏場はプールもあります。そして、周辺には市営住宅もありますし、また、大きな病院もすぐ近所にあります。あとないのは駅だけあります。ここに駅をつくれば、当然のことながら周辺の利便性は増しますし、あ、忘れておりました。保育所もございまして。本当になくはないのは駅だけでございまして。この地域に駅をつくることは、決してとっぴな考え方ではないと思えますので、ぜひ総合計画に具体的に駅の設置というのは書いてはございませんけれどもですね、十分考えて設置して行って、そういうことをする

ことによって熊本市に通勤、通学する方にとって家を建てる、移り住むというのの選択肢の1つに玉名市を加えていただくという方策をとることは、決して間違いではないと思いますので、今後御検討をよろしくお願い申し上げます。

では、次に移ります。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番(田中英雄君) それでは、旧玉名市役所の跡地の利活用について伺います。熊本地震被災者の支援策の1つとして、仮設住宅をつくってはどうかというふうに題しておりますが、旧庁舎跡地については、過去一般質問もし、私の意見は既に皆さん御存じのことと思います。私の提案は、跡地周辺の民地も思い切って買収し、民間資本を利用しての商業ビル又はマンション等の建設をして、中心市街地の活性化を図るべきとの意見であります。このことは私が個人的に申し上げているわけではなく、あの周辺の皆さまとお会いするたびに、折あるごとに活性化のためには、やはりそういったものをするべきではないのかと、私に御提案される方がたくさん多ございます。また、過去答申されました内容についても、公共施設という一文は入っているものの、玉名第1保育所をその旧庁舎跡地に建てろと具体的に言ったわけではないと、その策定委員会の方の御意見も伺ったことがあります。ただ、周辺民地の売買いや民間事業者の募集にはかなりの時間がかかると予想されます。今、大変にぎやかとなっております旧産交のバスターミナルの跡地であり、今、TSUTAYAやマツモトキヨシが入っている賃貸ビルが最近建って、あの周辺は非常ににぎやかになっておりますけれども、産交バスが移転してから10数年の間あそこは放置されておりました。一刻も早く活性化をするべきだと思いつながらなかな、やはり土地の所有者の方も何が一番適した事業なのか、非常に悩まれて、その時期をはかりながら今の状態にされて非常ににぎわっているというところでございます。また、もとの凸版印刷の工場跡地も、これも長い間売却であるとか、移転とかいろいろ話ございましたけれども、ようやくゆめタウンというスーパーができて、これもまた大変にぎわっているというふうに思っております。お陰で地場産業に若干影響があったという点も否めませんが、もともと玉名市中心部、また、高瀬地区というのは商業地域として非常に力のある場所であるかと、常々思っております。ですから、この地域に集客力のある適切な商業施設あるいは住宅等を持ってくれば必ず人気が出、活性化することは間違いのないものだと思っております。それゆえ、なかなか簡単には民間事業者にしても、計画についても、私がというような話には決まらない。特に民地の売買いをしなければいけませんので、時間がかかるというところで、今現在、既に解体の予算が計上されて、今後市庁舎跡地は解体して更地になる予定ではありますが、その更地となった場所に、一時期有効活用策の1つとして仮設住宅を建ててはどうかというか、県のほうに手を上げて、そういうものが必要であれば建てていた

だくというふうに手を上げてはどうかという御提案であります。仮設住宅は2年というふうに時間が区切っておりますので、その2年間の間用地買収をしながら計画を立てればちょうどいい時間になるのではないかと考えております。御見解をお伺いします。

また次に、玉名第1保育所の建てかえは急ぐべきであると考えております。玉名市本庁舎跡地活用基本構想では、玉名第1保育所をこの跡地に建てかえる計画が示されておりますが、3月議会において提案された基本設計の予算案は削除されております。実質的には凍結されております。私は老朽化した玉名第1保育所の建てかえは、急ぐべきであり、市庁舎跡地以外の場所を早急に探すべきと考えておりますが、執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の旧庁舎解体後の跡地利活用策の1つとして、また、定住促進と人口増対策に資するであろうことを踏まえ、市街の熊本地震被災者を支援する仮設住宅を旧庁舎跡地につくってはどうかということでございますけれども、現在、本市におきましては、地震発生後の5月16日からアパート、マンションの空き物件を利用した民間賃貸住宅借上げ制度、いわゆるみなし応急仮設住宅の申請受付を行っておりますけれども、利用者は今月21日までで9件の申請状況でございます。このような中で、本市の被災者への住宅提供につきましては、民間賃貸住宅借上げ制度で対応できておまして、現時点では仮設住宅を建設するという事は考えておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の玉名第1保育所の建てかえは急ぐべきとの質問にお答えいたします。玉名第1保育所は築43年を経過し、老朽化が著しく現所在地では土砂災害特別危険区域に指定されている状況でございます。先般の熊本地震発生後は、耐震構造ではないことから安全性を確保するまでの期間、園児を玉名文化センターで一時的に保育しなければならない状況となり、保護者からさらなる地震が発生した場合の安全性を不安視した早急な建てかえを求める声が多く上がっております。保育所は入所児童にとりまして、長い時間を過ごす生活の場でもありますことから、その安全性の確保は極めて重要であり、玉名第1保育所の建てかえは急務と考えております。その建てかえ場所につきましては、市が所有する土地を基本に庁舎跡地も含め、安全性の確保はもちろん、保護者のニーズや地域住民の声を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

仮設住宅に関しては、法的な問題もありますし、いろいろあるとは思いますが、当面はここに、とにかく更地になるところまでは確定しておりますので、更地になったあとでこの建物がなくなれば、いろんな人それぞれ思いも浮かんでいきますし、対外的にも玉名市はこういう広い中心地に広い大きな土地を所有しておりますよというところをアピールしていけば、絶対手を上げる方、条件次第ではございますし、あると思います。例えば、企業誘致条例というのもございまして、企業を誘致する際には、玉名市が土地を買収し、造成し、なおかつそこにへたをすれば工場まで建ててきてくださいよといって、数年間固定資産税は減免いたしますというような形で企業誘致をする場合もあります。決してそれをだめだという方はあんまりいらっしゃらないと思いますけども、で、来た工場には、じゃあ何人従業員の方がいらっしゃるかという、30人から40人とか、そういった必ずしも大規模な工場がくるというわけでもございません。むしろベッドタウン的な考え方をして、交通の便をよくしてそういった住宅地として、非常に適した地域に住宅を配置することによって人口をふやし、また、住民税等を納めていただいて、税収の増を図るということは、決して間違った考え方ではないと思っております。ただ、やはりこの敷地が若干民地と重なっている、重なっているというか、接している部分が、また高い崖があり、もう1つひょっとしたら遺跡も出るかもしれないという地域というか、土地でございますので、仮に保育園、また計画されておられます、構想にございます児童センターを建てるにしても、すぐには建てられるかどうかは定かではない部分もございます。がゆえに、やはり多くの方、この周辺の住民の方も含めて、活性化を願っている方は周辺民地も買収した上で、民間の力を活用して、あそこを活性化の拠点とするべきではないかという御意見が多くあるということをご強調いたしまして、私の意見とさせていただきます。で、玉名第1保育所については、もう危険な状態というかですね、こういう言い方をしているのかどうか、余りいい言い方ではないんですけど、また絶対大きな地震が来ないとは言いきれないわけでございますから、これは火急の喫緊の課題でございますので、市が所有する土地が非常に利便性が高くいい土地であれば異論はございませんし、できれば買収をしてもいいので即刻用地を確保し、建設に着手していただければなと思っております。ぜひ、そうしていただきたいと思っております。

私の意見をとうとうと述べさせていただきましたけれども、本日はこの被災したあとで、大変お忙しい中に質問にお答えして、答えていただきまして、本当にありがとうございました。私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 皆さん昼食後の一番眠い時期、時間帯に一般質問をさせていただきます。自友クラブの松本です。よろしくお願いします。

まず初めに、この6月議会、今災害警戒の期間中ということで、一般質問がきょうの最終日の1日間だけというふうになりまして、被災、被害状況が大きかった宇土市なんかでは、今回、この地震の検証をきっちりやっておかないといけないということで、庁舎はもう倒壊、全倒壊というふうな状況なんですけれども、一般質問もちゃんと3日間やるというような、他市ではそういう状況なんですけれども、本市では一般質問が1日限りということで、各会派から1名ずつ、それと無会派から2名ということで、6人の一般質問ということで、本日一般質問が開催されたということになっております。そのことによりまして、私は自友クラブを代表しての一般質問となります。

まず初めに、4月14日、16日発生したその熊本地震、それと今回の大雨によりまして死亡された方々、それとまた、被災をされた皆さま方に、お見舞いを申し上げたいと思います。今回はその4月14日、16日に発生しました熊本地震のことに関連いたしまして、質問をしたいと思います。

まず、1番最初に地震発生に伴いまして、玉名市でも災害対策本部というのが14日の地震発生が9時26分だったと思いますけれども、約その1時間後に対策本部が設置をされております。そんな中で、各担当部署への指示伝達がスムーズに行なわれたのか。1点目はそこです。2点目に、地震発生後に、先ほど城戸議員のほうからも質問がありましたように、避難所が開設をされました。玉名市の場合は「自主避難所」ということで、自主的な避難所ということで開設をされたわけなんですけれども、その運営はどのようになされたのか。それと3番目に消防団、これは先ほど田中議員のほうから質問がありましたけれども、消防団。一番やっぱり地域の最前線で市民の皆さま方の生命・財産を守るという使命を担い、自分の仕事との両立を図りながら活動をされているこの消防団。地震発生後は地域住民の安全確保のために、見回りや避難誘導を一生懸命されていたようです。その消防団との連絡網、連携はスムーズにできたのか。それと先ほど田中議員からの質問の中でもありましたように、僕はちょっとその防災無線、防災行政無線とはちょっと異なりまして、消防団が今多分、僕たちのときには、各分団とって

んですけれども、今なんか各部ということで、横島町の場合は、横島町の消防団が「消防団」で、あと前9組織に分かれてるんですけど、それが今、1部とか2部とかというふうになんか言われているようになってますけど、その各部に対して無線機というのが配付してあると思うんですよね、その無線機の今の現状はどのようになっているのか。それと、玉名市のほうでももちろん被災を受けられた方々がいらっしゃいます。先ほど市長の答弁の中にも罹災証明が大体500件ぐらいですね、発効されているというような、先ほど答弁があっただけけれども、玉名市でももちろん被災された住民の方がいらっしゃいます。そんな被災者の支援の対応の状況は今どのようなようになっているのか。それとその熊本地震で、被害の非常に大きかった益城町、西原村、南阿蘇村、それと宇土市だったり、あんまりその報道関係には出てきませんでしたけれども、御船町、甲佐町のほうにも非常にその被害が大きいというふうにお聞きをしております。それと熊本市の健軍とか、その辺ですね。その辺の自治体に対して、職員の派遣の対応はどうであったのか。各県、熊本県とか各市とか町とかからのその要請があったのかということについてもお伺いしたいと思います。それとこの災害対策本部の機能についての中の一番最後の分野では、今回の地震を受けまして、よかったこと、スムーズに対応ができたこと。ああ、やっぱりここはまずかったなというところがあると思うんですよね、この玉名市の中でも。そのことを今回の地震を受けまして、今後の防災対策のあり方をどんなふうと考えていらっしゃるのかということをも、お聞きしたいと思います。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の災害対策本部の機能についての御質問で、総務部に関係する御質問が5点ほどございましたので、その5点につきまして順次お答えをさせていただきます。

まず、各担当部署への指示伝達の状況についてでございますけれども、このほど熊本地方を震源とする熊本地震が発生し、本市におきましても4月14日の21時26分に震度6弱の地震、また、本震である16日の午前1時25分にも震度6弱の揺れを観測したところでございます。この状況を受けまして、直ちに玉名市地域防災計画書に基づきまして、市長を本部長とする災害対策本部を4月14日の22時20分に設置をしたところでございます。災害対策本部では被害状況の収集、応急対策の実施状況の取りまとめ、また、避難所の開設、職員の動員計画等について協議決定し、本部員である各部長を通じて、各担当部署への指示伝達を行なったところでございます。なお、本部の設置期間につきましては、4月14日から5月6日までの23日間で、計19回にわたり本部会議を開催したところでございます。

次に、指定した避難所の運営についてでございますけれども、前震である4月14日には市内4カ所を避難所として開設し、本震の4月16日の際は市内40カ所の指定避難所を早急に開設をしたところでございます。本市が把握した避難者数としては、4月16日の3,125人が最も多く、市職員175人体制で開設、運営に当たったところでございます。避難所の運営につきましては、市の職員により運営を行ない、全庁体制で各部より動員を行ない、避難所の規模、避難者数に応じて各避難所を4人から2人の計画で配備をし、主に12時間交替の24時間体制で運営を行なったところでございます。また、避難所の開設期間につきましては、4月14日から5月22日までの39日間開設し、延べ9,655人の避難者に対し、延べ1,485人の職員を動員して避難所運営を行なったところでございます。

次に、消防団との連絡網、連携についてでございますが、まず、災害対策本部との連絡につきましては、地震直後、消防団長に災害対策本部の本部員として御参集していただき、情報の収集、伝達を行なっていただいたところでございます。また、固定電話、携帯電話の通話が不通の時間帯にあっては、市の衛星電話、移動系の防災無線、携帯電話のSNS機能を利用して、消防団における縦と横の連絡を図っていただいたところでございます。なお、今回の地震を教訓に、消防団における通信設備のあり方について検証を行ない、非常時に備えての通信手段の確保について検討してまいりたいと思っております。なお、無線機の現状についてでございますが、無線機については当然、各分団に配付をいたしております。中には積載車に積んである地区もあるということで聞いております。

続きまして、被害が大きかった自治体への職員派遣についての御質問にお答えをいたします。まず、地震発生後の4月26日から5月2日までの7日間、緊急的応急的な派遣といたしまして、本市企業局職員が熊本市において給水業務に当たったところでございます。1日当たり2人、延べ14人の職員が被災者の生命線とも言える飲料水の確保という支援活動に従事したところでございます。被災地自体への職員派遣要請につきましては、現時点で、県から2度、県市長会から2度、何人をどの程度の期間派遣可能かという文書照会がっております。保健師を数名4日から1カ月間程度派遣可能と回答をしたところではございますが、今のところ被災自治体とのマッチングが整っておらず、実際の派遣には至っていないというのが現状でございます。市といたしましても災害時の県内市町村の協力体制の重要性は十分に認識をしているところでございます。玉名市も被災地、あるいは職員数が少ないから出せないというそういうことではなくて、各部課長からのヒアリング等を通じ、各部署の事務量を十分精査しつつ、適正な人材、人員確保を図りながら今後の派遣要請にもできるだけ対応していきたいとは考えているところでございます。

次に、今後の防災対策のあり方についてでございますが、玉名市では今回の熊本地震における震度6弱の地震が2度発生し、これまで経験したことない地震災害が発生したところです。今回改めて防災計画書どおりに回らなかった点、次に取り組むべき課題が見えてきた点など、多々あったと痛感をしているところでございます。今後、経験した震災をもとに、計画書どおりうまくいった点、あるいは計画書どおり回らなかった点を整理、検証いたしまして、実効性のある防災計画書への見直しについて取り組んでいきたいと考えております。今後また、いつ発生するかもしれない大規模災害に備え、国が示しているような人口5%の1日分の備蓄の目標を定め、流通備蓄とか、あるいは各家庭における備蓄の推進と平行して、今後備蓄品の整備の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員お尋ねの被災者支援の対応の状況についてお答えいたします。

被災者支援の対応についてをお答えする前に、今回の地震における罹災証明の発行件数を6月24日現在で申し上げます。罹災証明については、営繕課で調査し、熊本地震被災者支援課で罹災証明書を発行しております。地震による家の損壊程度が50%以上と判定されたいわゆる全壊家屋が9軒、同じく40%以上の大規模半壊家屋が10軒、20%以上の半壊家屋が52軒、20%未満の一部損壊家屋が238軒、合計309軒です。なお、判定結果を受領に來られていない方や2次調査を申請中の方々がおられますので、申請件数の総数は509件でございます。さらに一部損壊の罹災証明につきましては、防災安全課のほうでも災害写真があれば即日発効しております。また、地域の区長の確認印があれば、り災届出証明書も発行しており、6月24日現在で790件、熊本地震被災者支援課の発行と合わせまして1,099件の罹災証明の発行状況でございます。

それでは、被災者支援について7つの支援制度がございまして、その対応状況についてお答えいたします。

まず、1点目、被災世帯の生活再建を支援する被災者生活再建支援制度がございします。この制度は国100%の事業で、基礎支援金として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給されます。さらに加算支援金として建設購入の場合200万円、補修の場合100万円、賃貸の場合50万円が支給され、最大で300万円が支給されます。6月24日現在で20件の申請が上がっております。

次に、2点目、災害救助法に基づく民間賃貸住宅借上げ制度がございします。半壊以上

の被害を受けられた世帯が賃貸住宅の入居を希望された場合に、熊本県がその民間賃貸住宅を借り上げる制度です。原則月額6万円以下の賃貸住宅が対象になり、最長2年間利用できます。10件の申請が上がっております。

次に、3点目、同じく災害救助法に基づく住家の応急修理制度がございます。罹災証明書で、半壊以上の被害住宅において被災者が修繕を希望される場合、被災者にかわり玉名市が1件当たり上限57万6,000円の応急修理を行なうものです。上限を超える部分は被災者が負担することになります。熊本県の100%の助成がございます。申請を予定されている方を含め57件の申請がございます。

次に、4点目、環境省の事業として、家屋の解体事業がございます。半壊以上の家屋で解体を希望される家屋を、市の事業として解体、撤去を行なうものです。被災者の負担はなく、既に解体が完了している場合は、基準学内で返金されます。市の歳入として国の90%の助成がございます。家屋以外の倉庫、空き屋、地区公民館等でも市が生活環境上特に生活環境保全上特に必要であると判断したものについては対象になります。15件の申請が上がっております。

次に、5点目、玉名市の単独補助の被災住宅等復旧事業補助金でございます。今まで申しあげました国や県の制度の支援を受けることができない一部損壊家屋に対しまして、玉名市より補助金を交付する制度です。被災住宅、倉庫等の復旧工事等に対し、20万円を限度として、対象経費から10万円を減じた額の3分の1の額を補助いたします。既に修理が完了している場合も必要な書類がそろっていれば対象となります。233件の申請が上がっております。

次に、6点目、見舞金として日本財団から大規模半壊以上の世帯に対し20万円が支給されます。また、市から全壊の世帯に3万円、大規模半壊及び半壊の世帯に2万円を支給いたします。日本財団が20件、玉名市の見舞金が62件の申請が上がっております。

最後に7点目、熊本県より義援金といたしまして、現在までに配分されておりますのが、全壊世帯80万円、大規模半壊及び半壊世帯40万円でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

まず1点目の各担当部署の指示伝達ということで、答弁をいただきましたけれども、これはもちろん災害特別本部が会議をされまして、各部長さん方がやっぱり各担当部署に持ち帰られて、そこの部署で指示をされるということで、それはスムーズにいったのかなというふうに思います。この災害対策本部ということで、大体災害対策本部のどういうメンバーがいらっしゃるのか、もちろんその市の関係機関とか、先ほどちょっと話

があったんですけども医師会のほうからとかいろいろ多分入っておられると思うんですけども、そこのところをもう1回ちょっとお伺いしたいのと、それと今度は避難所ですね、避難所として先ほど今総務部長のほうから答弁があったわけですけども、それも今後の防災対策のあり方というところで、その国が示している人口5%の1日分の結局備蓄というところがありましたけれども、この震災前にじゃあ玉名市は食料とか水とか毛布だとか、そういうのを大体どれくらい備蓄があったのかですね、それと今後もちろん人口5%に対しては先ほど答弁があったわけですけども、推進を平行してその整備を進めていくというのがあったんですけども、大体今までその地震発生前には、大体どれくらいの備蓄があって、それは大体その何%ぐらい、人口の何%、1日分に換算しまして何%ぐらいの備蓄があったのかということをやっと再質問をしたいと思えます。

それと次に、消防団のその無線機ですね、僕はそのほかの地区の消防団のその方とは話す機会があんまりありませんので、私の地区、横島地区の消防団のことをちょっとお話をしますと、結局先ほど城戸議員の質問の中で、お話の中でも東北、東日本大震災のときにも消防団の方々がその津波ということで、差蓋何かを閉めに行かれて、被災をされてるとというのが非常に多いわけですよ、それと市民の方々を、またその救助に行かれて、1回その第一波の津波が引いたあとに救助に向かわれて亡くなってるというケース非常に多いんですよ、もちろんこの16日に起きました夜中の1時半ぐらいに起きました本震のほうですね、この玉名市のほうにも津波警報というのが発令されました。私ももちろん、私の住んでるところは横島の干拓地で堤防1枚しかありませんので、急いでやっぱり避難をしようということで準備をしてたわけですけども、消防団の連中というのは、やっぱり消防団服を着て、もちろん堤防はあります。もちろん差蓋があります。差蓋を閉めに行かなんとか迷ってました。そのとき僕はすぐ言いました。「行くな。」と。だからとにかく地域住民の方々を避難誘導して自分たちも急いで逃げなさいて、東北ではこういうことがあったんだよ。やっぱり消防団が一番ある程度の住民の方々が逃げられる最期まで見届けて、自分たちも逃げる体制をつくるんですよ。やっぱりその無線機が、結局は今ほとんどが使用できないというふうに横島の場合は聞いています。その防災無線、防災行政無線は29年と30年に整備を進めるという話があって、それはその計画書をきっちり立てて、いろんなその補助金の申請なんかをしながらきっちり整備をしていくという先ほど答弁もありましたけれども、この消防団に関しましては、またいつ何どきその災害が起こるかわかりません。地震発生して、今回この大雨です。今横島町の、この玉名市の海岸沿いには、10年近く前にありました九州北部豪雨災害のときの流木よりもすごい流木が流れ着いております。やっぱりこういうことがですね、やっぱりたびたびこの異常気象によりまして起こっているんですね。だか

ら、その消防団だけでもレンタルの無線機だとかというのを早急にやっぱり玉名市のほうで整備をしていただいて、平成29年、30年に防災行政無線を設置するときにはそれと一緒に、じゃあそれまでは消防団だけどうにかその借りれるレンタル無線機というのがないのかですね、やっぱりそういうのもちょっと検討していただく必要があるんじゃないかというふうに思います。その辺のちょっと再質問で答弁をお願いをしたいと思います。

それと被災者の支援の対応の状況はということなんですけれども、今健康福祉部長のほうから答弁をいただきました。やっぱり今聞いてびっくりしたのが、全壊が9棟、大規模半壊が10棟ですね、それと半壊が52棟ということで、結構やっぱりこういうふうな数字を伺ってみるとやっぱり玉名市も非常に被害が出たのかなというふうに思っております。被災者の方々はやっぱり一番、その先ほど企画部長の原口部長が前の田中議員の質問でも答弁をされておりましたように、みなし仮設住宅というようなのもやっぱり申し込みが少ないということで、どうしてもやっぱり地元になりたいと思われるのかなというふうにも思います。そんな中で被災者に対する支援は、やっぱり事細かに情報を発信していただきながら、そしてまた手厚く説明もしていただきながら、被災者の方々の1日も早い復旧、復興のほうに尽力を尽くしていただきたいと思います。

それと一番最後の今回の地震を受けての今後の防災対策の取り組みということで、総務部長のほうから答弁ありましたように、やっぱりその計画どおりうまくいったのか、計画どおりにうまくいかなかった点というのを精査を本当にしていただいて、やっぱり今回のこの地震というのは、もう先ほど来ずっと質問がっておりますように、本当玉名市で初めてこういう災害を経験するわけでありますから、僕の記憶にあるのは、平成あれは2年だったですかね、台風19号は非常にひどかったなというのはこっちのほうでも、玉名市にほうでもあると思うんですけれども、やっぱり今回のこの地震、台風のときは天気予報なんかを見てますと、やっぱり1日半とか2日間とかという限定で大体その災害に結局備えができるというようなことがありますけれども、この地震に関しましては、どうしてもわからない部分がありますので、やっぱりその辺はしっかりもう1回検証をしていただいて、この防災計画の見直しであったり、その備蓄のことであったり、しっかり検討をしていただきたいと思います。

再質問のところをちょっとよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の災害対策本部の構成についてでございますけれども、構成につきましては、市長を本部長として、副市長、教育長、それと部長級の9名、外部より消防団長と玉名消防署長の構成で災害対策本部を立ち上げておりますけれども、今回は特別に医師

会のほうからも参加をいただいたところでございます。

それとあと2点目でございますけれども、備蓄に関してでございますが、今回災害が発生する前に備蓄をしていたものとしましては、アルファ米が2,000食、それと乾パンが400食、水が1,400本、毛布が400枚の備蓄を各支所に分散して備蓄をしておりました。人口の約3.5%というところになっております。

次に、3点目でございますけれども、まず消防団の安全確保につきましては、会議とか事あるごとに、安全を常に確保するようにということで、確保してから活動、対応するようにということで、その都度周知をしているような状況でございます。それと消防団との連絡、いわゆる無線機を使つての連絡についてでございますが、これはもうちょっと先ほどをお答えをいたしましたけれども、市の固定電話とか携帯電話の通話が不通の時間帯にあつては、市の衛星電話とか、移動系の防災無線を利用して連絡を凶つたところであります。今後、その消防団同士の連絡体制の整備についてでございますが、先ほど松本議員おっしゃったように、横島地区の防災無線というのが若干故障していたというのは、これは事実でございます。ですから、今回はその整備につきましては、無線機器などの劣化が非常に激しい地区、特に横島地区とかそうかなと思いますけれども、そちらのほうから早めに進めていきたいと考えているところでございます。その整備時期につきましては、現在行なっております防災無線の本体の実施設計作成に伴う調査等を踏まえながら、できるだけ早い時期に現状に合う無線機器装置の導入を行ないたいとは思っているところではございますけれども、やはりその前に可能であれば横島地区につきましては、先行して消防団同士連絡できる無線機器の整備をできればその台風前とかにできれば導入をしていければいいというふうなところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

備蓄に関しましては、地震前は3.5%ということで、今答弁をいただきましたけれども、もちろんやっぱりこの地震を踏まえて、いつもいっぱい品物が置いてあるコンビニエンスストアだったりとか普通のスーパーにもほとんどの食料がやっぱりなくなったわけですね。これはもう、僕は横島地区の避難所、横島町公民館のほうに3日間か4日間ぐらい、私も一緒に職員と避難をされている方々の状況をちょっと確認をしに行つたんですけれども、やっぱり職員ももちろん結局家から避難所に来る、結局アパート、こっちのアパートで住んでて自分が横島出身だからということで横島地区の担当として来ていた職員もいたんですけれども、食料を結局コンビニでとかスーパーで買えるものと思つて結局来てたら、やっぱりその道路とかがほとんど寸断されてましたもんですか

ら、なかなかその食料というか、配送がやっぱりその全部寸断をされて食料がなかったということもありますし、やっぱりこの備蓄に関しましては、やっぱり今回はもちろん自主避難でしたので、非常にそこまでの混乱というのは玉名市には起こらなかったとは思いますが、これはもう本当にいつ災害が起こるかわかりません。人口1日分の5%というのが、その国が示している数字かもしれませんが、これより少しぐらい多くあっても1日、2日で悪くなるものでもありませんし、その辺は十分計画を立てて、備蓄のほうはしっかり行なっていたいただきたいなというふうに思います。

それと、これは消防団の今無線機なんですけれども、横島地区のほうの防災無線、消防団が持っているその無線機に関しましてはちょっと故障があったということで、総務部長のほうから答弁があったわけなんですけれども、やっぱりこの消防団の位置づけというのはですね、やっぱり本当に地域住民の生命・財産を、先ほども言いましたように守るというところから、ほとんどがボランティア的な活動だと私は認識をしております。もちろん自分の仕事があってもサイレンが鳴ればそれをやめてでもその消防活動に専念をしなければならない。やっぱりその消防団同士の連携というのをやっぱりきっちりうまくとって行って、その消防団員がほとんど多分玉名市でも今団長、団長さんて多分まだ55、6歳だと認識してるんですけれども、それぐらいのほとんど消防団の横島地区あたりの団長にいたしましてもまだ45歳程度、大体消防団員がそれ以下ということで、やっぱり一番のその玉名を担っていく若い世代がほとんど消防団に入っております。やっぱりこの人方、この消防団員に被災して、消防活動の中で被災をあんまりしていただきたくないというなのもやっぱり考えまして、この消防団の位置づけ、それとももちろんその消防団同士の連携のあり方をしっかり精査をして、そういう消防団だけの無線機の導入がもし可能であれば早急にしていきたいと思います。

それではちょっと次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 次の質問なんですけれども、これは今回の地震を受けまして、地震発生に伴い出た被災ごみの対応についてお伺いをいたします。瓦やブロックなど結局瓦れき等もいっぱい被災ごみとして出ております。それと、家が倒壊されたところに関しましては、その家の木材であったり、トタンであったり、いろいろなものが、その家の中の家財道具であったりとかいっぱい出ております。玉名市のそのごみへの対応はどうだったのか。それと一応そのごみの集める場所が、瓦れきに関しましては5月13日で多分閉鎖をされていると、私は認識をいたしております。それとクリーンパークファイブですとか、玉東町の有明広域行政事務組合の焼却場では何日までだったのかというのは、ちょっとはつきり私も覚えてないんですけれども、熊本日日新聞をその被災ごみということで見ましたときに、玉東町さんはずっと載ってたわけですよ、しかし玉名

市は東部環境センターの名前が玉東町さんより早くになくなったわけですね、じゃあその辺の同じその有明広域行政事務組合として、なんでそこに開きがあったのかなというのが、ちょっとありますんで、そここのところをお伺いしたいのと、それと玉名市の指定ごみ袋がありますけれども、この指定ごみ袋を製造してらっしゃるところが、お話を聞いたところなんか大津町の工場だったと、そこも被災をされて、その搬入がちょっと厳しいということで、何日間か透明袋でもごみを出していいよという防災無線での放送があったわけですが、ちょっと調べてみましたところ、一番最初は防災無線で放送する計画はなかった。市のホームページだけに掲載をする。防災無線ではその透明のごみ袋使用に関しましては放送をしないというのが、何か決まっていたらしい。しかしながら、いろんなことがありまして防災無線で放送をするようになったというふうにお伺いしております。その辺のことにしまして、地震発生からごみの対応についてはどうだったのか、それと13日で閉鎖されて、結局まだいっぱいその瓦でブルーシートがかぶってるところがあります。その今後のごみの対応についてを質問をしたいと思いません。

答弁、よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 松本議員の熊本地震発生後の被災ごみへの対応と状況、今後の対応についての御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震により、市内の被害状況が家屋、小屋の被害が相当あると、そういう情報が寄せられまして、道路側に倒壊し通行に支障を来しており、また、隣接する民地や水田などに瓦やブロック塀のコンクリート類が散乱している状況で早急に撤去したいとのことから、市浄化センターにおきまして本震発生後の翌日17日から5月13日までの27日間、毎日午前8時30分から午後1時までの時間帯で主に瓦、コンクリート、ブロック、スレート類の受け入れを行なったところでございます。また、仮置き場からの運搬処理費用についてお答えしたいと思います。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく災害等廃棄物処理事業として、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害が発生した災害廃棄物に対する国の補助事業でございまして、市町村が災害などにより特に必要となった被災ごみの処理を行なうために要する費用の50%の補助と40%の特別交付税措置とするものでございます。事業実績としまして、運搬、今回の重量でございまして478.88トン、内訳を申し上げますと、瓦が348.03トン、コンクリートが95.66トン、混合ごみが35.19トン、また、運搬費としまして139万9,000円、処分費としまして895万1,000円、この内訳でございまして、瓦が676万6,000円、コンクリー

トがら51万7,000円、混合ごみ166万8,000円でございます。運搬費と処理費の合計としまして、1,035万円の実績となっております。

次に、瓦、コンクリート、ブロック、スレート類以外の被災ごみの受け入れでございますけれども、これにつきましては4月16日から5月13日まで、被災ごみの証明として本市及び各支所において災届出証明書を被災者からの申請に基づきまして、380通発行しまして、被災ごみ持ち込み時に持参をしていただき、東部環境センター又はクリーンパークファイブにおきまして、4月16日から6月13日まで受け入れを行なったところでございます。主に持ち込まれたものは、食器などの陶器やガラス類が大半を占めておりまして、罹災ごみ持ち込み量としましては、頭部環境センターで230.16トン、クリーンパークファイブで0.8トン、また、柱などの木材は東部環境センターのみで106.91トンの受け入れが行なわれたところでございます。

次に、先ほどのクリーンパークファイブ及び東部環境センターでの持ち込み情報を載せた中でございますけれども、5月13日まで災届出証明書を発行しました。実際は6月13日まで受け入れをしたところでございますが、新聞等の記事の中でやはり6月13日までということを表示いたしますと、やはりお間違えの方が出てくるということで災証明発行後の5月13日までを掲載したところでございます。6月13日までのお話より災証明をお持ちの方が問い合わせがあったときには、そのように6月13日までお持ちいただけますようにということでお話をしたところでございます。また、先ほど申しました被災ごみ受け入れの情報周知につきましては、御存じのようにほぼ紙面に毎日生活関連情報としまして、4月19日から5月13日まで掲載をしておりましたが、本市の受け入れが5月13日に終了したことに伴いまして、掲載も終了したという状況でございます。また、指定ごみ袋の不足に関して市民への周知方法でございますけれども、今回の熊本地震により、ごみ袋製造工場がストップし、市の指定ごみ袋が不足する事態となったため、対応策として中身の見える透明袋によるごみ出しの対応を実施いたしました。周知方法につきましては関係課と十分な協議を重ね、当初は、議員お話がありましたように、ホームページ、それと報道機関による周知を考えたところでございますが、その後わかりづらいというところの御意見もいただきましたので、再度検討いたしまして、24日に玉名市安心メール及び防災無線での周知も同時に行なった次第でございます。今後このような案件が発生した場合は、可能な限り市民の皆さんにわかりやすい周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 今後のごみの対応。

○市民生活部長（小山眞二君） 失礼いたしました。

次に、今後のごみの対応と申すことでございます。一部損壊家屋修繕時の瓦、瓦れき

等の処分のことについてでございますけども、今回の地震により被災された半壊以上の家屋については、御承知のように国の補助制度を活用し、災害復旧に対する支援が行なわれますが、一部損壊には国の補助制度がございません。また、県主催の制度説明会では、一部損壊の定義は、「半壊に至らない一部損壊家屋は、所有者の費用負担のもと修復、リフォームを行ない、修復などにより生じた廃棄物は産業廃棄物に該当するため、住家の所有者が委託した事業者が責任を持って処理するもの」となっております。このことから、一部損壊の被災住家などに対する市の災害復旧支援といたしまして、単独補助制度、被災住宅災害復旧事業補助金を新設したところでございます。一部損壊住家の復旧工事に伴います瓦がれきの処分につきましては、この制度を御活用いただきますようお願いするとあわせまして、今後仮置き場の対応につきましても十分に検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

17日から瓦れきに関しましては、5月13日まで浄化センターのすぐ隣で場所が設置されたわけでありまして、いっぱい出てました。1,035万円だったですかね、その費用がかかったということですね。この結局、僕が一番心配するのは、この5月13日以降といいますか、もちろん今瓦屋さんがほとんど入っていない状況ですね、その修理にも。今もまだブルーシートがずっと張りっぱなしというところがあって、知り合いの瓦屋さんにお聞きしましたところ、台風以降になるのかなと、秋口に改修ができればいいのかなというふうに思ってますというふうな返答だったですね。やっぱり今回のこの地震を受けまして、やっぱりその先ほど部長からその今後のごみの対応ということで、結局住宅の持ち主が産業廃棄物として実費で、瓦れきの処理なんかも行なうというような今答弁があったと思うんですけども、もちろん玉名市のその復旧支援の単独のこういう補助金をもちろん設けていただいたわけですけども、それはあくまでもその復旧ということで、その結局壊れたところを新しくしてもらおうというようなのが、僕はあくまでも前提なのかなというふうに思うわけですよ、結局、この震災がなければもうその瓦なんかも大々的に被害を受けるということはなかったんで、やっぱりその辺は、やっぱり玉名市は玉名市単独で、そういうその瓦れきの処理なんかには、1年間なら1年間、その28年度以内なら28年の12月いっぱいを持ってそういうその瓦れき、瓦とかですね、もうほとんど多分瓦だと思うんですね、もうブロック塀なんかはもうほとんど今、もう全部5月13日までに多分対応がなされていると思うんで、その辺はやっぱり臨機応変に取り組んでいただかないと、なかなかやっぱりその家の補修でほとんど被災されてる方はお金がいっぱいかかっていきますんで、その瓦れきの処理代、その瓦の

処理代ぐらいは、玉名のほうで、もちろん予算を組んで、その辺は市民に手厚い支援策をとっていただければ非常に幸いかなと思うんですけど、その辺の考えについては、部長どういうふうに思われますか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 松本議員再質問についてお答えいたします。

確かに、今後瓦れきとといいますか、瓦類が多く発生するといいますか、修理する上で出てくるのが予想されます。その対応としまして、先ほども申し上げましたが補助金での対応もありますけど、当初のやはり緊急対応として、約1カ月ほど瓦等の受け入れとして仮置き場を設けたところでございます。今後、お話によりますと、やはり瓦屋さんの手が回らないというのが今の現状で、なかなか年内でも難しいという話も聞いたりしております。そういった状況も今後十分検討しながら、仮置き場というのを日にちも、期間も、また場所も、まだ今後十分検討しなければならないというふうに考えておりますので、そのところでの対応で今後検討していきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

今、部長のほうからその仮置き場ということも十分に検討していきたいというような答弁がありました。やっぱりこの被災されてる方々はもちろん若い世代と同居世帯だったり、若い世帯だったり、お年寄りだけの世帯だったりというのがもちろんあります。やっぱりそのお年寄りの方々というのはもちろん年金暮らしとかそういう方々もいらっしやいますのでですね、やっぱり被災者に対しましては、本当にしっかり玉名市のほうでも十分な検討をしていただいて、よりよい復旧、それとまた復興を目指していただけるような対策を今後しっかりととっていただきたいと思えます。

それとごみ袋に関しましては、やっぱり市民の方々というのは、もちろんホームページだったりとかを見れる人は多分それでいいと思うんですよね、やっぱり今高齢化社会です。もうほとんどの方がそのインターネットとかというのは、なかなか見る状況じゃありませんので、やっぱりそこはやっぱり防災行政無線というのがありますので、やっぱりその辺の周知を図っていただきたいなというふうに思えます。そのことに関しましては、もう今後しっかりした取り組みをしていただいて、市民の方々に公平な情報提供をしっかりとっていただきたいなというふうに思えます。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 一番最後の質問になるんですけども、この地震を受けまして、

今、今というか、私、今議員にならせていただきまして約2年半近くがたつわけですが、私はこの玉名市議会議員をさせていただくと同時に、玉名市議会のほうから公立玉名中央病院の病院議会というところがありまして、そこに約7名ほどこの玉名市議会のほうから出させていただいております。その中の私も自友クラブの中から出させていただいております一人なんですけれども、今、公立玉名中央病院がちょうどその2年半ぐらい前から建てかえということで話に入りました。当初の予定は平成30年4月開院ということで、話が進められていたわけでありましてけれども、それからなかなか話が進まず、現在の段階では平成32年4月の建設予定というふうになっております。しかしながら、それは一応3月の病院議会の中で提示をされたその期日なんですけれども、今回この地震を受けまして、中央病院の南棟、受付があるところですよ、会計とかですよ。そっちの南棟というのが耐震基準を結局満たしてないわけですよ、今の病院は。今の公立玉名中央病院は防災拠点病院として今、位置づけをされておまして、その交付税算定措置でいい補助制度みたいなのが、今は受けられる状態なんですけれども、この地震を機にその国の多分見直しがあると思うんですよ、結局熊本市民病院なんかは、もちろん倒壊寸前ということで、あそこに関しましては、もう結局建物に危険性があるということで厚生労働省のほうも力を入れて、ちゃんと建てかえをやりましょというようなのも取り上げられているんですけれども、この公立玉名中央病院のこの南棟、一番最初僕も地震が発生しまして、「あ、どうなってるのかな。結局南棟に入院されてる方々はどうしてらっしゃるのかな。」ということで、病院議長であります宮田議員のほうにすぐ電話をいたしまして、「その状態を議長のほうからちょっと伺ってもらえますか。」と言うことで、そうしたらほとんどの入院患者さん、できるだけその北棟のほうの新館のほうに移せるだけとかかく移して対応してますということだったので、非常に安心をしたところでありましてけれども、この耐震基準を満たしていない、結局南棟があります。その今回の地震を受けまして、早急にやっぱり建てかえをする必要が非常にあるというふうに思っております。この私たちにその説明がありました3月の病院議会では、大体6月中をめどに病院の建設場所の大体設定を一応やっぱりしていかと、32年度4月開院には間に合わないだろうということで、説明があつてます。そしてまた地域医療センターとは大体合併の合意がなされました。それともう1個は和水町立病院との合併も話がずっとこう進んでいたわけでありまして、ちょっと和水町さんのほうがいろいろとちょっとありまして、何かあんまり合併というか、まだ検討段階というような返事が返ってきてまして、あれは6月に入ってからだったですかね、和水町の議会の全員協議会の中に病院議会として意見交換会をさせていただいたような状況でありますので、もちろんそのもううちの公立玉名中央病院としましては、医師会病院と合併するということができてますので、早急な建てかえが必要だと私は感じ

ております。その中で、病院の建てかえに関しまして、その今は1市1町、玉東町とのその合同企業体という感じでの公立玉名中央病院であります。その一番本部長みたいなのが、うちの高崙市長でありますんで、その辺の建てかえ、早急な建てかえ、この地震を受けての早急な建てかえが必要と私は思うんですけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君。 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 松本議員の公立玉名中央病院の建設についての御質問にお答えをいたします。

まず、熊本地震の発生いたしました4月14日と16日の本震の日について病院の対応といたしましては、耐震化が図られてない南棟に入院をされている患者さんに対し、一時新耐震基準で建てられました北棟へ避難していただくという緊急処置を取りました。幸い地震に伴う患者さんへの被害はなかったものの、地震発生時からその後も余震により不安な療養生活を送られたことと思います。このような不安を解消するためにも新病院の建設には、早急に着手しなければならないと思うところであります。現在、病院では、地震に伴う被害の程度を把握するため、施設の再点検を行っており、来月には結果が出る予定でございます。結果につきましては、何らかの形でお知らせしたいというふうに思っております。

公立玉名中央病院は、1997年に地域災害拠点病院として県知事の認可を受けて、災害時の地域緊急医療の拠点として現在も位置づけられております。幸い今回の地震では病院機能に大きな影響はなく、診療も継続してできましたが、もし玉名で熊本近郊のような震度7クラスの地震が発生したならば、熊本市民病院のようになりはしないかと患者さんや住民の身上は不安でいっぱいだろうと思います。確かに、将来的な人口減少、それに伴う患者数の減少、さらには医師不足、熊本市内の高度な病院への患者の流出、これらのことに歯どめをかけるためには、医療環境の充実を図ることは不可欠でございます。また、国の方針に沿うように、医療環境の整備をしなければ新病院の建設もままならないことも理解した上で、玉名郡市医師会、和水町と長期にわたり議論を重ねて、3病院の統合という方向づけを行ってきたところでございますが、現時点において経営統合の結論につきまして申し上げますと、玉名郡市医師会との合意はおおむね図られてきております。和水町につきましては独自に協議をされているところでございます。今回の地震を受け、私自身も皆さんと同じような未曾有の震災時も耐えうる病院を1日でも早く建てたいと、そういう気持ちでそういう思いでおります。現在、玉名地域医療体制づくりの最も重要な協議項目であります3病院の経営統合につきましては、推進本部会議におきまして、基本協定書の最終協議を行なっているという状況でございま

して、もうしばらく時間をいただければと考えております。ここが一番最終的な時間がかかり、そしてまたこの協議が進みますと、あとについてはスムーズにいくんじゃないかなというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただければと思います。

予定では、今夏中に基本構想計画を策定し、年度内には新病院建設に向けた取り組みを行なっていきたいと考えております。新病院の建設には、膨大な費用がかかります。震災復興の影響でさらに増加するものと考えられます。先日も県の健康福祉部長と面会し、財政的支援についても相談をいたしてきました。現在、県も地震の影響で基金も底をついてる財政状況が一層と厳しくなっているということで、国に対し、熊本地震に対する復興支援措置を特別枠として用意していただけるよう要望しているということでした。市といたしましても建設にかかる負担をできる限り少なくするため、早急に同様の特別枠の要望を行ない、平成32年度開院に向けた取り組みを着実に進めていくよう、鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

やっぱりこの病院はやっぱり先ほど今市長から答弁もありましたように、玉名のこの地だったから多分、よかったのかなというふうに思います。やっぱり入院患者さんを何百名というふうに抱えております。やっぱり早急なやっぱり建てかえというのが必要になってきますんで、その辺はもちろん市長のほうで、先頭に立っていただいて、早急な建てかえがスムーズにでき、32年4月の開院をしっかりと目指していただきたいというふうに思います。

それとちょっと一番最初のところで、再質問をし忘れたところがありまして、ちょっとここをもう1点、お願いしたいと思うんですけども、市のこの熊本地震で被害が大きかった自治体への職員派遣ということで、もう1点ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

これは先ほど総務部長のほうから答弁がありまして、保健師を数名派遣をしたいと、玉名市のほうから上げましたけれども、それには県、それと県の市長会のほうからのその要請には、その人力的にはちょっと合わなかったというようなことだろうと多分思いますけれども、結局、その益城町さんとか、南阿蘇村さんとか、西原村さんあたりのその罹災証明の発行とかですね、その住宅の一番最初の段階の一次審査、一次調査、二次調査、まだ多分、今一次調査が行なわれてるような状況だと思うんですけど、結局罹災証明の発行も6月に入ってからだったと思うんですけど、その答弁の中で、玉名市も被災地、職員数が足りないから出せないということではなくってというような答弁があったんですけども、やっぱりこれはやっぱり県のほうからもちろん要望がある。そして

その益城町さんだったりとか、西原村さんだったりとか、多分その辺にじゃあお願いしますというふうな話になると思うんですね、それとかその市長会あたりからのその要請も多分そうだと思うんですけれども、これはやっぱりどうしてもその先ほど今市長のこの病院の中での答弁もあったわけですが、県の健康福祉部長と会って、病院の建てかえ、いろんな協力をお願いしますということで、やっぱり各市町村は県のほうにお願いをせんといかんわけですね、熊本市さんの場合は県庁と同格の政令指定都市ですから、県にお願いをするということはなかなかもう今はないわけですが、うちの結局玉名市というのは、あくまでも県に最初をお願いをして、それからその国のほうに要望を上げていただく。県と一緒にその玉名市も要望活動を行なうというなのが普通の一般的な行動だと思うんですね、その中で県のほうから「ほかの被害の大きかったところによかなら玉名市さん人員も派遣をお願いできんだろうか。」というふうなときは、僕はやっぱりスムーズに出していただくのが、やっぱり県に何でもお願いだけして、そして自分とは知らんふりというのは、いかなもんかなというふうにやっぱり思うわけですね、やっぱりこの玉名市、先ほどこの健康福祉部長のほうから答弁もいただいたわけでありまして、その益城町さんとか、南阿蘇村さん、その辺から見たらまだ非常に少ない数だと思うんですね、比較をした場合ですね、比較をした場合は非常に少ない数だと思うんですよ。やっぱり自分ところが本当に被害を、被災をしたときに、果たしてほかの市町村から応援がいただけるのかというのを非常に心配です。やっぱり人間というのは、手伝ってもらった、かせをしていただいたというところにはやっぱり恩を返さんといかんということで、東北震災のときにいろんな救援、支援物資を結局、玉名から送ってたところにはまた返ってきたというのが多分あると思うんですね。やっぱりその辺をその市長会の会長でもあられる高崙市長はどのように認識してらっしゃるのか、ちょっとこれは通告してなかったと思うんですけれども、もし市長の見解をお伺いできればなと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の再質問に私のほうからまずちょっとお答えさせていただきますが、先ほどちょっとお答えいたしましたように、県とかあるいは県の市長会とかから可能かどうか、派遣可能かどうかというような文章の照会はあっております。ただ、保健師についてですね、4日から1週間は可能ですよというような返事はしてはるんですけど、どうしても先方とのマッチングがまだできてないというような状況でございますので、まだ派遣については至っていないというような状況でございます。ですから、今後そういうような派遣につきましても、当然、要請があった場合については、できる限り派遣について対応をしていきたいというようなことは考えているところではございます。ただ、今まで例えば、熊本県のほうから派遣要請があったというようなケー

スもありますけれども、例えばその専門職。専門職を半年から1年お願いできないかというようなそういう派遣の要請もあっております。それについては、やはり玉名市の中で、いろいろやっぱり協議をする中において、ちょっと厳しいかなというような判断をしたところもありますし、当然、本人が行きたいというような希望もちょっとその点については出ておりませんでしたので、今回見合わせているというような状況ではございますけれども、先ほどお話がありましたように、益城町とかそういうところでの罹災発効の証明等については、可能であれば当然対応していきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

その専門職の派遣要請があったということで、総務部長おっしゃいました。もちろんマッチングしなかったと、その県とか市長会のほうから、県のほうから2度、市長会のほうから2度ということであった。そこでその人員、向こうからの要望は結局保健師ではなかったということで理解をしいんですよね、玉名市は保健師を何名か出せれるんですけれども、向こうの要望としては保健師ではなかったということで理解をしいんですかね、マッチングしなかったということは。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたしますが、確かに、うちのほうからは保健師を出したいというような希望は出しておりました。ただ、先方が受けられるかどうかというのがちょっとまだはっきりしていないというような状況でございますので、まだ派遣に至っていないというような状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） じゃあまだ向こうが、結局は受け入れが結局可能かどうかというのがまだわからないというふうに、今総務部長のほうから答弁をいただいたわけですが、結局その県のほうから1回目があって、多分2回目、じゃあ、市長会のほうから1回目があって、2回目ということで、職員派遣の要請はあったと。やっぱり結局助け合いの心じゃないですけれども、やっぱりそういうところをやっぱりしっかりやっぱり市のほうとしてもしていかないと、その東北震災の場合は職員の派遣も多分、やっておられると思うんですよね、もちろんここは全然被災も何にもなかったですから。しかしながら、やっぱりその熊本県の県の内部ですから、やっぱりその辺はしっかりお互いその助け合いの心を持って、いつ何どき自分のところが被災するか、こういう状況でわかりません。それに対して、やっぱり私としては市長なり、その職員を一番統括されるその副市長なりが職員に対して、「うちもきつ状況だけれども、ほかのところは、

被害が大きかったところはまだきついとだけん、ここで1回玉名市としても、やっぱり市は市の通常業務もある、避難所の担当もあるけれども、もう1回ここでみんなで頑張っ
て、よその支援をしよう。」というのもやっぱりしていただきたいなというふう
に思います。

そういうもし人員の派遣要請があったときには、その辺も、多分職員たちもなれない
ところで働くというのも多分、不安があるかと思えますけれども、その辺はしっかり、
結局玉名市の看板を背負っていく行政マンですから、通常業務をスムーズにこなしてい
ただいて、「ああ、やっぱり玉名市のほうから職員さんも派遣していただいて、わあ、
よかったね。」て、よその地域に思われるような体制づくりをとっていただくのを願
いまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

6月議会の会期短縮が決定したことで、みずから一般質問を断念した議員、あるいは
一般質問を希望したが質問の機会を得られなかった議員。それぞれ支持者市民に大変申
しわけない思いをされていることだと思います。私はそういう皆さんの気持ちをしっかり
受けとめて質問を行ないます。

[「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり]

○15番（前田正治君） 熊本では、4月14、16日、かつて経験したことがない最
高震度7を記録した大地震が発生しました。大変恐ろしい思いをしましたが、余震の多
さがさらに恐怖心を膨らませています。避難所にいる被災者は5月末時点で約8,00
0人。ところが、それ以上に車中泊やテント泊を余儀なくされている被災者も多数であ
ります。被害が大きい益城町では、被災しながら避難所には行かずに、自宅の小屋や敷
地内にテントを張って寝泊まりしている庭先避難者が1,500人を超えといわれて
います。12万8,000棟を超える住宅の被害、庁舎や病院、避難所に指定されてい
た体育館など施設の損壊、住民の暮らしや生業にはかり知れない甚大な影響が出ていま
す。熊本県では初めての大地震を経験して、各自治体では防災計画の見直しも始まっ
ております。玉名市の防災対策について一般質問を行ないます。

新聞によりますと、「熊本県内で一戸建て住宅の耐震改修を補助している自治体は、45市町村のうち4割以下であり、全国平均の8割を大きく下回っている。益城町の倒壊家屋の9割以上は、建築基準法が定める新耐震基準以前に着工した古い住宅だった。」このような報道があります。テレビで放送される倒壊した家屋の惨状を目の当たりにした玉名市民の中にも、我が家の耐震化について真剣に考える人がふえてきたようです。住宅耐震化について、玉名市建築物耐震改修促進計画は、既に6年前の平成22年2月に策定してありました。計画では、平成27年度までに一戸建て住宅の耐震化率80%を達成するには、平成27年度までに合計で約6,200棟の耐震化が必要と記してあります。しかし、住宅耐震化が計画どおりに進んでいるようには全く見えません。玉名市建築物耐震改修促進計画の今日までの進捗状況をどのように評価しているのか。そして、今後の取り組みにおける課題などについて4点聞きます。

1、一戸建て住宅の耐震改修が計画より遅れている理由は何が原因か。2、市民への耐震の必要性の啓発や耐震診断相談窓口の設置についてどう考えるか。3、耐震診断改修における助成制度の内容、市民への周知はどうするか。4、耐震リフォームにおける低金利で市独自の融資制度創設についての見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 前田議員御質問の防災対策についての中の玉名市建築物耐震改修促進計画の今日までの進捗状況をどのように評価しているのか。そして今後の取り組みにおける課題を聞くについてお答えいたします。

玉名市においては、平成22年2月に玉名市建築物耐震改修促進計画を定め、さまざまな建築物に対し、用途ごとに耐震化における目標値を掲げ、今日まで促進してまいりました。議員御質問の進捗状況をどう評価しているのかにつきましては、市民の最も身近な生活基盤である個人住宅の耐震化も重要視しておりましたが、まずは玉名市の将来を担う子どもたちの通う学校であり、防災上重要な避難所としての機能を持つ学校施設を最優先に取り組んでまいりました。結果、学校施設については耐震化率100%を達成しております。また、個人住宅の耐震化については、残念ながら当初の目標には届いていない状況でございます。

次に、今後の取り組みにつきましては、現在、玉名市建築物耐震改修促進計画の見直しを行っており、策定後は再度新しい地震防災マップを全世帯に配付し、啓発を図ります。また、例年広報紙で「だれでもできる我が家の耐震診断」というリーフレットを希望者に配付する情報提供も引き続き行なってまいります。さらに今年度から新たに耐震化の普及促進を加速するため、耐震診断及び改修事業の補助制度を整えているところでございます。この助成制度概要につきましては、国の補助事業を活用し、昭和56年

5月31日以前の旧耐震で建築された戸建て木造住宅で、診断費8万6,000円、設計費20万円、改修費40万円、総額68万6,000円を限度として助成を行なうものでございます。なお、募集につきましては、7月の広報紙に掲載する予定でございます。また、経済的な支援策といたしましては、玉名市独自の支援策はございませんけれども、独立行政法人住宅金融支援機構が耐震改修工事費に対し、低利な融資を実施しており、工事費にあわせてリフォームも可能で、融資限度額が1,000万円、償還期間は20年以内、金利につきましては、平成28年6月現在において償還期間10年以内が年利0.75%、11年以上であれば年利1.0%と低利な融資制度がございます。今後につきましては、市民の生活、住宅再建策に合わせた耐震化事業として普及促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） まず、一戸建て住宅の耐震化についてであります。現在、27年度末時点での耐震化率は実際何%になっているのか。

私言いましたように、計画にある80%の耐震化率というのは全く達成していない。その辺も今答弁の中で住宅については届いていないというふうなことがありました。この耐震改修促進計画についての、市長の計画進捗についての現状認識についてちょっと伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

耐震化につきましては、やはり重要性を勘案しまして、先ほど言いましたように、学校施設を最優先にということで、そちらのほうをやっておりますけれども、個人住宅については詳細にはわかっておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 詳細にはわかってないじゃなくてですね、計画に対する進捗率を市長はどのように認識しているのかと、そういうふうに思うわけですよ。まず、現状認識がですよ、きちっとしなければ、押さえなければ、今後の対策にそれは生かされてこない。こういうふうに書いてありますよ。玉名市建築物耐震改修促進計画には、「本市においても被害想定を半減させる観点から、国、県に準じて目標値を設定する。平成27年度までに耐震化されてる住宅、自然更新が58%で、」こういうふうに推計しているわけですけど、「58.2%であることから、地震による被害を半減させるために、目標を80%に設定する。」と、こういうふうに記載してあるわけですけど、何%かというのは、なかなかつかめないのが実情かも知れませんが、市長は進捗状況に

ついて、計画以上ということはないかもしれませんが。計画どおりなのか、遅れているのか、その辺、耐震化の現状について、市長はどぎゃん考えておんなはっとか、再度認識をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

耐震補強につきましては、先ほど言いましたように重要性も十分に勘案しながら、個人住宅につきましては、達成してないというふうな先ほどの答弁がございましたように、達成してないのは事実でありますけども、やはり重要性を考えると、やはりこれからも啓発をしながら、個人住宅の耐震化に向けて、努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 計画に沿った耐震改修を進めていくためには、どのような計画の見直しをするのかというのが、これから大事になってくると思います。

先ほど言いました市民への耐震の必要性の啓発や耐震診断相談窓口の設置、耐震診断改修における助成制度の市民への周知、こういったことを徹底するという事は、これは大前提であろうかと思えます。また、計画推進に当たっては、耐震診断や耐震改修設計を行なう、担う設計士、設計監理士協会との連携を強化することも、これは不可欠だと思えます。熊本大地震を経験した今、6年前につくった計画の一戸建て住宅に対してですよ、6年前につくった計画の遅れを取り戻すために、耐震改修について、どういう構えで推進するのか、大事な点です。一戸建て住宅の耐震化促進について、市長のどういう構えで推進するのか、市長の決意をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 何度もお答えをいたしますけども、先ほど言いましたように、いわば啓発をしていくということも大切だろうと思えますし、個人住宅につきまして耐震化補強ができるように努力をしていかなければならないということはありますけれども、私たちといたしましては、強制力がないということだけは十分に御理解しながら、啓発を努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 強制力がないのは、それは重々わかっつとるですよ。わかっつとに、そのこういった計画をわざわざ行政がつくって進めるのは、やっぱり市民の生命と財産を守るためでしょう。

再質問します。耐震改修費用について、耐震リフォームにおける低金利で市独自の融

資制度についての見解。先ほどありました。私は玉名市建築物耐震改修促進計画の推進に当たっては、市民の負担を最大限に軽くする、市独自の融資制度の創設が決定的だと思います。独立行政法人住宅金融支援機構からの借入れについて、通告もしていただいたので、試算を示してください。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 前田議員、再質問の融資を受けた場合のシミュレーションにつきましてお答えいたします。

例えば、戸建て木造住宅延床面積120平方メートル、坪数でいきますと36坪の耐震改修を行なう場合では、診断及び設計費は44万円かかり、そのうち補助金が28万6,000円で、個人の負担額が15万4,000円ということになります。また、改修費については、耐震に加えて、リフォームを行なう方も想定されますので、耐震改修が174万円、あわせてリフォーム費用が366万円を加えた総額540万円の工事を行なった場合、改修補助金が40万円でございますので、個人の負担額は500万円ということになります。これを自己資金ではなく、融資を受けた場合には、返済期間が10年であれば、年利0.75%が適用され、最終支払金額は約519万円、うち利子が約19万円ということになります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今、試算を示してもらいましたが、大体耐震改修するときには、壁を壊して筋交いを入れたりとかいろいろするから、それを機会にリフォームしようかというところが普通だそうであります。それで耐震改修費用は、これも新聞報道などでは、おおよそ200万円かかるというふうに言われております。もちろんその築年数とかですよ、その辺で状況は変わってくるかもしれません。360万円のリフォームを同時に行なうとして、今試算してもらいました10年返済で、毎月4万3,000円。4万3,262円という数字ですね、の返済。65歳以上で、年金生活に入った世帯では、これはちょっと金利は決して高くはないと思いますが、耐震改修を躊躇する金額じゃないかなと、こういうふうに感じるわけです。独立行政法人住宅金融支援機構からの借入れを利用して、なお目標の80%に早く近づくために、玉名市の補助金上限、先ほど言われました玉名市の補助金、上限の引き上げと利子補給のセットで、市民の負担を軽減して耐震改修促進を図る耐震リフォーム助成金の創設を提案いたします。住宅耐震改修の遅れを取り戻す熱意をやっぱり見直した施策で示すことが重要であります。申し上げましたような玉名市の補助金への上乗せというか、上限引き上げと同時に利子補給も行なって、例えば、利子をこの独立行政法人住宅金融支援機構から借りたときの10年の0.75%を全部玉名市が見るとかですね、そういったセットでの住宅リフォ

ーム・耐震住宅リフォーム助成金制度の創設。このことについて、市長の見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 耐震補強につきましては、推進をしていくということでございますけども、利子補給につきましては、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 熊本地震からの復旧・復興、それとこの大地震を受けて玉名市民の命と財産をどう守るかというのが今後の施策にやっぱりきちんと表さなければ、表せられていなければ、やっぱり行政の対応が、構えが問われてくると、私はそういうふうに思うわけです。次回の広報に、案内なんかを入れるということですが、大体平成22年にこの計画ができていのに、実際の財政的な支援、補助金の要綱、その辺は今年の4月じゃないですか、できたのは。住宅に対する。学校施設を優先していたというのはわかりますけど、学校施設を優先していたから、住宅は全く手つかずで自然増に任せていたというのがこの計画の今日までの実態でしょ。ですからそこを、やっぱり遅れを取り戻すための施策というのが、市民が求める、行政に求める施策だと思います。

2番目に移ります。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 2番目、市営住宅の耐震改修の現状はどうなっているか。古い市営住宅の建てかえ及び耐震化についての取り組みをお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 前田議員御質問の市営住宅の耐震改修の現状はどうなっているか。古い市営住宅の建てかえ及び耐震化についての取り組みについてのお答えいたします。

まず、市営住宅の耐震改修の取り組みの現状についてでございますが、現在本市が管理いたします市営住宅の中で、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建設された市営住宅は15団地177棟あり、うち176棟については、建物荷重を耐力壁で支える壁式構造で建設されております。この壁式構造は耐震性にすぐれ、先の阪神淡路大震災においても倒壊家屋、倒壊建物は、皆無であったとの報告があると、国土交通省から壁式構造である建物については、資格を有する技術員の目視調査により耐震性を有しているかを判断することが許容されております。本市におきましては、これに基づき目視調査を実施した結果、耐震基準を満たしていると判断したところでございます。また、旧耐震基準で建設され、壁式構造でない団地につきましては、天水町の新立石団地が1棟ござい

ますが、耐震調査を行なった結果、補強の必要はございましたので、平成19年度に耐震補強工事を実施しており、現在のところ本市が管理いたします市営住宅は、すべて耐震性を満たしている状況でございます。

次に、古い市営住宅の建てかえについてでございますが、現在既存住宅を改修し、長寿命化を図ることで、ランニングコスト縮減に向けた長期的な取り組みを行なっているところでございます。しかし、建物長寿命化にも限度があることはいうまでもなく、建てかえの必要性についても十分承知しているところでございます。既に耐用年数を経過した大倉団地及び一本松団地につきましては、玉名市公共施設適正配置計画の前段の取り組みとして、一般募集を停止しており、今後は建てかえか、あるいは廃止可の選択を行なうわけでございますが、本市としては、地理的に利便性が低いものについては廃止し、より利便性の高い場所に集約するという考えを基本に建てかえ又は廃止については慎重に判断しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 市営住宅の中で、一番古い大倉団地、昭和36年建設ですけれど、55年経過しております。玉名市公共施設長期整備計画では、平成30年から順次廃止する方針が示されています。市営住宅戸数の削減は、これは定住化に逆行する政策ではないかと思えます。若い世代が玉名市に引っ越してくる好条件を整備するためにも、新しい団地に建てかえることが必要だと思えます。大倉団地の建てかえについて、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えいたします。

大倉団地といいますか、古い住宅は順次建てかえるべきじゃないかということだろうと思えますけれども、古い住宅の建てかえにつきましては、平成28年3月に策定いたしました玉名市公共施設長期整備計画に基づきまして、進めてまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、人口の推移に伴う社会情勢の変化等もございまして、最終的には市営住宅の需要と供給のバランスを踏まえた上で適正な判断を行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 玉名市公共施設長期整備計画では、平成30年から大倉団地は廃止の方向に入っていく、そういう計画が示されております。この計画どおり、大倉団地はもう廃止になっていくんでしょうか。その辺をちょっとはつきり聞きたいと思

ます。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

30年から廃止のように長期計画の整備計画のほうには載っておりますけれども、廃止する集約と、それと一本松団地については建てかえというふうなことが書いてありますけれども、これにつきましてもやはりその住民の方の意見、また、そういう思いもございまして、そういうことも視野に入れて、今後慎重に判断しなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 大倉団地の廃止については、やっぱりおっしゃるように住民の納得と合意、これが最低条件であると思います。同意なしには廃止はあり得ません。それで、このことについては、大倉団地の中で住民説明会みたいなやつは始まっているのか。大倉団地についてですよ。その辺をお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

まだ今のところ住民説明会は開催しておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 先だって、公共施設建設特別委員会がありました。玉名市公共施設等総合管理計画によりますと、特別委員会の中で説明があったわけですが、玉名市公共施設等総合管理計画によりますと、今後の公営住宅については、民間賃貸住宅を借り上げる方式や家賃補助方式などへの転換が示されています。そうした場合、民間住宅の借り上げについて、家賃は市営住宅基準に設定するのか。また、民間住宅の借り上げは、玉名市内業者を優先するのか。検討をされていたら、その検討状況をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問におこたいたします

民間住宅の借り上げにつきましては、コスト面や利便性を考慮した上で、建てかえと平行して検討すべき手法でございまして、当然、選択肢としてはございます。また、この場合、入居者が納める住宅使用料につきましては、市営住宅の基準の家賃と同等にしまして、民間との家賃に対する不足分につきましては、国と市で補助するということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ちょっと再質問しますけど、私ちょっと認識がちょっと違うのかなと、今の答弁聞いて思ったんですけど、民間賃貸住宅を借り上げるということは、例えば、一本松団地を建て直すときに、入居者の人をそこに一時的に入ってもらってから住宅を借り上げて、補助もするというふうなことで、よかったですかね。それとも古くなった市営住宅は、廃止縮小の方向で、結局、じゃあ今まで入った人はどうするかと、民間住宅を買い上げて、そっちのほうに移ってもらって、そっちのほうで生活をしてもらうというような借り上げ方式なのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問についてお答えいたします。

ただいま、あとのほうに前田議員が言われましたように、一応、借り上げて、そこに移っていただくというような集約のやり方を考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 結局、玉名市にある市営住宅を順次縮小して行って、数を減らして行って、市営住宅じゃないけど市営住宅みたいな民間住宅の取り扱いをすると。市営住宅の代わりに民間住宅を借りて、そこになんていうかな、市営住宅を募集して入ってもらおうと、そういうやり方をとっていくということですね。それで、そうですね、いろいろ市営住宅を建てた場合は、建設費の問題とか、ランニングコストの問題とか、いろいろあるから、そっちのほうで民間のほうを借りた方が市民にとっては家賃は先ほどおっしゃいましたような補助をするということで、市営住宅並みの家賃ということで、よかつかもしれないですけど、民間住宅はあくまで持ち主は大家さんがおって民間の人。市営住宅はあくまで大家さんは玉名市だけですね、そこら辺のなんていうかな、責任の度合いというか、そこはどぎゃんふうに考えておんなはるですか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

責任の度合いということでございますが、当然、市のほうからとの契約になるかと思っておりますので、市とその家主さんと十分協議しながら、その辺の責任の度合いは進めてまいりたいと考えております。

それと、ただこれにつきましては、あくまでも建てかえと平行して検討すべき主要の1つということでございますので、まだそれに決まったというわけもございませんので、一応申し伝えておきます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） まだ決まっとらん、ただ計画ば示しとるだけならですね、やっぱり市営住宅の古いのは順次建てかえを図って、定住化を促進していくと、若者が住み着くようなまちづくりを進めていくと、そっちがいい政策だと私は思います。

じゃあ、次の質問に。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 3番目、地震が発生した4月14日、直ちに自主避難所が福祉センターに開設されました。市外の人も利用していたそうではありますが、地震の不安を和らげる安全と安心感を提供したものだと思います。5月22日に閉鎖されましたが、自主避難所はどのような位置づけと運営であったのか。職員の配置、避難所の把握、福祉センター以外の自主避難所の把握、避難者の把握、避難困難者への対応など、現状と今後に生かす教訓をお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の防災対策についての中の、自主避難所はどのような位置づけと運営であったか。現状と今後に生かす教訓を聞くの御質問にお答えいたします。

まず、避難所の開設につきましては、市内におけるライフラインや物流状況を総合的に判断し、自主避難所で開設することを決定しております。

次に、運営につきましては、前震である震度6弱が発生した4月14日には、市内4カ所を避難所として開設し、本震の4月16日の際は、市内40カ所の避難所を早急に開設し、3,125人の避難者に対し、市職員175人体制で運営に当たったところがございます。また、避難所の開設期間につきましては、4月14日から5月22日までの39日間開設し、延べ9,655人の避難者に対し、延べ1,485人の職員により避難所運営を行なったところがございます。なお、職員の動員に当たっては、全庁体制で、各部局より動員を行ない、避難所の規模、避難者数に応じて、各避難所に4人から2人を割り当て、主に12時間交替勤務の24時間体制で運営を行なってきたところがございます。

次に、避難者の把握についてでございますが、こちらは避難所に入所の際、避難者の住所、氏名等の所要事項を記載する避難者名簿に御記入をいただくことにより、避難者情報の把握に努め、また、あわせて各避難所から避難者数を1時間ごとに本部に報告してもらい、全体の避難者数の把握を行なったところがございます。また、指定避難所以外の地区公民館につきましては、地域の判断により自主的に開設されており、開設された場合は区長さんから避難時間や人数等の報告がっております。なお、車中に避難さ

れた方につきましては、その把握ができておりませんでしたので、今後の検討課題であると考えております。

最後に、避難困難者への対応についてでございますが、現在、総合福祉課により、避難行動要支援者制度の推進を行なっているところでございますが、今後、地域の実情に応じたきめ細かい施策を実施するためには、地域住民の協力が不可欠であるため、民生委員や区長さんはもちろんのこと、自主防災組織や地域消防団などの協力をいただき、自助、共助、公助の総合的な推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 避難所について、内閣府の防災担当というところから4月15日付で、避難所の生活環境の整備等について留意事項の通達。5月20日付で、避難所における食生活の改善についての通達が出ています。避難所においては、夜になると利用者がふえると聞きました。避難所の運営については、内閣府の通達を見る限り、指定避難所、自主避難所の区別はどこにもありません。また、避難所における食生活の改善については、やむを得ない理由により、自宅、車中やテントなど、避難所以外の場所で避難生活を送っている被災者についても十分な配慮をお願いしたい。このように示してあります。避難生活を余儀なくされているすべての被災者を正確につかんで救済にあたることが示されているのではないかと思うわけです。今、答弁の中で車中泊については、その把握が十分でなかったから今後検討すべき課題だと答弁がありました。玉名市の防災計画でも避難所だけでなく、やむを得ない理由により、例えば、ペットがいるから避難所に行けないとかですね、いろいろあってます。自宅ややむを得ない理由により自宅者、車中やテントなど、避難所以外の場所で避難を、生活を送っている被災者につきましても踏み込んだ計画になるような玉名市の防災計画の見直し、これが必要じゃないかと思えますけど、執行部の見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

避難所における生活環境の確保につきましては、内閣府から指導があっている「取組指針」に基づきまして、遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に係る必要な安全性などの確保に努めなければならないと考えているところでございます。今後は、今回の熊本地震で長期間避難所の開設を行なった貴重な経験を生かし、避難所運営に関連した関係各課と十分な検証を行ない、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

前田議員おっしゃいましたように、確かに車中泊とか、あるいはペットとかがいれば避難所に行けないというような、そういうケースもあるかと思えますけれども、そのあ

たりにつきましてもいろんなところでやっぱり検証を行ないながら、防災計画の見直しについて、検討を進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 先ほど答弁の中で、自主防災組織のさらなる充実、強化が述べられました。聞くところによりますと、甲佐町ですね。甲佐町では指定避難所から自主避難所、屋外、車中泊、テント泊、すべて把握をして、何か食事も提供したと、そういうことであります。これは、これこそ自主防災組織と自治体職員の連携、協力これがあるこそだと私は思うわけです。自主防災組織の充実強化については、訓練の実施やビデオを使った啓発、学習会、あるいは防災講演会などなど、継続的な取り組みを行政がやっぱり積極的に仕掛けていくということが重要じゃないかと思います。それこそが自助、共助、公助の総合的な推進ということではないかと思います。自主防災組織の充実強化について、今年度における具体的な計画が何かありましたら、ひとつ紹介していただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという共通の目的を持って、地域の人たちが自発的に結成する防災のための組織でございます。現在、自主防災組織の活動といたしましては、当然、組織ごとに異なるということでもありますけれども、主に消火訓練とか、避難訓練、心肺蘇生訓練などが行なわれております。ほかにも前田議員おっしゃいましたように、DVDを使った防災の講習会など、地域で工夫され幅広い防災知識の向上に努めていただいているところでございます。市としましても、活動の停滞あるいはマンネリ化を防ぐために、熊本県の自主防災支援員などの協力を得ながら、さまざまな助言をいただき、災害における迅速に対応できる実効性のある組織づくりの協力を行なっていきたいと考えているところでございます。自主防災組織との協力によって、自主防災組織の充実を図っていきたいというふうなところで考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） この自主防災組織は、旧玉名市が組織率が低かったかと思いますが、私の地元でもつくりました。つくって補助金をいただいて、発電機ですかね、あれば確か買って、停電したときなんか役に立っております。それでその、こういう大きな災害じゃなくても、自主防災組織がしっかりしてればですね、それだけ行政の何て言うか、力もちっとは緩和さるっとじゃないかなと。おっしゃったように、自分たちでできることはやっぱり自分たちでやろうと、そういう気持ちから自分たちで何ができる

かということをいろいろ考えて、講演会、学習会なんかをされる所はいいですけど、組織はつくったけど、その充実強化については、自主的にていうでもですね、これはやっぱりなかなかうまくいかんとじゃないかなと。それこそ実効性のある何て言うか、防災組織になっていかないんじゃないかなというふうに思ってます。ですから、自主防災組織をまずは立ち上げると、立ち上げたらその質を高めるようなですね、そういう努力を行政の側にはやっぱりする。これはやっぱり責務があると、私は思います。力を入れてください。

再質問で、私は、避難所の運営に当たった職員から、今後の計画に生かすこととして、聞き取ったことがあります。避難所における赤ちゃんへの授乳室の設置。体の変調で具合が悪くなった人が、一時的に休養する部屋、部屋の確保ですね。保健師や看護師の配置などです。このほかにも職員が気づいたこと、こうしたほうがいい、よかったと、あるいは避難者からの要望など、1カ月にも及ぶ避難所を開設して運営してきたわけですから、今後に生かす点、それは決して少なくなかったかと思えます。そういう経験を通して、職員から今後に生かす教訓を引き出すための取り組み、これは実際どのようなことをされているのか、お尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、今議員おっしゃいましたように、それぞれ避難所の運営に当たった職員については、それぞれ感じているところが幾つもあると思います。ただ、まだ余震とか続いている中において、1度関係各課、関係部署、関係課と集まってのそのあたりの検証会といいますか、話し合いの場をまだ持っていないような状況でございますので、早急に、もう余震もかなりとれてきているような状況でございますので、この梅雨の時期がちょっとありますけれども、このあたりが梅雨とか明けたあとにでも、早速そのあたりの検証会について、関係部署、関係職員を集めての協議を進めていきたいと思っております。それによって、当然、避難所の運営についてはどういう形でいったが、また、どういうところを改善すべきなのかというようなところも出てくると思っておりますので、そのあたりは検証会の結果をもとに改善をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 大地震の被災から復旧・復興に迅速な対応、対策を取るために、人材の不足、確保、このことについては、東日本大震災のときも、そして熊本地震のときにも同じことが言われております。市町村の行財政改革推進における無理な職員削減が、結果的に迅速な対応、対策に支障を来すということになっていないのかどうか。住民サービスの低下につながるようなことになっていないのかどうか。このような

教訓が今後の玉名の市政運営に十分生かされることを述べまして、私の質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時40分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 第2市民クラブを代表いたしましてここに立たせていただきましたけども、なんか第2市民クラブいうとなんか下請けみたいですね、独立せなないかなと、今しみじみここで思いました。今、自分で言ってそう思いました。

一般質問を行ないます前に、先日の4月に起きました熊本大震災において、とうとい命、亡くなられました皆さま方に哀悼の意を心から申し上げ、また、多くの皆さん方の被災に遭われました皆さん方に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、玉名市内の震災を受けられました方に心からのお見舞いを申し上げます。

言葉は、このように哀悼の意とか、お見舞いを本当に申し上げることができるんですね、簡単に。ただ、この段階におきまして、私自身がですよ、非常に残念に思ってますのが、あの激しい震災に遭われた地域に駆けつけて、1日でもボランティア活動に行けなかったこと。といいますのは、私もボランティア団体を持っておりますので、日ごろそういった震災のときのボランティアじゃないですけど、ほかの面でボランティアやっております関係で、ただ、それ行けなかったことに非常に残念に思ってますし、玉名市民会館におきましてチャリティーショーでもしようかなと思ってましたけど、それも使用不可能になっておりましたので、それも不完全燃焼で終わりました。しかし、この災害の復興というのは、相当時間がかかると思っていますので、次の機会に伺っていきたいと思います。

さて、今回の一般質問は、最初の課題といたしまして、防災の対策は万全だったのか、万全と言えるのかという項目にしておりますけども、私は大自然が引き起こす他種の大災害の防災について、過去23年の6月第3回の定例会6月21日、また、平成25年の第1回定例会3月8日、また、平成27年の3月第1回定例会3月10日ですか、3回にわたりまして、この防災についての指摘をお願いをしております。突然発生する大地震、地震というのはですね、人間の英知を持っても抑止できませんし、調整もで

きない、停止もできない、自然の猛威になすすべもなく、この世の人間社会に大きな被害をもたらします。特に地震というのは、だれも予測できないこの世の恐怖です。日本全国、地震におびえているのが、この日本の現状じゃないかと思います。私の女房なんか、私の親父の雷は全然怖がらなんとですよ、地震と普通の雷はすぐ怖がって、「車の中に逃げようか。」とすぐ言うんですよ。困ったもんです。地震が引き起こす津波は、大雨による川の氾濫、このような自然災害に対する対策、備えなどについて、国の地震調査研究推進本部や県が試算した地震・津波被害想定などで、県内にあります布田川・日奈久断層帯が、今後30年以内にM7.6の直下型地震を起こす確率は、最大6%と記されておりました。この数字は約5年前、当時の新聞紙上に公表されていた数字でございますので、間違いありません。そして最悪のケースで県内複数の自治体でM7を記録して、死者の数やいろいろの被害の数字が詳しく記してありました。阪神大震災のときは、発生率が8%と事前に指摘されています。どちらの地震もその数年後に大地震が発生しました。23年6月の議会のときも、九州大地震火山研究センターの所長が、熊本でも大地震がいつ起きてもおかしくない指摘している記事を私は紹介しております。過去3度の議会での質疑に対して、当時の各担当部長から、随時計画的に災害に応じた避難場所の設定、並びに防災備品の備蓄について、それぞれの品種、数字を上げて、正確な答弁をなされ、各指定場所に応じた備蓄計画を早急に作成していくとの答弁を聞いておりますので、その実効性をこの機会にただす、その意味で防災体制は万全と言えるのかとの質疑になりました。

あしたは我が身と思って、今後の対策を練って、対応をお願いしていたようでございます。事実、今度の熊本大地震は、我が身の上に起こりました。それも指摘を受けてから数年後に阪神淡路大震災、東日本大震災、いずれも熊本地震と異なって、火災と津波の二重、三重の災害となっております。東日本大震災では、津波の恐怖と想像もできない放射能の汚染の恐怖まで浴びていて、もう年々経過しましたかね、いまだもって放射能の除染は完全にできておりません。我々は目で見て、その災害の大きさと厳しさを感じ取ることができても、心の中からその切実さを感じ得ない部分が多々あったように感じます。今朝の新聞にも阪神淡路大震災当時論説委員長だった方の言葉が、当時家も倒壊し、父も亡くし、これまで被災者の気持ちが本当にわかっていなかった。そういった自分に気づいたという書が、書いているのが紹介されておりました。そのように今回、熊本大地震によって、我が身に降りかかってきて初めて、その厳しさと切実さを感じ取ることができたように、私自身も思うところであります。

このような状況を振り返ってみて、玉名市の災害に対する防災体制はどう整えていたのか、多面的な視点、あるいは観点からあるべき防災体制のあるべき姿をお示し願いたいと思います。

以上、答弁いただいて、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 田畑議員の災害に対する防災についての今回の熊本地震に対する防災体制は万全と言えるかの御質問にお答えいたします。

今回の4月14日の震災後に、市長を本部長とする玉名市災害対策本部を設置し、各部署からの被害状況の把握に努めるとともに、直ちに4カ所の避難所開設を決定し、適宜状況に応じた対応を行なったところでございます。また、4月16日の本震の際は、津波注意報が発令され、大勢の方が高台へ避難されたため、一部の地域では混雑を招いたと聞いております。そのような中で、市内40カ所の避難所を早急に開設し、避難者数は3,125人で、市職員175人体制で運営に当たったところでございます。今回、震災を受けた状況の中で、備蓄の重要性を一層感じており、現在、本庁及び各支所への備蓄につきましては、アルファ一食が2,000食、水が2万8,400本、毛布が800枚などを各支所に配備しております。今後市としましても、国が示している人口5%の1日分を目標に、随時緊急時に対応できる備蓄品を整備したいと考えております。

次に、公共施設の避難所利用につきましては、今回の激甚災害の経験を踏まえた上で、施設ごとの耐震強度などの調査結果を精査し、安全性の確保及び各施設の利便性などを考慮し、適正な避難所の利用を行なってまいります。

田畑議員におかれましては、過去3回の議会での一般質問において、防災についての貴重な提言をいただきましたので、それをもとに、各種の災害に対し万全の対策を整えてまいってきたところでございます。平成25年3月議会での一般質問において、30年以内に布田川・日奈久断層帯による地震発生について、震度7の数字を示され、6%の発生率であるが、いつ地震が発生してもおかしくないなど、的確な指摘をされておられ、その後御指摘のとおり3年後に今回の地震が発生したところでございます。今後、市としましても、今回の熊本地震について、十分に検証を行ない、あらゆる大規模災害に対応できるような体制の整備、実効性のある防災計画書の見直し等を行ない、市民の生命、財産を守るための災害対応に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 担当課、そしてまた職員の皆さん方の御努力は非常に理解ができます。また、過去に私が一般質問で指摘いたしましたことについて、非常に的確なことを準備しておられたように、今感じを受けました。予測のできない自然が引き起こす大災害を未然に防ぐということは、非常にこれは不可能じゃないかと、私は思うんですね。ただし、専門家、専門機関の発表する情報やデータを結集して、積み重ねること

によって未然に防ぐことはできなくても、災害、被害を軽減することは可能です。それを大きないろいろな災害が発生したときの2次、3次災害を起こさない意味でも、そのときの対策は対価に、大きな役目を果たすことになると思います。普通備えあれば憂いなしという言葉のとおり、玉名市の万全の対策をお願いするものでございます。それと、今回、私が一番危惧したのが、玉名市には被災者に対する助成というか、一時的な見舞金というかですね、そのような制度が設定されていないのに心配しまして、今回地震の起きました早い時期に、その制度を設定されて、一刻も早く市民の皆さん方にお示し願いたい。そういう思いで地震発生 of 早い時期に、会派の同僚議員、吉田議員だったかですかね、高寄市長と斉藤副市長にその方針を早く示していただくよう強く要望いたしました。市長、副市長お2人も、早急に内容については検討しようとの理解をいただき、先日晒された内容となった気もいたしますけど、そのとき既に、制度の内容については、検討しておられたような気合いもいたしました。しかし、私たちの2人の顔を立てて、「そんなことはすぐに検討しとるばい。」とおっしゃらなかった。さすが人の上に立つ人の心配りかなという、私はそう受け取ったわけですけども。済みません、質問の筋から少し離れまして申しわけございませんけども、助成金の最高20万円というのは、少し私では十分ではないと、自分自身はそう思っておりますけれども、他市との比較も参考にさせていただき、追加助成も専決処分事項でもどれだけでも賛成いたしますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

もう1つの心配事が、もう今は炭鉱ございませんけども、炭鉱の地下の坑道が有明海の地下のどこまで掘削されているのか。私の頭の中では整理できませんので、この地震を境にして、そのことが確認できず心配事になりました。昔、雲仙の眉山が崩落して、有明海に大きな津波が発生して、沿岸地域にたくさんの犠牲者が出ております。岱明町には千人塚という記念碑がありますし、これはそのときの犠牲者に哀悼を表す形と思います。最近、有明海にも地震が発生しております。これだけの地震が続きますと、坑道が陥落して、大津波が発生する可能性に重みを私は置くようになりました。今度の機会に、この件に関しても将来のために調査をして資料を整えておく必要があると思います。

それから、耐震改修された建物は、それをはっきり示す表示板をつけるべきだと、私は思います。と言いますのも、近年新築された体育館などには安心して避難できますけども、何十年も経過した体育館などには、安心して避難できないと、今度の地震の際に車の中で我慢しようという、そういった声が非常に聞こえてきましたので、御検討をお願いしたいと思います。

この2点について、答弁は必要ありません。

今回のような災害が発生いたしますと、我々議員も何らかの形で市民からの声がかかり、大変なことがございますけども、それにも増して、さらに大きなのが、大変なのが

行政を預かっておられる市長初め、職員の皆さま方だと痛切に感じております。4月14日の地震発生からやがて2カ月半あまり経過いたしました、その御心労はいかばかりかとお察しいたします。再質問を3、4点ほど考えておりますけど、先ほどから、午前中から部長の答弁を聞いておりますと、非常に前向きで、的確な答弁をされておりますので、私の前に質問された議員さんの質問とちょっと視点が違いますけども、ちょっともう今回は控えさせていただきます。

防災対策について、やっぱり日々研究、準備を重ねていただきたいと思うのが、私の今の気持ちです。そのような立場にあられる市長初め職員の皆さん方の労をねぎらい、この項目の質問を終わります。

次に移らせてもらいます。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 行財政改革について。行政区の統廃合はどう考えているか。国際通貨基金ですね、インターナショナル・マネタリー・ファンド（International Monetary Fund）普通IMFと省略してありますけども、20日の日に日本に対する年1回の審査を終了後の声明を発表しております。日本のデフレ脱却に向けた2%の物価上昇目標に関しては、日本銀行が掲げる2017年中の達成は難しいと明言しております。日本の景気回復は既に失速したと懸念を表明しました。労働市場改革や賃上げを強く促す政策の重要性を強調して、いわゆる構造改革を伴わないまま、財政出動や金融政策に過度に依存することに警鐘を鳴らしました。消費税の増税時期を政権の裁量で変えてきたことが政策の不透明性を高めていると批判して、歳出削減を強く進めるよう要請しております。日本銀行の黒田総裁は、その同じ日に、地方銀行が短期金利のマイナス金利の引き下げなど、金融政策の手段は既に使い果たしたと。現状でのデフレ脱却は過去に例のない難しい問題と指摘している。総裁本人みずからそのように明言しております。これ以上、打つ手がないということだということでございます。さて、本当に厳しいこのような現状の中で、地方自治体はなおさら行財政改革をみずから考え、改革可能な部分からその改革実行推進する必要があります、その時期に既に来ていると思われま。これは私がそう思うわけです。何の改革にも、必ず苦が伴います。行政が言いにくいことになが、気をつけないなどでは、本当の市政を思う精神が欠けていると思わざるを得ません。行政区の運営遂行にも適切な行政指導が必要です。既に少子化、高齢社会となった現実、早く認識してすべての面でその対策を推進すべきです。ある区長会の席で、「自分の区では区長を引き受ける人もいない。ほかの役を決めるのにも非常に苦勞する。それは高齢者が多く、だれも役を引き受け手がいない。行政区の合併をなんとかできないか。」との話がありました。私は「それは自分たちの隣接区と自由に話し合っ決めてればいいことではないですか。」ということを説明したんで

すけれども、「それはわかっております。」と、「しかし、行政機関が指導的立場で助言してもらおうとわかりやすく、行政区の皆さまも納得が早いだろう。」との意見でありました。これは決して強制的な指導をお願いしているわけではありませんので、誤解のないようにお願いします。我々はそれぞれの難しい問題を抱える市町村合併を推進して、成し遂げてまいりました。必ずしもその結果が万全であったとは言い難い面もありますけれども、改善すべきはその事情内容に応じて訂正していけばいいことではないかと思っております。この課題については、以前にも議会で提案、質問しておりますが、そのときの部長さんがどなたかわかりませんが、あまりにも未熟な、ちょっと私から言えばばかげたこと言うなということでしたけど、それ以上、私は議論する気がありませんでしたので、そのときは議論しませんでした。しかし、きょうの部長さんたちの答弁を聞いておりますと、現在の職員初め執行部の皆さん方は、玉名市の将来を真剣に語るばかりのようです。この課題は、今こそ改善すべきだと思います。鋭意検討をお願いしたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 田畑議員の行財政改革についての行政区の統廃合はどう考えているのかの御質問についてお答えをいたします。

本市における行政区とは、従来から存在します地縁による自治活動の集合体である自治会を行政区として位置づけております。この自治会は、合併前の各市、町それぞれの地域性や歴史性などが考慮されて存在しておりましたので、自治会の世帯の規模と比較した場合には相違があるのが実情でございます。行政区の統合は、市町村の合併とは違い、統合の意志決定権は行政区にあると考えておりますので、行政区からの自主性を尊重しながら、協力する形で取り組んでいかなければならないと考えております。そこで、各行政区の実情を把握するために、昨年3月から4月にかけて全区長さんを対象に、行政区運営に関するアンケート調査を実施したところでございます。この結果によれば、地域の課題として高齢化の進展や役員の担い手不足などが上げられており、これらの課題を解決するためにも行政区の統合は有効な手段の1つであると考えております。昨年度末から一部の地位で行政区の再編について協議を始められたところでございますが、さらに各校区の区長会長等で構成される玉名市区長会協議会と協議を行ないながら、個別具体的には対象となる行政区と統廃合について協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 小さい行政区では15軒とか17軒、20軒、25軒とかですね、近隣にあるわけですね、隣同士で。だからそういうとは割と合併しやすいようなこともおっしゃってましたけどもですね、やはり何か行政のほうからそういった声を出していただいたほうがしやすいということです。だから強制的にどうこうじゃないんですよ。強制的にどうこう言いませんけども、ちょっとしたそういったアドバイスでもしていただければですね、皆さん助かることもあるし、迷惑するところもあると思います。しかし、必ず何もするにも苦難はありますので、いい方向にちょっと進めていただきたいと思います。行政改革は、やはり常時取り組んでいき、毎日が取り組んでいくべき問題だと思いますね。常にそういった意識を持ちながら、日々の職務に取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、前向きな姿勢でよろしく願いしときます。

次の質問に移ります。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 次は、小岱山薬草の会の過去の助成、補助金に対する成果はということにしておりますけれども、過去、薬草を利用した多様な事業推進に、私も非常に期待をして、助成金などに対して積極的な考えを持っていました。あれから10年たったかなという感じですけども、その後の普及といいますか、どの分野にどのように定着して、取り組みがどうなっているのか。なるほどといえる話がなかなか聞こえてきません。気になりますのが、普及が本当にだれが、どのように取り組んでいるのかもわかりませんしですね、普及が進んでないのか、心配事になったところがございます。せめて玉名市の旅館組合で薬膳料理は非常に人気がありますよとか、どこかのレストランで人気をよんだ料理が薬膳料理だったとか、そのような声が一向に聞こえてこないわけです。残念ながら聞こえてくる言葉は、その反対の意味のことばかりで、そういった声を聞きますと、せっかくこういった当初補助金出したりとかした効果が、どうなっているのかという、やっぱり議員としても気になりますし、どのようなところで普及が進んでいるのか、担当課の方によれば、ある程度掌握しておられると思いますので、一連の状況をちょっとお示ししてお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の小岱山薬草の会への過去の助成、補助金に対する成果についての質問にお答えをいたします。

まず、小岱山薬草の会に対して支出した補助金でございますけども、同会は薬草という新たな玉名の魅力を発信する取り組みを中心となって推進する団体として、平成19年1月に設立をされました。本市では、小岱山薬草の会の初期段階における支援のために、平成19年度から3年間にわたり、年52万円、合計3年間で156万円の補助金

を支出しております。この補助金については、主に活動拠点の整備や商品開発に活用をされました。現在まで活動の拠点とされておいた新玉名駅にある観光ほっとプラザたまララ内の「薬草ダイニングたんぼぼ」についてでございますけども、たまララの開業の際に、カフェの運営業者を観光協会が公募された結果、小岱山薬草の会の宮永会長がアドバイザーになっておられた薬草プロジェクト合同会社が出店に至ったものでございます。今年3月末に契約期間の終了に伴い、玉名観光協会の直営となっているところでございます。ここたまララにおいては、メニューの見直しは行ないながらも、今でも薬草料理は提供されており、使用する薬草は小岱山薬草の会から仕入れているとのことでございます。なお、ここ「薬草ダイニングたんぼぼ」の売上げに占める薬草料理の割合については、平成27年度は約売上げの7割だったというふうに聞いております。

次に、薬草料理の普及についてでございますけども、これまでも温泉旅館の女将や料理長を集めて、薬草料理講習会を開催し、メニューへの導入を試みた結果、1つの旅館で薬草料理プランの提供が行なわれているようですが、残念ながらそれぞれの旅館の諸事情から、旅館全体の普及には至っていないというのが現状でございます。それでも小岱山薬草の会の10年近くにわたる活動は、市内外で高く評価をされておりまして、先進的な取り組みとして、全国から数多くの視察を受け入れております。また、今までさまざまな受賞等を受けておられますけども、平成27年度におきましては、農林水産省関係で、「第2回ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の優良団体として、全国683団体から選定をされ、首相官邸における授賞式におきましては、薬草ゼリーを試食した安倍総理大臣から「まだ食べたいからもっともらってきてください。なんだか疲れがとれたように感じます。」との言葉をいただいたそうでございます。この授賞式の様子につきましては、農林水産省から提供された写真とともに、広報たまの平成28年1月号で紹介をしたところでございます。このように大きな広がりを見せつつある小岱山薬草の会を中心とした取り組みでございますけども、市民への普及についても崇城大学薬学部の村上教授を招いて、実施をしています薬草観察会を初め、公民館講座などを活用した薬草料理教室、高齢者を対象としたいきいきふれあい活動や小中学校の総合学習の時間を利用した出前講座まで、幅広く全員が手分けをしながら頑張っておられます。このような中、活動のもととなる、安定した薬草供給のためには、薬草栽培が不可欠でありまして、多くの人手も必要になることから、これからも他団体と連携し、課題の解決とさらなる活動の充実を目指して、継続した取り組みにしていきたいと考えられておりますし、市におきましても地域おこし協力隊の活用など、積極的な支援を行なってまいります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 助成金、補助金は大した金額ではないんですけども、私もこちらに帰ってくる時、前は生駒のほうに家を構えておりましたんで、土曜、日曜日なんか、生駒のほうにちょっところ散歩に行きまして、薬草工場があったんですよ、そうしたらそこらいいにおいとかですね、薬草のにおいがしてきまして、「ああ、薬草っていいな。」という思いをずっとしておりましたんでですね、当初、10年ほど前に個人の名前は出しませんが、そういった取り組みをされるということで、その助成金に対して積極的に、それはいいことだということで協力いたしました。しかし、今部長が答弁されましたように、非常に普及に対してもうひとつ見えてこない部分があります。ここにおられる執行部の皆さん方が、その薬草料理か何か知らんけど、食べられたことが皆さんありますか。あります。さすが斉藤副市長は一番に手を上げられました。そういうことでやはり皆さんが、やっぱりそれを食べてみて、試食してみて、やっぱりどういうものかということもちょっとアドバイスもしてあげたほうがいいんじゃないかと思ってね。近くの御婦人たちが食べに行くと、1回食べに行ってくださいということ言ったら、もう2度と食べたくないというのが、本当の真面目な意見だったと思うんですね、私の近くの人たちは。先ほど総理大臣からの表彰もあったということでございますし、せめてそういうときはその人を何かの企画で祝ってあげるとかですね、そういう企画をして、もっと宣伝につなげたらよかったなという気もいたします。せめてこの薬草というのを利用するいろいろな取り組みは、非常にイメージ的にも、題材にしても非常にいいことですので、今後とも皆さん方協力して、ぜひ、広げていただきたいとそうように思って、次の質問に移ります。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 次は、国際スポーツのことでございますけども、28年度より国際スポーツ大会キャンプ誘致等推進室が設置されましたが、現在どのようになっているか。その活動計画を持っているのか、そういうことで、それからもう1つは、実行委員会を設置すると伺っておりましたが、その方向性を、また、実態どうなってるか。

玉名国際交流協会と玉名レスリング協会、並びに玉名市生涯学習課スポーツ推進係との3者で、6月、7月にアメリカオレゴン州の高校生が玉名市に遠征することを誘致できることに決定したのでありますけども、それを受け入れ体制を協議していたところ、先方より熊本大地震のために遠征を中止したいとの通知を受け、非常に残念に思っているところでございます。その起爆剤として、さらに促進しようと同関係者一同決意を新たにしているところでございます。次の機会に期待したいところでございますので、先ほどの2項のことについて、詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田畑議員の国際スポーツ大会キャンプ誘致についてお答えいたします。

まず、国際スポーツ大会キャンプ誘致等推進室の活動でございますが、本年度推進室が取り組む業務といたしましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が作成しますキャンプ候補地ガイドに掲載するための条件整備に取り組んでおります。キャンプ候補地ガイドブックの掲載には、キャンプ地、自治体情報、練習施設情報、宿泊施設情報の3つの記載が必要となっております。宿泊施設情報を収集する中で、温泉組合や観光協会などとの詳細な協議が必要となってまいります。現時点での活動としては、ふるさとセールス課と打ち合わせを行なうとともに、県内外の市町村のガイド掲載状況などの情報収集を行なっているところです。今後はこれらの情報収集を行ないますとともに並行して、県内競技団体への渉外活動も行なっていきたいと考えております。なお、ガイドブック掲載後は、各国、各地域の選手団からのオファーを待つこととなりますが、スポーツ関係、観光関係団体等とは常に情報交換を行なう必要があると考えております。

次に、実行委員会の設置についてですが、2008年に北京オリンピックが開催されたときに、熊本市においてドイツ水泳チームの熊本合宿の受け入れをされておられます。そのときは、スポーツ関係、観光関係等の関係機関で、受け入れ班、交流班、広報班などを組織する実行委員会を設置されており、その設置時期は北京オリンピック開催年の約2年前でございました。本市におきましても、選手団からのオファーの時期にもありますが、熊本市の事例を参考にしますと、東京オリンピック開催年の2年前くらいには実行委員会を設置する必要があると考えているところでございます。ただ、今のところ予算がない中での活動となりますので、先に答弁しましたことを順を追って活動していきたいと考えております。

最後に、この事業推進に当たっては、庁内関係各課及び関係機関の共通の理解と協力が不可欠でありますので、庁内において十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） ガイドブックに載せるいろいろな資料の準備、これも大変なことだと思うんですね、各調整も要りますし。いろいろな状況を資料を関連機関との聞き取り調査といいますか、その辺のことも大事ですし、将来玉名市の活性化、発展のため、御尽力をいただきたい。何事も努力なしではなし得るものは何もないですね。人生我々生きていく上でも、努力のない人はやはり報われない。努力して失敗しても、失敗を重ねることによって努力が実るわけです。そういった意味でもぜひ、このことについては、実現に向けて御尽力を本当にお願ひして、私の質問を終わらせてもらいます。

どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成28年第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永 野 忠 弘

玉名市議会議員 内 田 靖 信

玉名市議会議員 江 田 計 司

玉 名 市 議 会 会 議 録
平 成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

発行人 玉 名 市 議 会 議 長 永 野 忠 弘

編集人 玉 名 市 議 会 事 務 局 長 堀 内 政 信

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (0 9 6) 3 7 2 - 1 0 1 0

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊 本 県 玉 名 市 岩 崎 163 番 地

電 話 (0 9 6 8) 7 5 - 1 1 5 5